

第九篇 昭

和

第一章 普選前後の政党政治

第一節 七戸町勢の後退

一 郡役所の廃止

大正一五年（一九二六）七月一日、上北郡々役所の廃庁式が挙行され、四八年間にわたった郡制の幕がとじたのである。この郡役所の廃止が七戸町にとって、いかに打撃であったか、当時の新聞（上北新聞）は次のようにその悲しみを報じた。

血を以て購ふた

郡役所廃庁式

七戸町の誇りが奪はれた

町民よ自己の力に目覚めよ

(『上北新聞』大正一五年七月五日号)

ここで、明治地方自治制の中における郡制の持つ意味を簡単に振り返ってみると、明治六年に区制とともに幕藩体制下の郡制は廃止されたが、その後明治一一年の「郡区町村編成法」によって、郡は正式に行政区画となったのである。上北郡は、もともと北郡と称していたが明治一一年一〇月一日にこれを二つに分け、横浜以南を上北郡とし、郡役所を七戸町におき、三町一三カ村(三本木町、野辺地町、七戸町、三沢村、藤坂村、天間林村、六戸村、横浜村、大深内村、六ヶ所村、甲地村、百石村、法奥沢村、下田村、四和村、浦野館村)を組織したのである。

郡長の役割は、「郡区町村編成法」において「郡長ノ職任ヲ重クシ以テ施設に便ス」とあり、これにより郡長の権限は大きく、行政事務委任の範囲内で町村戸長に命令する権限を有するものとされた。したがって、その職務内容は戸長役場の監督、兵役事務、徴税事務、学事といった国家委任事務といったものだけでなく、町村間の紛争の調停にもあたるといったものであった。

また、郡制の明治地方自治における本質は、基本的に次のように把握することができる。

①中央の地方支配が大地主特権を主軸にしておこなわれた——郡制は大地主特権(郡会議員定数の三分の一を大地主により独占)と複選制によって、郡の自治が数町村にまたがる大地主を保護・育成し、農村の秩序の安定と農村間の利害を調整するという役割を演じた。

②郡役所は中央官僚の最末端の国家官僚機構として機能した——政党による自治体支配を阻止するために、さまざまな補助奨励金をてことして農村を監督する役割をもった。

このようにして郡制は町村の第一次監督機関として機能し、さらに明治二〇年代後半以降は郡単位の農会設置に尽力し、地主を主体とする農事奨励、小作人への慈善政策を奨励し、町村や外郭団体への補助奨励金を流すことによって農村秩序の維持につとめたのである。

しかし、この郡制は絶体主義的官僚政治が後退し、政党政治が拡大してゆくなかで変化をとげてゆき、大正一〇年、本格的な政党内閣である原敬内閣によって郡制廃止案が衆議院と貴族院に提案され、通過・可決することになったのである。

郡役所が七戸にとって、いかに大きな存在であったかは、明治三十一年（一八九八）十一月二十八日から二十九日におきた郡役所野辺地移転問題における暴行事件をみてもわかるのである。この事件の発端は明治三〇年一月一日におこなわれた県会議員選挙にからんで野辺地と三本木が同盟し、野辺地に七戸の郡役所を、三本木に県立農学校を移転するという密約をしたことに始まる。このことは七戸の人々にとって許すべからざることであった。何故なら、藩政時代より七戸は七戸代官所在地であり、郡の中心部は七戸であることは当然であり、上北郡役所が七戸に所在することを何も疑わなかったからにはかならない。十一月二十八日に開催された郡会において七戸の人々の不満が一挙に暴発し、野辺地・三本木の同盟側議員を襲撃するという流血事件をひきおしたのである。しかし、このように七戸の人々の心のよりどころであった郡役所は、大正一五年六月三〇日をもって廃止され

ることになったのである。七戸の人々の郡役所に対する主観的感情とは別に、郡役所存立の客観的条件は大きく変化してきたのであった。それは、郡制のなかで維持・拡大されてきた大地主の地位が、相対的に後退してきたことである。つまり郡制とは大地主を主軸とした農村の支配機構だったからにはかならない。また、地主の地位の後退に伴う動揺は、政党間の激しい対立というかたちで表面化したのである。

二 軍馬補充部七戸支部の改称

軍馬補充部七戸支部は軍備縮小政策により、大正一五年（一九二六）一月一日から同三本木支部七戸派出所と改称することになり、事業の一部が廃止されることになったのである。

七戸支部が創設されたのは、明治三七、八年の日露戦後軍備の拡張を図るため、明治四〇年（一九〇七）一月一八日より開設されたのである。以来二〇年間にわたり軍馬の生産に大きな役割を果たし、また、七戸馬産の一つの重要な柱でもあった。使用土地は約一万町歩、部員高等官八人、判任官十二人、収容馬四一五〇〇頭、一カ年の経費二〇万円であったが、七戸派出所への改称によって、その事業は半減されることになったのである。これにより七戸馬産を支えてきた一つの柱が後退することになり、同時に七戸の町勢をも後退させてゆくことになるのである。

第二節 普通選挙前における政党政治

一 政党政治の時代

昭和の初年は大正の末年から続く政党政治の時代であった。すなわち、大正一三年（一九二四）の護憲三派内閣の成立から昭和七年（一九三二）の五・一五事件による犬養政友会内閣の瓦解までの約八年間がそれである。しかも、この時代はともかく、政党の代表者が数代にわたってひきつづいて政権を担当した戦前におけるただ一つの時代である。この時代を象徴する事件は男子普通選挙の実現である。そもそも男子普通選挙が選挙法に定められたのは、右に述べた護憲三派加藤高明内閣のもとにおける大正一四年の第五〇回帝国議会においてであった。この、いわゆる普選法が成立することによって、内地在籍人口に対する有権者の比率は一九パーセントを超えて、その実数は従来に比べて四倍に近く、一二〇〇万人を超えたのである。そのこととともに、注目すべき現象はいわゆる無産党の出現である。すなわち、大正一四年から一五年にかけて労働農民党、日本労働党、社会民衆党が相ついで成立した。ともかくも社会主義を標榜するこれらの政党の出現は、日本政治史上画期的な事実であったといわなければならない。

二 政党政治による政界の混乱

大正期の青森県の政情は、政友会の全盛期であり、黄金時代を現出した。これは政友会原敬の影響によるものであった。しかし原敬の死後、青森県の政界は混乱をきわめることになったのである。依然政友会中心の県政界

であったものの、中央とのつながりは川村竹治（貴族院議員）——床次竹二郎（政友会の実力者）となり、特に床次竹二郎の去就につれて大きく混乱した。床次氏は首相の座を狙う「政権亡者」と評され、政友会を出たり入ったりを繰り返えし、それにつれて青森県の政界も右往左往したのである。

大正一三年、山本権兵衛内閣から清浦奎吾内閣に政権が移った時、政友会は新内閣擁護派と否認派に対立した。この時、床次氏は政友会を脱党し、政友本党と称して清浦内閣を擁立したのである。しかし、政友会と憲政会と革新倶楽部は提携し「護憲三派」を結成し、選挙で大勝した。これにより政友本党は野党に転落し、清浦内閣は総辞職することとなり、政権は憲政会の加藤高明に移った。

大正一五年一月、加藤首相が死去したあと、政権は憲政会の若槻礼次郎に移った。そこで床次氏は政友会の田中義一総裁と手を結び、若槻内閣を打倒したものの、昭和二年四月政権は田中義一に渡されたのである。そこで床次氏は憲政会と合同し、民政党を樹立することとなった。このような床次氏の激しい動きのなかで本県の政界も影響を受け、本県の政友本党支部は、あいついで脱党する者が多く、ついに解散することになったのである。大正一五年から昭和二年にかけての本県政界の混乱は、このような床次竹二郎によってもたらされたものと言っても過言ではないだろう。

二 七戸町長改選

現町長野辺地俊夫は昭和二年二月二五日をもって任期満了となり、町長改選がおこなわれることになった。野

辺地氏は「三期も勤めましたから今頃は自分の退く時期でしょうから」と述べ、次期町長選に不出馬を表明した。したがって新たな人材から選ばれることとなったのである。擁立されたのは浜中末吉と藤島藹で、両者の間で激しい選挙戦がたたかわされたのである。

浜中末吉は浜幾家に生まれ、三八歳で県会に乗り出し、以来三期県議をつとめ、七戸地方のために大いに貢献した人物である。これに対して藤島藹は甲地村、大深内村村長ならびに上北郡会議長などを歴任し、いわゆる行政畑を歩んできた人物である。

昭和二年二月、町長選挙会が開催され、一八人の議員によって町長選挙がおこなわれた。当初、多数を容し樂觀していた浜中派であったが、投票結果は八点对九点、わずか一点差で藤島氏が新町長に選出されたのである。この町長選は、かつてなかったほど激烈な選挙戦となり、議員の買収などもあったのではないかと噂されたほどであった。

四 上北県議補欠選挙と政争

普選前、つまり大正一五年から昭和二年にかけて青森県の政界は混乱をきわめた。これは、前述したごとく床次竹二郎の激しい動きに影響された結果である。昭和二年三月東郡の政友本党系一人がまず脱党し、その後も脱党者が続出した。

その頃、政友本党上北分所はどのように対応したか。当時、上北分所長であった浜中末吉は「どのような政変

がおきようともし上北政本は床次総裁と一身を共にする」と語り、上北分所は政友本党支持の立場をとった。七戸町における政党の勢力分野は、図式的に言えば、政友会——浜幾家、政友本党——浜中末吉・盛喜家となっており、この二大勢力を軸にして政争をくりかえしていた。

しかし、昭和二年五月二四日、政友本党青森県支部は、ついに解散にふみきったのである。これは川村竹治が政友本党を脱して政友会に入り、五月二四日に来県し、中央政界の事情を説明、床次派と縁を切る方が得策なことを説いたことによるのである。

これにより上北分所も政友会に入ることになり、盛田徳太郎、蛭名英一、浜中末吉は新聞に、次のような「復党広告」を掲載した。

復党広告

小生等三ヶ年間政友本黨員として微力ながら県政に盡して来ましたが
今回中央に於て憲本合同民政党樹立と共に小生等再び政友会に復党致
しましたから郡民各位の御指導と御援助を御願ひ致します。

昭和二年六月五日

盛田 徳太郎
蛭名 英一
浜中 末吉

これにより、七戸町における政党勢力分野は政友会一色にぬりつぶされるかに見えたが、上北県議補欠選挙をめぐり、再び政友会系と旧政友本党系の対立が激化したのである。補欠選挙において、政友会は三本木町の小笠原八十美を擁立することになった。これに対して民政党では野辺地町の野村治三郎代議士などによって大坂七郎が擁立された。

七戸町では浜幾家など政友会系は小笠原八十美を応援したのに対し、盛喜家などの旧政友本党系は民政党の大坂七郎を支持したのである。このため選挙戦は泥試合化したのである。この激烈な一騎打ちは六月二八日の投票によって決着がついた。結果は三四二五票対三二一七票で小笠原氏が当選したのである。

七戸町において、同じ政友会系でありながら激しく対立したのは何故であろうか。いくつかの要因が複合していると言える。第一は上北郡の中心としての七戸が郡制・郡役所の廃止、軍馬補充部支部の廃止（七戸派出所と改称）などにより、町勢を支えていた柱がつつぎつつぎに消えてしまったことによる動揺。第二に、より客観的には、地主経済そのものが後退してゆくなかで、従来の「ダンナ衆政治」の支配力が弱体化し、時の政党政治の動きに大きく影響を受けるようになったこと。第三に、狭い地域社会のなかで閥閥、利害、感情などに根ざした対立が政治的対立に発展してゆくことによるものである。このような要因がかさなりあい、対立抗争を繰り返したものと思われる。

第三節 普通選挙の実施

一 普通選挙の背景

昭和の政治は大正一四年（一九二五）四月に成立した悪名高い「治安維持法」と、大正一四年の第五〇回帝国議会において成立した「普通選挙法」の二法によって基本的に規定されたのである。つまり、我国の政治上の民主化は「治安維持法」の枠内で成立したのである。しかし、このような骨抜き民主化でありながら普通選挙は実施され、これは政治活動の分野を大きく広げるものとなったのである。

新選挙法は、①選挙権の納税条件（直接国税を三円以上納めるもの）を撤廃して、満二五歳以上の公民権をもつ男子には選挙権を与える。②従来の小選挙区制をやめて、議員定数を三人ないし五人とする中選挙区制を採用することになった。これにより有権者はほぼ四倍に増え、青森県においても大正一三年の三万八七三五人から昭和三年の総選挙では約四倍の一六万二四二五人に増えたのである。

二 普通選挙による初の県議選

普通選挙法による本県初の選挙戦は昭和二年（一九二七）九月二五日、県会議員選挙として実施された。前述したごとく、有権者が四倍にも増えたために、これに当惑し、無投票に持ち込んだところもあったようである。

この時の上北郡の政治情勢はどのようなものであったか。まず民政党は県議選にそなえて、昭和二年八月一五日に民政党青森県支部上北分所発会式をおこない氣勢をあげた。発会式において分所長には野辺地の野村治三郎が選出され、次のような宣言文及び決議文が採択された。

宣 言 文

大権の下国民の総意に立脚して公明政治を行ひ国民民福を図り憲政の済美を期するは政党本来の使命なり彼の明党比周好んで権謀を事として党略に耽けるの徒は憲政の敵として極力之を排斥せざるべからず近時国民の政治思想頗る旺盛にして一見美なるが如しと雖も純真にして健全なる国民的行動を認むる能はず举世滔滔として功利に奔り政治経済共に其要諦をあやまり興国の氣運漸く銷沈せんとす是豈国家の深憂にあらずや此秋に當り現内閣は如何なる対策を以て此難局に処せんとする乎思ふに国家財政の現状と国民経済の实情は到底彼の積極政策の実現を許さず随つて唯一の主張たる産業立国に伴ふ各般の政策は毫も徹底せず而かも予算の編成目捷に迫る内閣の苦悶知るべきなり吾党は夙に内外の形勢を察し嶄新にしてがい切なる政綱を確立公表し今や国民歓呼の裡に大運動を開始し進んで国民と共に政府の為すところを監視せんとす

さきに吾党支部なり茲に上北分所を設立するに當り吾人は時代の変移を察知し地方政治の向上を期せんが為め自治の発達を目標とし銳意教育産業の新たなる振興に努力するの覚悟を有す思ふに時代は遂に一転機を畫し普選に伴ふ新興勢力は勃然として吾人と其方向を共にし正に国家の要求に向つて躍進せんとす上北の地由来実質に富む若し夫れ地利人知を基調とし勢威ある政治を行はんか富源の開発産業の興新时期して待つべき

のみ吾人は斯くの如くして同志と共に昭和新政の第一線に立たんと欲するものなり大方の有志希はくは夫れ之を諒せよ

昭和二年八月十五日

決 議（甲号）

今や金融内に梗塞し産業外に振はず不景気益々深刻を極む現内閣の夙に産業立国を高唱するも之れが対策を講ずる能力なく専ら党勢に腐心し政権の維持に汲々たり吾人は国民と共に極力之れを糺弾し

決 議（乙号）

- 。酒造税の数量課税を従價税に改め以て其の改善を期す
- 。十和田湖利用国営開墾速成を期す
- 。十和田湖国立公園の実現を期す
- 。陸軍飛行場設置速成を期す
- 。農科大学設置速成を期す
- 。小川原沼の開発を期す

これにより、上北郡も以後政友会・民政党二大政党時代に入ることになったのである。他方上北郡の大勢を占めている政友会派においては、さきの県議補欠選挙で当選した小笠原八十美が再出馬し、さらに杉山久之亟、今

第一章 普選前後の政党政治

泉秀雄などが立候補したのである。

七戸ではなかなか立候補者が決まらなかったが、小原第吉が浜中幾治郎と中原秀太郎の紹介により政友会に入
党し、立候補することとなったのである。小原氏は盛喜家手代出身であり、七戸水電株式会社支配人、町議会議
員等をつとめた人物である。また、七戸町では鷹山生是仁が柏葉城南社、南部立憲青年党などから推薦され、政
治の刷新を図るため立候補したのである。

九月二五日県下一勢に投票が実施され、普選初の県議選の結果はつぎの通りになった。

第一〇三表 昭和二年第一回普選県議選各派郡別得票数

	上 北	下 北	三 戸	青 森	東 郡	計	政		友		民		政		無 産		そ の 他	
							人員	当選	人員	落選	人員	当選	人員	落選	人員	落選	人員	落選
	三 六、六七五	一 一、九四四	四 二、八〇〇	二 三、八七六		一〇 二六、三三五												
	二 二、〇六七	一 一、六三五	一 一、二八九	〇		四 四、八九二												
	五	二	五	二		一四	人員	合計	人員	合計	人員	合計	人員	合計	人員	合計	人員	合計
	九、七四二	三、五七九	一四、〇二九	三、八七六		三二、二六六												
	一 二、〇二八	一 二、六七四	二 五、三七七	一 六、六七〇		五一、二七九												
	二 二、二五〇	〇	一 一、九三八	一 一、六四八		四五、八三六												
	三	一	三	二		九	人員	合計	人員	合計	人員	合計	人員	合計	人員	合計	人員	合計
	四、二六八	二、六七四	七、〇五五	三、三八八		一七、五五五												
	一	〇	一	一		三												
	六〇六	〇	二五〇	二四〇		一、〇九六												
	一	〇	〇	〇		一												
	二二七	〇	〇	〇		二二七												

合 計	弘 前	西 郡	中 郡	北 郡	南 郡
一六四、七六六	〇			三二、一〇九	
六九、九三三	一、八三三		〇	一、三、一九〇	
三三	一		三	四	
五、六六六	一、八三三		九、三三三	一四、三三九	
七一七、六六六	一、一、九〇八		〇	一、四、〇三九	
五七、七五二	〇		一、一、九五	〇	
三三	一		二	一	
二五、四三七	一、九〇八		一、九五	四、〇三九	
四一、五九九	〇		〇	一、四三	
二一、六五三	一、四七三		一、九四二	〇	

(『青森県政治史 第三巻』)

定数三二人に対し、届け出は四一人となり、少数激戦であった。政党別で当選者をみると、政友会二二人、民政党一〇人となり、いわゆる保守二大政党による対立図式が成立したのである。しかし、この選挙によって多くの新人が登場し、さらに議席数には結びつかなかったものの無産派の進出が著しかったことは特記すべきことである。なお、上北郡での当選者は政友派三人（小笠原八十美、小原第吉、杉山久之丞）に対して、民政派は一人（伊藤吉五郎）となった。

三 政友会の分裂と七戸

前述したごとく、青森県の政友本党は昭和二年五月に解散し、野村治三郎などは民政党に入党し、他の大多数の者は政友会に復帰したのである。これにより再び政友会の黄金時代になったものの、昭和二年一二月には内輪

もめを始め二つに分裂したのである。

もともと政友会は原敬、竹内清明につながる政友本党系と政友会系の野合であった。このため一二月一日に開催された政友会支部の総会において、この二派の対立が表面化し、翌三年一月に旧政友本党系は政友倶楽部を組織し分裂した。政友会系の鳴海文四郎（県支部長）は倶楽部派の竹内清明、石郷岡文吉（弘前）、中川原貞機（三戸）ら六人を除名したものの、中央の政友会本部はこれを認めなかった。上北郡では杉山久之亟は倶楽部派に、小笠原八十美は鳴海系統に属した。

このような県支部の分裂は必然的に七戸町の政界分野にも影響を与えた。もともと七戸においては政友会系と政友本党系との間で政争が繰り返されてきたものの、今回の県議選においては、たまたま両派が野合したにすぎなかったのである。したがって県支部の分裂はすぐに七戸政界の分裂をもたらした。旧政友本党系の人々によって政友倶楽部上北分所が七戸町に設置されることになり、盛田徳太郎、盛田庄兵衛、小原第吉、小原平右衛門、浜中末吉、米沢与助の諸氏が発起人となり、発会式をおこなった。そこで、次のような声明文が採択されたのである。

声 明 文

吾等ハ輓近ニ於ケル立憲政友会青森縣支部ノ統制ニ慊ラサルモノアリ就中舊臘十一日青森公会堂ニ於ケル開會ノ通常總會ニ現ハレタル事實ハ本縣政党史上一大汚點ヲ印シ憲政ヲ破壊セントスルモノニシテ深憂ニ堪ヘサル者アリ即チ我等同志ハ

一、支部構成ノ根源タル役員組織ニ於テ根本的ニ意見ヲ異ニスルコト

一、會議ニ於テ直接行動ヲ以テ言論ヲ妨害シ同志ニ危害ヲ加フル徒輩ト與シ能ハサルコト

一、彼等一味ノ言動中公私共ニ指彈スベキモノ多ク共ニ國政ヲ論シ縣政ヲ談ジ能ハサルコト

以上ノ理由ニ依リ立憲政友俱樂部ヲ組織シ正義ヲ基調トシ輿論ヲ尊重シ國運ノ進展縣政ノ振興ヲ期スルト共ニ來ルベキ普選第一步ノ衆議院議員選舉に當リ同志糾合協定ハ勿論選舉全般ヲ統一シ必要ニ応シ適切ナル解決ヲ與ヘ戰機ヲ逸セザラシメ更に進ンデ永遠同志の基礎ヲ確立センガタメ當分所ヲ設立セントス幸ニ我党ハ縣會議員ニ於テ其半数ヲ占メ全党員の四分ノ三ヲ包容シ即チ縣下最モ強大ナル政治団体タリ願フニ郡民諸君ハ必ズヤ吾人ト共鳴シ提携シ以テ我党の政策經綸ニ盡瘁セラルゝモノト信ス

茲ニ政友俱樂部上北分所ヲ設立スルニ當リ大方ノ後援ヲ請フ所以ナリ

昭和三年二月

立憲政友会青森県政友俱樂部上北郡分所設立發起人

杉山久之亟、盛田徳太郎、小原第吉、蛭名英一、野辺地俊夫、濱中末

吉、盛田庄兵衛、小原平右衛門、米澤與助、盛田喜平治、石田善兵衛

山本勇吉、三上定吉、西野慶治、中野吉太郎、須藤重右衛門、盛田

盛、駒ヶ嶺虎太、石田伊三郎、市野渡久五郎、駒ヶ嶺倉太、盛田吉輔

下田茂太、石田幸次郎、松嶋大景、高坂徳太郎、山本儀助、高田重

三、太田一二、小野惣之助、山本七五郎、米澤英造、石田平十郎、津田政吉、太田資吉、工藤吉次郎、藤谷徳太郎、石田與太郎、盛田七百二、垣内重雄

この政友倶楽部の設立により七戸町の政界は再び二分されることとなり、次のような勢力分野となったのである。

政友会系——浜中幾治郎、中原秀太郎、高田耕一、工藤千之助、小原次郎等の諸氏

政友倶楽部系——盛田喜平治、小原平右衛門、盛田徳太郎、盛田庄兵衛、山本勇吉、米澤興助、石田善兵衛、中野吉太郎、小原第吉、野辺地俊夫等の諸氏

中立——盛田達三、濱中和三郎等の諸氏

この二大勢力は再び昭和三年二月一〇日に実施された普選第一回総選挙において激しい選挙戦をくりひろげるのである。

四 普選初の総選挙

従来の選挙制度では小選挙区制がとられていたため、青森県は七区にわかれており、上北郡は第六区に属していた。しかし、新選挙制度では中選挙区制が採用され全県二区に分かれることになり、上北郡は第一区に属し、定員は三人であった。

第一区において、民政党では北山一郎と工藤鉄男が立候補し、政友会は藤井達也、政友倶楽部は中川原貞機をそれぞれ擁立した。三派みだれての選挙戦を当時の新聞（上北新聞）は次のように報道している。

上北の政戦も戦機熟し白雪を蹴散らし白皚々の平原に鹿を射止むべく実戦の火蓋が切られ言論に文書に上北の天地に戦雲いよいよ濃くなって来た。

△民政派▽

民政党第一区候補者北山一郎、工藤日東の両氏であるが其の陳容をみると北山氏は到る処青山ありで、地方有力者の応援者多く上北郡では野村治三郎の御聲がかりで戦は有利に展開している。工藤氏には有力者の援助者なく従って野武士的に切り取り強盗は武人のならいと言論戦一点張りの切り込み主義である。工藤氏には無産階級即ち青年連中のかくれたる同情者と共鳴者ありこれ又底力がある。

△政友派▽

藤井達也戦場に馬を進め言論戦の最中であるが、第一区を通じ倶楽部派が実勢力を握っているので残留組に擁立された藤井氏は不利の立場にあるが、前回野村氏に挑み一敗泥にまみれた雪辱戦で今回こそはと意気込んでゐる。上北郡に於ける藤井氏の援助者は三本木小笠原八十美、野辺地中村久治、七戸浜中幾次郎の諸氏である。七戸町の藤井氏の選挙事務所は旧郵便局舎で成田券治、中原秀太郎、福田善八、牧田壽、高田耕一の諸氏が采配を振っている。

△倶楽部派▽

倶楽部派では第一区から中川原貞機を擁立し三戸郡では戦端を開いたが上北郡では未だ嵐の前の静けさ続けている。政友会上北郡分所は三本木に民政党上北郡分所は野辺地にと設置され政治的に亡び行く七戸の実情に有力者は悩み出し倶楽部派の上北郡分所は是非七戸町へ設置して政治は力なりの実力を示さんと分所設置に力を注ぎ、七日午前一〇時発会式の運びになり八日より中川原氏の選挙事務所を張り水ももらさぬ戦陣を敷くことになった。

昭和三年二月二〇日に投票がおこなわれ、開票結果は次のとおりである。

(開票 結果)		(解散 直前)	
政友会	二一七議席	一九〇議席	
民政党	二一六 "	二一九 "	
無産諸党	八 "	(社民党四、日労一、労農二、地方無産一)	
実業同志会	四 "	八 "	
革新党	三 "	二六 "	
無所属	一八 "	一六 "	
計	四六六 "		

与党の政友会は第一党になったものの、絶対多数どころか第二党の民政党との差はわずか一人となったのである。これに対し、青森県における選挙結果はどのようなになったか。各候補者の得票数は次のとおりである。

第一区（定員三人）

当選	二二、六二八	中川原貞機（政友倶楽部）
〃	一七、四六二	藤井 達也（政友会）
〃	一四、三一七	工藤 鉄男（民政党）
次点	一四、三〇八	北山 一郎（民政党）

第二区（定員三人）

当選	一八、六二六	鳴海文四郎（政友会）
〃	一三、五七〇	工藤十三雄（政友会）
〃	一〇、二〇〇	長内 則昭（民政党）
次点	七、七六八	菊池 良一
	六、二九四	兼田 秀雄（政友会）
	二、七〇五	石渡 春雄（労農党）

青森県における選挙結果をみると、中川原貞機・鳴海文四郎などの、いわゆる「地主政治家」が大きな勢力を、依然もっていることがわかる。しかし、同時に労働農民党の石渡春雄が二七〇五票も獲得したことは、普通選挙による無産階級の進出の影響が明確に表われてきたことを示しているとも言える。

第二章 昭和恐慌と凶作

第一節 金融恐慌の波及

一 恐慌の勃発

昭和四年（一九二九）一〇月、ニューヨーク株式市場の崩壊を契機として勃発したアメリカの恐慌は、やがてヨーロッパその他へ波及し、昭和五年には世界恐慌に発展していった。これによって世界経済の相対的安定期はくずれ、やがてブロック化経済へとすすんでゆくことになるのである。我国は第一次大戦後慢性不況がつづき、ことに昭和にはいつてからはこの不況は深化しつづいたのであるが、民政党内閣による金輸出解禁政策の断行は、じつはこの不況を克服する手段として採られたものであった。ところが金解禁に伴うデフレ的傾向が世界恐慌と重なりあい、二重の打撃となったため、日本の恐慌はますます激化することになったのである。

このような恐慌の発展につれて失業者の増加、農家の窮乏、中小企業の困窮破綻などが激化した。したがって、浜口内閣の「借金なき財政」という方針は事実上、実施しがたいものとなった。何故なら、一方では恐慌にともなう財政収入が減少したのに対し、他方では救済政策のために巨額の低利資金を放出しなければならな

ったからである。たとえば政府が都市、中小企業、農村の失業者のために支出した救済資金は、次のようなものであった。

①公益質屋の限度拡張——従来の貸出限度一口一〇円、一世帯五〇円を一口五〇円、一世帯三〇〇円に拡張し、このための資金貸出の要求があれば、預金部が地方債引受の形式でこれに応ずることにした。

②農村漁村の失業救済貸付——原始産業対策と帰農失業者救済をかねて、耕地の拡張改良、山林開発、蚕桑整理、水畜産副業および共同施設資金にかぎり、預金部より七〇〇万円を融資した。

③糸価安定融資補償——糸価維持策として生糸一五万梱の共同保管に対する銀行融資の損失補償のため政府負担額を前後二回にわたって三〇〇万円に決定した。

これらの他に養蚕業者に対する応急救済資金の貸付け、内地および朝鮮における米穀貯蔵資金の貸付、失業救済のための国債の発行等があった。しかし全体としてみれば、政府は金本位制を守ろうとしていたため、大規模な救済政策はやりえなかったのである。

二 金融恐慌

周知のごとく、昭和二年四月にはいまだかつてみないほどの激しい金融恐慌が勃発し、台銀・十五銀行など大

規模な銀行をふくめて多くの銀行が休業し破綻した。金融恐慌の原因をみると、第一次大戦後反動恐慌がおり、それ以後慢性不況がつづくのであるが、反動恐慌の際とられたインフレーション政策が資本の破壊をある程度阻止し、それと結びついていた銀行の存続を可能にした。しかし好況がおとずれない以上、企業の業績は好転せず、したがって銀行もその経営内容を堅実化できなかったのである。こうした事態は、独占の制覇が進行する途上において、おそかれ早かれ、その矛盾を露呈せざるをえないものであった。昭和二年の金融恐慌が、世界恐慌をまたないで発生せざるをえなかった基本的原因がここにあった。

反動恐慌以降、銀行経営は悪化の一途をたどったため、政府は恐慌対策の一環として銀行合同の促進をはかった。この時期の合同促進策の特徴は、慢性不況のもとでその業務をしだいに悪化せしめつつあった地方銀行の合同の促進といったところにあった。

青森県にあっては多くの銀行が乱立しており、その多くは弱体であった。このような恐慌が吹きあれるなかで、高谷銀行は破産し、木造・立五一の両銀行は解散し、さらに弘前銀行は減資をしたものの、ついに立ち直ることはできなかったのである。大正九年（一九二〇）から昭和七年（一九三二）までの本県における県内銀行の推移は次の通りである。

第一〇四表 県下における銀行の推移

年 代	普 銀	貯 銀	特 銀	合 計	摘 要
大正 九年	二六	四	一	三一	普銀〓第五十九、津軽、弘前両益、弘前商業、関、立誠、弘前宮川、青森、青森商業、鳴海、階上、八戸商業、泉山、尾上、藤崎、五所川原、佐々木、高谷、木造両盛、板柳、板柳安田、金木野村、上北三戸、五戸貯銀〓弘前貯蓄、青湾貯蓄、集盛貯蓄、下北貯蓄特銀〓青森農工
〃 一〇年	二八	二	一	三一	弘前貯蓄・集盛貯蓄は、それぞれ普銀に改組して弘前・集盛となる
〃 一一年	三〇	二	一	三三	下北貯蓄は普銀に改組して下北となる 東奥（普銀）新設 青森貯蓄新設
〃 一二年	三〇	二	〇	三二	青森農工は勸銀に吸収合併さる
〃 一四年	二九	二	〇	三一	関は弘前に合併
〃 一五年	二七	二	〇	二九	弘前両益は板柳に、集盛は木造にそれぞれ合併
昭和 二年	二三	二	〇	二五	上北は第五十九に、藤崎は弘前商業に、東奥は第九十（岩手県）にそれぞれ合併、高谷破産
〃 三年	一七	二	〇	一九	階上・八戸商業・泉山・五戸は合同して八戸を新設 立誠・五所川原・鳴海は合同して陸奥を新設 木造解散
〃 四年	一五	二	〇	一七	下北は第五十九に、弘前宮川は津軽にそれぞれ合併

六 年	一 四	二	〇	一 六	立五一（旧称野村）解散
七 年	一 四	二	〇	一 六	普銀Ⅱ第五十九、津輕、弘前商業、弘前、青森、青森商業、八戸、尾上、佐々木、陸奥、板柳、板柳安田、金木、三戸 貯銀Ⅱ青森貯蓄、青湾貯蓄

昭和三年の新銀行法の施行によって合同が促進され、本県においても二五行が一六行まで減少した。しかし、県当局は当初一県一行を建前としたものの、各銀行の反対にあい結局部分的合同に終わったのである。

もともと、本県における銀行は小作制度を前提にした金貸資本であり、いわゆる地主銀行が多数を占めていたのである。つまり地主の金貸し商売が、銀行法が登場することによって法的粉飾をえたにすぎないのであり、農民に田畑を担保にして金を貸すことを主たる業務にしていたのである。このような性格が昭和恐慌時に露呈することになる。この間の事情を『青森県農地改革史』は次のように指摘する。

中央における金融恐慌の波及はモラトリウムによって本県に波及しなかったが、各銀行の合同強化が完全に済んでいなかったところへ……金再禁止を見込んで中央資金が本県からも回収されるに至ったので資金涸渇に苦しむようになったが、一方相次物価下落は米価安を現出し、ひいては地価も低落して不動産貸出の中には担保価格の切れるものが続出する状態に立至った。従って銀行とはいえ業務の大半が土地担保の農業寄生的な金融であった当時の本県銀行としては預金払出しにも楽でない有様になって行った。

その結果、昭和五年一月には八戸銀行が、昭和六年一月には五十九銀行が、さらに弘前銀行があいついで

休業においこまれていった。特に五十九銀行は県下の親銀行であるため、その影響は大きく、系列銀行であった三戸銀行、尾上銀行なども連鎖的に休業したのである。

三 農産物価格の下落

この恐慌はとりわけ農業・農村に深刻な打撃をあたえた。昭和二年の金融恐慌にさいしてはあまり直接的な影響はうけず、ただ慢性的不況に悩んでいただけであった農村も、昭和五年からの農産物価格の急激な値下りによって、折からの冷害も手伝ってきびしい窮状においこまれた。しかもこのときの農村の不況は他の部門のそれよりずっと長期にわたり、ほぼ一年頃までつづいたのであった。この場合、農産物価格の低落は農家購入品価格や一般物価にくらべてはるかに大きく、とくに米価は半値以下、まゆ価は四分の一という大幅なものであった。そのうえ、失業の激増によって、失業人口が農村に還流したばかりでなく、ほんらい流出すべき人口が流出しえなくなった。それだけでも人口の圧力が強められていたところへ、また兼業機会が縮小したために兼業所得も減少せざるをえなかった。こうした事情は農村不況に拍車をかけるものであった。

農産物価格の急激な下落を第一〇五表においてみると、米価は昭和五年には昭和一年の半値以下に下落している。また、まゆ価においても同様の現象があらわれている。このような急激な農産物価格の下落は、必然的に農家・農村経済に大きな打撃を与える結果となるのである。また、農産物価格と農家購入品価格ならびに一般物価と比較してみると、農産物価格の方がはるかに低位にある。例えば昭和六年の場合をみると、農産物価格が四九

第二章 昭和恐慌と凶作

第105表 農産物価格と一般物価との関係
(円、昭1年=100)

	米 価	ま ゆ 価		農村物価		一 般 物 価
		春 蚕	夏 秋 蚕	農 産 物	農 購 入 家 品	
昭和 2年	35.43 94.0	7.18 77.4	4.77 65.1	88.0	92.6	95.0
3	31.36 83.0	6.88 74.1	6.02 82.0	89.4	93.5	95.5
4	29.12 77.1	7.57 81.6	6.53 89.0	69.5	89.0	93.0
5	25.56 67.6	4.00 43.0	2.04 27.8	64.4	72.6	69.9
6	18.59 49.2	3.08 33.2	2.96 40.4	49.3	61.1	59.1
7	21.23 56.3	2.54 27.4	4.70 69.1	54.8	66.6	65.5

註 『本邦農業要覧』、『日本の経済と農業』より
作成。

(『日本資本主義の没落Ⅱ』)

・三であるのに対して農家購入品価格は
六一・一であり、一一・八のひらきが生
じ、完全なシェーレ現象が生じているの
である。

ところで、このような価格のひらきは
農業と工業、とくに小農と資本家的工業
の不況に対する対応力の差から生ずるの
である。小農の場合、不況によって価格
が低落したからといって供給や生産量を
減少させることができず、むしろ価格の

下落分を供給量をふやすことによってカバーしようとする。したがって増々農産物価格は下落することになるのである。これに対して工業の場合は生産調整が比較的やりやすいことと、主要な生産部門において独占化が成立していたため価格の下落を阻止することが可能であった。以上のことがシェーレ現象を大巾にした理由と言えよう。

このような全国的傾向に対して青森県の場合はどうであったろうか。青森県の場合は全国の趨勢よりはるかに深刻であった。何故なら不況による農産物価格の下落に六年、九年、一〇年の連続した冷害凶作の被害が加わっ

価 格 の 推 移

蕎 麦	豆	馬 鈴 薯	麻	苹 果	蕎 麦	其 他
石	石	貫	貫	貫	貫	円
75,023	143,130	14,900,908	2,516	18,840,326	9,359	5,759,797
1,377,294	3,827,064	2,051,639	261,619	7,617,021	989,523	
(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	
65,799	155,460	13,609,864	31,198	4,323,360	9,166	4,338,755
557,236	1,962,597	1,565,650	98,847	2,261,845	463,199	
71,402	159,964	13,512,387	34,105	4,473,277	8,220	10,437,349
661,504	2,317,173	1,696,210	68,481	3,027,834	442,392	
61,674	162,838	11,934,361	43,645	12,137,608	102,825	14,330,966
501,023	1,926,232	1,277,705	69,043	4,147,594	898,124	
63,552	191,945	13,840,560	21,559	5,068,025	128,540	10,922,288
620,806	2,391,380	1,611,873	44,424	3,341,946	1,074,973	
30,033	125,191	10,352,095	20,975	6,322,922	106,870	11,251,906
546,145	2,602,790	1,600,222	48,703	3,623,655	819,390	
57,751	152,805	11,138,048	27,930	10,287,782	144,810	10,311,241
625,851	2,842,412	1,509,021	47,114	4,585,577	1,385,238	
35,980	130,808	9,572,007	17,369	18,594,665	123,115	9,721,850
559,805	2,076,170	1,134,216	36,555	3,964,110	910,824	
60,534	140,783	10,170,938	18,730	15,236,552	127,067	9,926,648
511,321	2,002,930	1,401,871	41,650	4,194,518	629,152	
49,453	129,544	10,959,978	19,883	16,787,136	131,309	9,825,872
539,293	1,931,919	1,526,585	34,471	5,506,360	655,654	
35,413	122,586	10,824,574	17,012	18,020,233	137,650	9,708,266
329,745	1,864,492	1,302,721	30,316	4,966,883	521,230	
46,081	144,105	13,331,602	17,465	16,793,056	116,974	7,492,604
267,810	1,269,889	893,078	25,337	4,044,516	306,610	
34,900	90,061	12,559,048	11,516	14,744,073	89,610	6,742,900
192,064	741,043	1,038,927	15,320	3,192,477	257,801	
(13.9)	(19.4)	(50.6)	(5.9)	(41.9)	(26.1)	
42,353	126,677	16,621,096	15,748	19,087,968	89,964	7,347,178
360,531	1,643,113	1,432,583	20,446	4,148,546	242,241	
41,204	140,808	16,146,643	22,814	15,287,965	94,808	9,437,934
291,667	1,690,020	1,310,171	32,957	5,132,566	471,782	
22,633	99,302	9,291,708	34,140	29,263,472	78,878	10,177,274
173,857	1,280,696	719,496	34,927	6,616,832	170,847	
27,803	106,411	9,003,699	38,006	31,306,457	72,225	10,700,078
246,521	1,415,118	916,721	42,133	7,600,985	249,178	
30,327	141,850	17,203,866	46,498	26,773,237	71,964	12,129,405
298,644	2,251,274	1,465,235	52,382	8,860,247	317,938	
36,002	140,829	16,534,532	46,383	32,061,538	69,120	15,624,501
335,768	2,373,351	1,685,443	75,642	11,043,426	324,436	
40,178	150,378	17,177,436	64,413	40,483,875	49,515	14,281,083
427,009	2,669,332	1,823,988	193,562	17,563,992	209,949	

としたもの。

(『青森県農業協同組合史』)

第二章 昭和恐慌と凶作

たからである。

第106表 農 産 物

	総 価 額	米	麦	粟	稗
	円	石	石	石	石
大正 8 { 数量 価額	65,093,103 (100.0)	999,746 44,138,256 (100.0)	69,488 1,273,429 (100.0)	104,455 2,063,537 (100.0)	178,529 1,583,924 (100.0)
〃 9 { 〃	58,469,902	1,094,277 44,462,533	65,242 1,251,021	88,360 911,741	117,804 598,478
〃 10 { 〃	56,713,938	1,026,255 35,873,614	59,408 710,980	83,150 831,178	113,839 647,423
〃 11 { 〃	54,573,949	1,066,103 29,278,933	59,305 657,664	86,547 998,134	110,255 488,531
〃 12 { 〃	51,754,688	1,035,591 29,541,890	46,100 510,821	83,158 1,102,411	111,986 591,876
〃 13 { 〃	61,134,223	1,063,022 38,184,603	55,141 675,755	64,873 1,137,541	69,847 643,513
〃 14 { 〃	62,315,056	1,137,127 37,959,531	66,737 1,116,390	73,751 1,157,854	101,872 774,827
昭和 1 { 〃	51,584,767	1,008,715 30,665,184	70,336 952,835	74,342 970,830	85,948 592,388
〃 2 { 〃	48,558,532	1,081,192 27,636,964	61,353 822,640	82,251 796,196	113,959 594,642
〃 3 { 〃	50,811,690	1,127,677 28,754,763	69,236 776,613	77,433 641,417	90,310 618,743
〃 4 { 〃	47,964,216	1,156,732 27,428,961	62,616 792,466	53,777 514,442	75,732 504,694
〃 5 { 〃	37,704,478	1,305,433 21,977,004	67,225 681,046	71,628 392,841	95,475 353,743
〃 6 { 〃	22,692,299 (34.9)	664,389 9,624,127 (21.8)	64,544 397,122 (31.2)	41,755 269,103 (13.0)	62,692 221,415 (14.0)
〃 7 { 〃	35,071,308	1,035,857 18,210,659	79,467 764,971	58,029 493,984	94,304 407,056
〃 8 { 〃	46,751,528	1,419,370 26,584,825	79,450 939,902	69,085 489,900	90,738 369,804
〃 9 { 〃	35,270,021	598,413 14,691,665	73,112 813,462	36,213 321,460	61,867 269,505
〃 10 { 〃	36,844,153	538,593 13,688,333	97,148 1,183,314	47,846 406,277	70,588 395,495
〃 11 { 〃	62,762,306	1,404,801 35,104,060	73,687 1,236,721	48,534 509,378	90,513 537,022
〃 12 { 〃	78,577,193	1,536,622 43,289,168	97,719 1,755,192	45,938 464,950	94,678 605,316
〃 13 { 〃	85,975,741	1,483,202 46,094,389	84,968 1,576,461	47,562 526,922	100,041 609,054

註 昭和13年青森県統計書による。 昭和6年の指数は大正8年を100

第107表 自・小作別米の反当収支計算（昭和5～15年）

	自作者			小作者		
	反生産額	反生産費	差引	反生産額	反生産費	差引
	円	円	円	円	円	円
昭和5年	46.86	78.69	△ 31.83	—	—	—
〳 6年	35.23	58.54	△ 23.31	28.91	45.18	△ 16.27
〳 7年	51.58	58.24	△ 6.66	46.99	47.31	△ 0.32
〳 8年	51.58	65.69	△ 14.11	49.46	53.49	△ 4.03
〳 9年	57.41	65.00	△ 7.59	47.69	51.05	△ 3.36
〳 10年	64.94	71.57	△ 6.63	51.66	50.66	1.10
〳 11年	76.19	72.40	3.79	—	—	—
〳 12年	88.02	74.08	13.94	79.07	69.06	10.01
〳 13年	95.01	87.67	7.33	80.04	73.84	6.20
〳 14年	130.35	104.08	26.27	111.97	100.43	11.54
〳 15年	114.74	110.04	4.70	106.21	114.65	△ 8.44

註 青森県農会調査による。

△＝損失
（『青森県農地改革史』）

農産物価格の推移を第一〇六表にみると、大正八年以降農産物総価格は下落の一途をたどり、大正一三年、一四年に一時上昇するものの、昭和に入り再び下降してゆく。特に昭和五年、六年、七年、九年、一〇年は完全に底をつくことになるのである。大正八年を一〇〇とした場合の昭和六年の農産物価格指数をみると、総価格で三四・九パーセントで最低を示している。品目別では米二一・八パーセント、麦三一・二パーセント、豆一九・四パーセントとなっており、それぞれ急激な下落傾向を示している。

このような急激な低落は当然農家経営に大きな影響を与えることになるのである。農家経営の状況を第一〇七表と第一〇八表で見てみよう。第一〇七表において自作ならびに小作の米の反当たり収支をみると、反当たりの生産額と生産費の差がマイナスになっているのは昭和五年から一〇年までである。農家経営の赤字を自作と小作で比較すると、自作の赤字の方が小作のそれより大きいことがわか

第二章 昭和恐慌と凶作

第108表 米生産費構成要素の割合（昭和5～11年）

イ. 自作者

	種 苗 費	肥 料 費	諸 材 料 費	大 農 具 費	建 物 費	雇 傭 労 賃	畜 役 費	租 税 公 課	家 族 労 賃	資 本 利 子	そ の 他	合 計
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和5年	2.06	16.52	2.80	2.50	1.55	13.34	6.68	9.66	21.58	23.31	0.00	100.00
〳 6年	1.86	15.94	3.02	2.80	2.80	11.16	7.31	11.58	20.00	23.53	0.00	100.00
〳 7年	2.09	16.78	2.83	2.78	2.30	9.31	7.23	10.89	24.00	21.79	0.00	100.00
〳 8年	1.95	15.86	2.57	3.15	2.85	12.29	6.10	9.85	21.63	23.64	0.11	100.00
〳 9年	2.03	17.38	2.76	2.56	2.31	10.26	6.89	10.84	19.39	25.55	0.03	100.00
〳 10年	2.24	14.44	3.27	2.29	2.32	9.71	7.51	11.09	20.08	27.00	0.05	100.00
〳 11年	2.14	15.36	3.41	2.40	2.89	11.41	6.84	10.04	18.71	26.80	0.00	100.00

ロ. 小作者

	種 苗 費	肥 料 費	諸 材 料 費	大 農 具 費	建 物 費	雇 傭 労 賃	畜 役 費	租 税 公 課	家 族 労 賃	小 作 料	そ の 他	合 計
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和6年	2.68	19.15	2.72	1.70	1.64	9.39	7.41	2.28	31.25	21.78	0.00	100.00
〳 7年	2.64	17.27	2.26	1.23	1.18	8.01	7.00	1.46	30.08	28.87	0.00	100.00
〳 8年	2.36	17.59	2.00	2.20	2.26	7.52	7.10	3.20	27.48	28.29	0.00	100.00
〳 9年	2.31	16.48	1.35	1.98	1.96	7.26	6.50	2.82	32.13	27.21	0.00	100.00
〳 10年	2.57	16.18	1.80	2.22	1.60	7.69	6.88	3.20	28.11	29.75	0.00	100.00
〳 11年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00

註 青森県農会の調査に基づいて青森作物報告事務所が作成したもの。

（『青森県農地改革史』）

る。しかしこのことは同時に自作農の方が被害が大きかったことをあらわしているわけではない。自作農の場合は経営の赤字を資本や労働の食いつぶしをするこ
とができるのに対して、小作農は赤字の
穴埋めは自らその労働による以外はすべ
て負債となるいがないのである。さ
らに生産費中の各費目を第一〇八表にお
いてみると、自作農の場合の最大費目は
資本利子と家族労賃となっている。しか
しこれらの費目は凶作に際しては資本を
食いつぶしたり、家族労賃をただにした
りして経営を維持することができる。こ
れに対して小作農の場合の最大費目は家
族労賃と小作料である。自作農のように
食いつぶす資本がない上、さらに小作料

という収奪がその経営を大きく圧迫したのである。

このような結果、自作農は農地を手離さなければならなくなり、手離すべき農地をもたない小作農は子女を身売りさせざるをえなくなるのである。

第二節 農村不況の深化とあいつぐ凶作

一 昭和六年の冷害

当地方は偏東風（ヤマセ）による冷害常習地帯である。天間林村中島信が青森県史他の資料によって作成したものによると、西暦一六四〇年から現在までの約三〇〇年間に於ける冷害の数はおよそ次の通りになる。

皆無作	一回	二分作	五回	三分作	七回	四分作	一九回
五分作	一九回	六分作	六回	七分作	四回	計	七一回

平均して四年に一回の割となる、来襲の度合は、一度来れば数年に亘る傾向をもっていた。特に昭和六年（一九三二）の冷害は大正二年（一九一三）のそれに勝るとも劣らない規模の被害を農村に与えた。また、この冷害は経済恐慌によって打ちのめされた農家にさらに決定的打撃を与えたものとなり、それ以後我国がファッショ化を強めてゆく契機ともなったのである。しかも凶作は昭和六年の冷害にとどまらず昭和七年の部分的水害、昭和九年の冷害、翌一〇年の冷水害とたてつづけに当地方におそいかかったのである。

第二章 昭和恐慌と凶作

昭和六年の天候は早春から不順がつづき、平年にくらべて著しく低温であった。平年と昭和六年との月別平均気温を比較してみると、

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月（一五日まで）
平 年	七・〇	一一・八	一六・三	二〇・八	二二・九	一八・六	一三・六
昭和六年	五・八	一〇・九	一四・〇	一七・四	二二・八	一八・三	一三・五
差	(-)一・二	(-)〇・九	(-)二・三	(-)三・四	(-)〇・一	(-)〇・三	(-)〇・一

右のごとく期間をつうじて平年より低温で、特に稲の分蘖期及び穂孕期の初期（六月一日～七月三十一日）において著しい低温がつづいたのである。また日照時間も平年に比べ著しく少なく、特に苗代期から出穂期にいたる期間では平年に比べて一三二時間も少なくなったのである。

	四月	五月	六月	七月	八月	九月	一〇月	合 計
平 年	一九六・三	二〇七・三	一九七・二	一八一・八	二二一・〇	一六二・六	七六・三	一、二三二・五
六 年	一七八・八	一九五・九	一三八・四	一五七・〇	一九一・七	一九一・七	八五・八	一、一三九・三
差	(-)一七・五	(-)一一・四	(-)五八・八	(-)二四・八	(-)一九・三	(+)二九・一	(+)九・五	(-)九三・二

このような気象条件とさらに前述の農産物価格の低落が加わり、昭和六年は大凶作となったのである。特に偏東風の強い上北郡下の農家は、最も激しい被害を受けたのである。第一〇九表によると、上北郡下総農家戸数一万〇八一九戸のうち一万〇四〇四戸が七割以上の減収となり、その他の農家においても五割以上の減収で、五割

6 年冷害の被害及び要救助農家戸数

皆無作及び七割以上の被害農家				五割以上の被害農家			五割未	平年作
総 数	災害救助 を要する 戸	災害救助 基金の要 する戸	全く救 助を要 しない 戸	総 数	災害救助 基金の要 する戸	全く救 助を要 しない 戸	満の被 害農家	以上の 農 家
戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
3,665	2,546	622	497	2,682	2,008	674	1,252	—
2,133	1,449	471	268	2,381	1,990	391	3,680	—
425	291	90	47	1,436	1,296	140	6,208	—
947	481	320	146	1,518	1,402	116	11,489	66
1,575	1,378	141	56	1,814	1,664	150	4,785	118
10,404	6,054	4,028	322	415	228	187	—	—
2,930	2,330	439	161	98	77	21	17	—
7,108	2,509	3,944	677	3,568	2,741	827	1,440	—
20	20	—	—	197	106	71	300	—
—	—	—	—	—	—	—	160	—
273	107	132	34	429	364	65	358	—
29,560	17,165	10,187	2,208	14,508	11,876	2,442	29,689	184

による。

(『青森県農地改革史』)

以下の減収となった農家は一戸もないという有様であった。また、救助を要する農家は、上北郡において六〇五四戸にのぼり、さらに罹災救助基金法によるもの以外で救助を要する農家が四〇二八戸におよんだ。このことからみても、青森県のなかでとくに上北郡においていかに大きな被害を受けたかが理解できよう。

第二章 昭和恐慌と凶作

第109表 昭和

郡 別	総戸数	農 家 戸 数
東津軽郡	13,990	7,599
西 〳	12,780	8,194
中 〳	11,012	8,069
南 〳	19,886	14,020
北 〳	13,484	8,292
上北 〳	17,072	10,819
下北 〳	8,965	3,045
三戸 〳	16,998	12,116
青森市	14,751	497
弘前 〳	7,428	160
八戸 〳	9,469	1,060
合 計	145,612	7,3871

註 『東奥年鑑』昭和7年版

次に上北郡における稲作被害面積をみると次の通りである。

町 村 別	総作付反別	皆無作反別	三分作以下	五分作以下	七分作以下	以平年作下	以平年作上
野辺地	三二九・〇町	八七・三町	二二三・七町	二八・〇町	〃	〃	〃
七戸	六七三・〇	・七	六七二・三	〃	〃	〃	〃
三本木	九七四・七	〃	九七四・七	〃	〃	〃	〃
百石	一一五・〇	二七・〇	七六・〇	一二・〇	〃	〃	〃
横浜	二二三・〇	四九・五	一五九・〇	四・五	〃	〃	〃
天間林	一、二九七・九	一五〇・〇	一、〇三七・九	一一〇・〇	〃	〃	〃
甲 地	八六六・三	二三八・七	六三七・六	〃	〃	〃	〃

浦野館	八五二・四	―	七八六・四	六六・〇	―	―	―	―
大深内	七七三・六	―	七七三・六	―	―	―	―	―
十和田	一〇四・〇	三二二・〇	七二八・〇	―	―	―	―	―
藤坂	四六〇・〇	一三八・〇	三二二・〇	―	―	―	―	―
四和	四四四・七	二〇・〇	三八二・四	四二・三	―	―	―	―
六戸	一、〇二〇・三	一〇〇・〇	四三〇・〇	四九〇・三	―	―	―	―
下田	六五四・二	六五・〇	五〇〇・〇	八九・二	―	―	―	―
三沢	二二六・七	―	一九一・四	三五・三	―	―	―	―
六ヶ所	五八八・三	三二三・〇	二七五・三	―	―	―	―	―
上北郡	一〇、五二九・二	一、四九一・二	八、一六〇・三	八七七・六	―	―	―	―

これによると、上北郡全体では皆無作が一四・二パーセント、三分作以下が七七・五パーセント、五分作以下が八・三パーセントになっており、その被害の大きさを物語っている。七戸町ではほとんどの水田が三分作以下の状態になっており、皆無作の水田も、七反歩ほどあった。このほか、七戸町在住の地主の多くが農地を所有している天間林村・大深内・浦野館などにおいても大部分が三分作以下であった。

他方畑作物においても同様の被害をこうむり、作付面積は前年に比べて増加しているにもかかわらず著しい減収となったのである（第一一〇表）。特に県下の畑作地帯である上北郡では稲作と同様、大きな被害をうけたた

第二章 昭和恐慌と凶作

め農家の困窮ぶりは言語にぜつするものがあった。

第一一〇表 畑作物の被害状況

	昭和六年	昭和五年	減
大豆	八一、一六六石	一三〇、四〇四石	四九、二三八石
粟	四一、七五五石	七一、六二六石	二九、八七三石
稗	六二、五九二石	九五、四七五石	三二、八八三石
蕎麦	三四、九〇〇石	四六、〇八一石	一一、一八一石
馬鈴薯	一二、五五九、〇四八貫	一三、三三一、六〇二貫	七七二、五五四貫
生大根	一一、四〇〇、〇七八貫	一三、一六一、二六五貫	一、七六一、一八七貫
キャベツ	一、六一九、〇一七貫	一、六三九、九三三貫	一六、九一六貫
ツケナ	三、三〇九、〇一三貫	四、〇三二、九四一貫	七二三、九三〇貫

(『東奥年鑑』)

過去五カ年間の実収獲を平均して得た平年作収獲高は一一三万七九八七石であるが、昭和六年の収獲高はわずか六六万三五九八石で、一石一七円と見積れば損害額は八〇五万一一六六円にものぼるのである。これに畑作等の被害を加えると、損害総額は、実に一二〇〇万円にもなるのである。このような被害の多くは上北郡においてみられ、農家戸数一万〇八一九戸のうち七割以上の大巾減収農家は、実に九六・二パーセントの一万〇四〇四戸

にのぼったのである。

昭和六年凶作の惨状を下村千秋の「飢餓地帯を歩く」（『中央公論』昭和七年二月）でみると、七戸地方の農家の惨状がえがきだされている。

私は、七戸町のめし屋を出ると、案内の青年の後についてこの附近の最凶作地の浦野館村へ向って歩き出した。まだ午後二時頃であったが、空一面に墨色の雲が蔽いひろがって、夕暮のように暗い。しかも田圃の中の道路は、馬車と乗合自動車とにこね上げられて、雪と泥との河である。七割の納税不能者を持つというこの村では、道路の修繕費など、一文も出ないので、この通りの泥道であるというのだ。

私はここの泥道で、七戸町に買いものに行つて来たという一人の百姓の母親と道づれになった。母親は二つぐらいの子供を、かくまきで包み、背負い、手には、買いものの風呂敷包みを持っていた。そしてその足には、大きな藁靴をはいていた。それはまるで、竹串へ八ツ頭芋を差したようであった。泥にまみれたまま、わら屑が、雀の巣のようにほうけ出し、藁靴というよりはただのわら屑を足のまわりにまつわりつけたという風であった。長野県でも、新潟県でも、雪靴というものを見たが、それはもっと手際よく作つてあったのと思ひ比べて見て、私は、この地方の百姓達の不器用さ、というよりは、こんな藁靴にも非常に幼稚な原始性を発見して驚いたのである。背中の子供の手には、赤い風船が一つ、竹棒の先にふわふわしていた。私はこれを見てまた思わず、ほろりとした気持ちになった。で、私は、言葉をかけたのである。

「ずいぶん寒いですね」。

事実、私の単靴の中の足も雪水に濡れて、ちぎれそうだったのだ。「へえ……」と、母親は答えて、どこまで行くのか、と方言で訊いた。「浦野館までゆくつもりです」と私が答えると、浦野館に、親類でもあるのかという。無い、と答えると、それじゃ、宿屋はなし、どこへ泊るつもりかと訊き返すので、私は、「百姓家へ泊らしてもらいます」と答えて見た。すると、その母親は、かばちゃめしで、囲炉裏端へごろ寝してもいいのなら、わたしの家へ泊るがいい、と言ってくれた。私は、喜んで答えた。「それで結構です。是非泊めていただきます」。

そこで私は、そこまで私のカバンを持ちながら道案内してくれた三本木の青年に帰ってもらうことにした。そのお礼として五十銭銀貨二つを出すと、その一つだけを取り、あとはどうしても取らない。ここにもこの地方人の純朴さが現われていた。私は、二つの銀貨を渡すために、長い間、泥道の中にたたずまなければならなかった。

さて、その青年と別れると、私は、子供をおぶった母親の後について、その日の暮れ方、どろどろの足を、その後の土間へ踏み入れたのであった。この家の周囲には、雪に蔽われた田圃と畑とが、荒寥としてひろがっていた。その庭には藁塚が四つ五つ、円い塔を作っており、家の周囲には、雪除けの藁の垣が張りめぐらされていた。軒の下には、一尺あまりの氷柱がずらりと寒い色にぶら下り、またその下には、めしの中に入れて食べるための大根の葉、もろこしの穂などが縄にしばられ、幾重にも釣り下げられてあった。

家の中には料金不払いで電燈も消されたとかで、炉の焚火でわずかに照らしている。炉端の一方には真黒

な屏風が立てられ、それに子供の着物やおしめがじつとりと掛けられていた。そうしてその屏風のうしろには一枚の障子もなくて、ふだんの居間であり、めしを食う所であり、また寝る場所でもあった。そうしてまた、これと向かい合った板仕切りの向こう側は厩であつた。それは、中に六尺幅の土間を挟むだけで、彼らが寝たりめしを食ったりする所と、九尺とは離れていないのであつた。しかもその板仕切りは、隙間だらけなので、黒い馬の姿の輪郭がはっきりと見えていた。

この地方の百姓達には、馬もまた家族の一員である。だからこそ、南部馬の名によって知られている良馬が出るのであろうが、これほどまで人と馬とが近々と寝起きしているとは、私はそれまで知らなかったのである。〔……〕

さて、その炉端には、当家の主人が、ぼんやりと焚火を見詰めていた。いつ剃りを当てたか解らないひげづらの中に、目だけを白く光らしている。しかし主人は、私を連れて来たわけを主婦から訊くと、その白い目を細めてこころよく迎えてくれたのである。〔……〕

めし時になると、主人はまたこう言った。

「まだこれでも、もみ穀を取っただけ、米ですから、どうやら咽喉が通るが、そのうちに、くだけ米も無くなるので、こんどは、もみ穀の着いたままを、かぼちやじゃが芋に混せて喰べるのです。これは平年には、馬が喰うものだが、今年は、わし達が馬になるのです」。

ところで、このような食物で、幾月となく生きついで行くうちに、栄養不良から、まず子供の健康が害さ

れることは明らかであった。これは、この数日後に、青森県庁の農務課長の口から聞いたことであるが、現に凶作地の小学校生徒の健康は著しく害されつつあることが、県の巡回医師によって発見されたということであった。で、食糧の最も欠乏する三月四日に入って、なおも現状のまま放置しとくならば、栄養不良による子供の死亡率が激増するのではないか、ということであった。

夕めしが済むと、灯はなし、もう寝るより外はなかった。主人と主婦と子供とは、炉端の屏風のかげに、ぼろ布を重ね縫ったような布団にくるまって寝た。私は、一枚のかけ布団をかけ、それへかしわにくるまって寝た。私は、寝ながら訊いて見た。

「こちらでは、お子さまは一人ですか？」

すると主婦が

「なあに、もう一人、今年十七になるのがあるのですが」と答えた。

その娘は、今、どこにいるか、私はそれを訊いて見たかったが、ここではもうそれを訊くのが余りに残酷に思われて来た。で、黙っていると主人が、溜息をつくようにして言った。

「その娘は、今、東京の方へ行ってます。この村からは、紡績へ出る娘がずいぶん多いですが、わしの娘は、五年の年期中、売り飛ばしてしまったのです」。

これには私は合槌も打てなかった。

わずか二、三円の手附金で、一人娘が売られて行くと、東京の新聞にはあったが、それは新聞のよたであつ

た。いかに純朴な百姓といえども、それほど愚かではない。しかし、百円から三百円ぐらいの金で、一人の娘が、あるいは私娼に、あるいは公娼に売られて行く例はザラにあったのである。「……………」

（林茂編『ドキュメント昭和史』）

また、当時の新聞記事は農村の悲惨な状態を次のように報道している。

凶作地を出て稼ぐ青年に生地獄

……………娘が身体まで売ろうという凶作地で現金がつかめればどんな職業でもと青年が労働条件の契約などほとんど頓着せず出稼ぎにとびだし、これがために虐使されている。関東地方の某地に建設中の某作業場に昨年の秋東北六県から、三五七名の青年が土方として雇われてきたが、この青年達はいずれも七〇円乃至三〇円を前借していた。しかし、この工事場は朝の五時から夕方五時まで一二時間の過激な労働を強要され、しかも危険な作業が多いので、労働の過重から病気になるものが少なくない。その上日給の一円三〇銭もその大部分は飯場等に取りられるので、実家へ送金どころか、借金ができる有様。飯場で脱走したものがあれば、脱走者の前借金は同じ飯場の土方が分担させられるので一〇〇円以上の借金はたちまちできる。

青森県上北郡浦野館から一四名の青年がここにいたが、村に救いを求めてきたので同村の青年団長米内山義一郎が救援に赴いたところ工事監督等から袋叩きにされ、東京地方職業紹介事務局に救いを求めてきた。……

（昭和九年一月『東京朝日』）

第二章 昭和恐慌と凶作

農山村婦女子の離村即ち生計を助けるために売られてゆく者が年々増加し、ことに本年は凶作の傷手がまだいえないうちにまた凶作の打撃をうけ、借金と借金をうみ、食すべき一飯もないという極度の疲弊状態に陥ったため婦女子の離村は更に輪をかける有様で……当局も重大な社会問題として具体策を考究中である。県農政課の調査によると、昭和八年一月より九年一〇月までに離村した者即ち女中又は女工として働きにでた者、芸妓、酌婦、娼妓として売られた者合計二、九七五名、郡市別及び職業別は次のとおりであるが、南郡は女中が多く、酌婦、女給、娼妓は南部方面殊に八戸方面に多い。事由別にみると生計困難最も多く全体の九分九厘をしめる。

郡市別		職業別	
東 郡	三〇九	西 郡	四二五
中 郡	一一六	南 郡	四三三
北 郡	二七五	上北郡	三四七
下北郡	一〇六	三戸郡	三八四
弘前市	六七	青森市	一三九
八戸市	三七四	計	二、九七五
		女中	一、一五二
		女給	三四七
		酌婦	三六四
		女工	七二四
		芸妓	一一一
		娼妓	二七二
		其他	五
		計	二、九七五

このような言語に絶する身売りの悲惨さに加えて、食糧の欠乏におちいり草根木皮までも食べなければならな

(昭和九年一月二日『東奥日報』)

かった。平年でさえ中農以下の農家では収獲物を翌年六、七月まで貯蔵することができず、副業をおこなって畑作物が収獲されるまで生計を維持するという状態であった。ところが今回の凶作は農産物価格の下落、金融梗塞といった経済的パニック状態に冷害が加わったため、農村の疲弊の程度は最高潮に達したのである。皆無作におちいった農家は草根木皮に依って露命をつなぐといった有様であった。このような代用食料の主なるものは次のようなものであった。

稗の荒穀粉——蕎麦粉麦に稗の荒穀を混入して食す

稗穀の細粉——稗穀の細粉を同上の方法に依って食す

檣の実と粟との餅——檣実粉と粟とを混じ蒸して味噌汁にして食す

雑混粥——外米等に大根野菜等を混入して食す

蕎麦の芽粕——蕨根と澱粉とを合して煮食す

枇糠——石臼にて枇糠を細粉とし蕎麦粉などと混じて食す

豆腐粕——しょう油を加へ煮て食す

馬鈴薯餅——馬鈴薯を皮のまま細粉とし練って食す

箒の実——ギホンと称し煮粥と混じて食す

芽屑粥——蕎麦の開花せるも結実に至らざるものを粥に混入して食す

野菜の塩煮——甘塩大根その他の野菜に魚骨等を混入し塩煮とす

煮蕪——畑に残存せるもの野生のもの等を採取し煮食す

糠餅——粃糠を粉末とし蕎麦粉と捏合せ餅として食す

トコロ——芽を採取し煮食す

薊乾葉——薊の葉を乾燥して煮食す

栃の実——山を漁り栃の実を拾い煮食す

飴粕粥——飴粕を粥として食す

海草——海岸地方に於ては昆布其他苟くも食ふに通ずるものは何んでも採集して食す

(昭和七年版『東奥年鑑』)

以上のような食糧欠乏状態のなかで栄養不良から病人が増え、さらに欠食児童も急増するという有様であった。このような悲惨な状況下において、県は昭和七年一月から一月までの不足食糧を二四万二六九一石と算定して政府米を低価で払い下げようとして中央と折衝したが、手続が遅れて二分分払下配給は三月に、三分分は四月下旬にずれ上、さらに低価払下とは言え配給価格も月を追って高くなっていった。このため農民から不満も出るほどであった。

一方、七戸町では町議会にあって、つぎのような議決書を採択し、凶作に対応したのである。

一、政府米払下議決書

一、七戸町失業救済農山村臨時対策低利資金轉貸決議書

一、凶作窮民救済製炭材資金轉貸議決書

一、炭材払下出願議決書

また、昭和六年一二月には救農土木事業の一環として、町は二万円を青森県ならびに銀行より借入れ、凶作窮民救済のための町村道改修事業を実施した。

昭和八年には七戸町公益質屋条例を制定し、昭和九年に開業し、町民に小資金の融通を図るものとした。この条例の内容は次の通りである。

七戸町営公益質屋条例

第一条 当町ハ町内在住者ノ小資金融通ヲ図ル目的ヲ以テ公益質屋ヲ経営ス

第二条 質物ハ衣類其ノ他適当ト認ムル動産ニ限ル

第三条 貸付金額ハ町長ノ評価シタル質物価格ノ十分ノ七以内ニ於テ之ヲ定メ一口ニ付金拾円一世帯ニ付金五拾円ヲ限度トス

第四条 貸付利率ハ一ヶ月毎分貳厘五毛以内トス

第五条 貸付ヲ受ケントスル者ハ入質物ヲ提示シ町長ノ承諾ヲ受クベシ

第六条 質契約成立シタル時ハ質物ト引替ニ現金及入質ヲ證スル質札又ハ通帳ヲ交付ス

第七条 質札又ハ通帳ヲ亡失シタルトキハ直チニ町長ニ届出ツベシ

前項ノ届出アリタルトキハ町長ハ再交付ヲ為スベシ 但シ前ニ交付シタル質札又ハ通帳ハ無効

第二章 昭和恐慌と凶作

トス

第八条 流質期限ハ質契約成立ノ日ヨリ四ヶ月トス

第九条 何人ニ限ラス質札又ハ通帳ヲ提示シ弁済シタル時ハ其ノ質物ヲ返還スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ質置主ニ損害ヲ生スルトモ本町ハ其責ニ任セス

第一〇条 天災、地変、盗難、火難、其ノ他不可抗力ニ因ル質物滅失又ハ毀損シタルトキハ本町ハ其ノ責ニ任セス、但し滅失ノ場合其ノ債権ノ全部ヲ毀損ノ場合ハ其ノ債権ノ全部又ハ一部ヲ抛棄ス債権ノ一部ヲ抛棄スル場合ニ於ケル抛棄金額ハ町長之ヲ定ム

第一条 質物出入時間ハ町役場ノ執務時間ニ依ル

但シ都合ニ依リ延長又ハ短縮スルコトアルベシ

第二条 質物ノ鼠、虫害、班痕、黴生、変色等ニ因ル損害ハ質置主ノ負担トス

第三条 本質屋ノ収入支出ハ特別会計トシテ処理ス

第四条 本条例施行ニ関シ必要ナル規程ハ町長之ヲ定ム

第五条 本条例ノ外質物取扱ニ関シテハ法令ノ定ムル所ニ依ル

二 昭和九、一〇年の冷水害

昭和九年（一九三四）の天候は春から七月中旬までは好調であつたが、七月中旬から八月中旬に異常な低温にみ

まわれ、水稻の幼穂形成から出穂にいたる期間の生育が完全に阻害され、八月下旬には凶作と判明したのである。九年の冷害は六年のそれを上回る被害を出し、特に太平洋側の被害は甚大なものとなった。第一一一表をみてわかるように、県下の被害状況のなかで上北郡は最も大きな被害を出しており、皆無作の面積は全体の一八・五パーセントにおよび、一〇〇パーセントに近い水田において五割以上の減収となつていのである。さらに、この冷害は畑作物にも被害を与え、とくに畑作中心地である南部地方にあっては二重の被害を受けたのである。この結果、疲弊した農家は莫大な数にのぼり、県下全体で三万三七〇〇余戸の要救済農家を出したのである。最も被害の大きかった上北郡では要救済農家は九一八九戸にのぼり、要救済人員数も六万四四一三人となった。他方七戸においては要救済戸数は九三六戸で人員数は五一三一人となつたのである。

第一一一表 昭和九年水稻被害状況

区市別	区 別	作付面積	被 害 見 込 面 積					減収見込 数 量	前五ヶ年 平均に 対する 減収割 合
			収穫皆無	減七割以上 収上	減五割七割 少	減三割五割 少	減三割未 満		
東 津 軽 郡		八、〇六七町	五三九町	一、九五八町	二、八〇四町	二、三二三町	四四三町	七六、三七二	六六町
西 津 軽 郡		一〇、九五八	四九七	四三四	一、六七八	五、〇九三	三、六五六	六六、一〇二	三八
中 津 軽 郡		六、二四六	六九	三〇〇	二六九	五四九	五、〇七七	四〇、七〇八	三二
南 津 軽 郡		一一、五〇六	九五	四三一	七二三	一、五二八	八、七二八	七三、七〇一	三〇
北 津 軽 郡		一一、一六二	一三七	五五〇	四四九	九、八四五	一八一	六四、八九六	三八

第二章 昭和恐慌と凶作

上北郡	下北郡	三戸郡	弘前市	青森市	八戸市
一一、二九九	二、二三一	七、三〇三	三六	二七六	四〇四
二、〇九〇	三九一	七五二	一	六	二四
八、三六〇	一、五六二	三、〇〇八	一	二四	九七
八四九	二五三	二、六五三	一	一六五	一九四
一	二五	八三七	一	八一	八九
一	一	三五	三六	一	一
九四、一三三	一八、二八〇	八四、七五〇	二九九	三、三五三	五、〇〇六
七三	七九	七三	三二	六〇	七〇

(帝国農会『東北地方農村に関する調査』)

昭和一〇年になると、凶作の翌年は豊作が多いということで楽観していたものの、八月にはいると豪雨になり、県内の各河川はつぎつぎに氾濫し、田畑の冠水埋没面積は甚大なものとなった。また一〇年の天候は春以来低温がつづき、豪雨の時は中晩稲の出穂時とかさなり、その後の天候不順によって、ついに二年連続の凶作となったのである。このようにして、昭和一〇年の青森県産米は九年よりさらに六万石の減少となったのである。昭和一〇年凶作の被害状況は第一一二表および第一一三表の如くである。

第一一二表 昭和一〇年凶作被害状況

郡市別	作付反別	収穫皆無	七割以上被害	五割以上被害	三割以上被害	三割未満被害	計
東津軽郡	八、〇三二町	七八三町	二、三三一町	二、〇四〇町	一、四八五町	三七六町	七、〇一五町

合 計	八 戸 市	弘 前 市	青 森 市	三 戸 郡	下 北 郡	上 北 郡	北 津 軽 郡	南 津 軽 郡	中 津 軽 郡	西 津 軽 郡
六八、七二一	四〇六	三六	二七六	七、三四八	二、二四五	一〇、八六六	一一、一〇〇	一一、三五九	六、二八七	一〇、七六七
五、六八五	七〇	一	一三	一、一〇三	五六二	二、二〇一	一五八	二四七	三七八	一七〇
八、一一三	一二五	一	一五	一、九九六	二〇四	一、一七四	三八〇	七七六	五四〇	五七二
七、五九八	一五〇	一	五二	一、三一〇	三〇	九〇七	五八七	八二七	五三三	一、一六二
八、〇七一	二五	一	三〇	七五三	一	五二〇	六五六	二、三四一	一、〇八〇	一、一八一
八、九九九	一八	一	二一	四四三	一	四四八	一、三九七	二、四五五	一、八七六	一、九六六
三八、四六六	三八八	一	一三〇	五、六〇五	七九六	五、二五〇	三、一七八	六、六四六	四、四〇七	五、〇五一

（『青森県農地改革史』）

以上のような深刻な打撃を受けたにもかかわらず、政府の救済策は非常に低調なもので、窮民に対する政府米の払い下げさえも容易に進まなかった。

他方、七戸町役場は昭和九年一月に凶作対策委員会を設置、救済米および義損金品等の配分、救農土木事業の実施などの対策を検討した。なお、七戸町凶作対策委員会設置の要項は次の通りである。

第二章 昭和恐慌と凶作

第113表 昭和10年水害及び被害要救済戸数

市 町 村 名	水害によるもの	冷害によるもの
東 津 軽 郡	750戸	5,188戸
西 〃	2,972	1,242
中 〃	989	1,246
南 〃	2,658	3,443
北 〃	4,032	1,503
上 北 郡	2,721	7,078
下 北 〃	592	2,895
三 戸 〃	1,366	7,335
弘 前 市	1	—
青 森 〃	—	116
八 戸 〃	526	749
計	16,607	30,795

(『東奥年鑑』昭和11年版)

凶作対策委員会設置

凶作ニ依ル窮乏農民ヲ救済シ之ニ対シテ配分スル救済米義損金
品等ノ公平適正ナル割当ヲ為シ救農土木事業ノ公正適切ナル施
行ヲ期スル為メ左記ニ依リ凶作対策委員会ヲ当町ニ設置スルモ
ノトス

委員ハ左記ノ者ヨリ選定スルコト

七戸町長

七戸町会議員

七戸尋常高等小学校長

七戸青年団長

七戸在郷軍人分会長

柏民社信用購買販売組合長

七戸町農会長

七戸警察署長

七戸町部落惣代町頭

以上

また、七戸町役場当局が実施した昭和九年度における救済事業は左記の通りである。

一、冷害救済事業

林道開設事業費 二、〇〇〇円

牧野改良事業費 一、五〇〇円（産馬組合執行）

耕地拡張事業費 一五、一七五円（内五〇〇円大林耕地整理組合事業費）

土木事業費 一三、四五一円

計 三二、一二六円

二、冷害救済事業追加割当

耕地拡張改良事業費 一〇、〇〇〇円

土木事業費 九、四〇〇円 県直営

牧野改良事業費 三、四〇〇円（産馬組合執行）

計

三、種籾無償配付

給与数量 二七五石九五 金額五、五一九円（外ニ種薯二千三百十俵配付ノ予定）

四、政府払下糯米

第一回 九九七俵 配当

第二章 昭和恐慌と凶作

五、政府無償交付米	
第二回	二五〇俵
第一回	
第一回	六九七俵 配当
第二回	六九七俵 //
第三回	一、六三四俵 (予定)
六、郷倉新設及奨励金	
郷倉新設及奨励金	二、九八〇円御下賜金
七、共同作業場奨励	
三井、三菱義損金ニ依ル割当額	
繭糸加工作業場	六二六円
麻糸撚加工作業場	六二六円
薬工品作業場	六二六円
漬物製造作業場	六二六円
炭双子製造作業場	一、二五二円 (二ヶ所分)
養兔毛皮加工作業場	六二六円
計	四、三八二円

このような対応策にもかかわらず、相い次ぐ凶作と不況で農家経済は深刻な打撃を被って苦境の中を低迷した。この結果、青森県の農村は、全国の農村に比べて多額の負債をかかえることとなったのである。県農会が昭和七年と一〇年に実施した負債額調査によれば、昭和七年では負債総額五五四三万八〇〇〇円にのぼり、負債農家戸数も七万三五〇四戸となり、一戸当たりの平均負債額は七五四円となったのである。さらに昭和一〇年になると負債総額は五七四九万円となり、一戸当たり負債額は七八四円と増加したのである。これら負債の原因は農家の貧窮によるものであり、凶作といえども高額の小作料のため食糧不足をきたし、食うために負債をかかえることとなったのである。七戸町は本県においても、負債番付上位にあり、第一一四表の如く県下第三位に位置している。

このように生きんがための最低の代償が累積したものが農家の負債であったのである。このことは必然的に、男という男は出稼ぎにゆき、娘はわずかな負債の整理と飯米の消費を減らすため売られるという状況をまねいたのである。

青森県における出稼先の中心地は北海道であり、その業種も水産業や林業であった。第一一五表をみてもわかるように出稼漁夫の最低稼高は一〇円にしかならず、平均稼高も六〇円程度のものであった。つまり、いくら安くとも売れさえすれば切り売りしなければならぬ状況に農村はおいつめられていたのである。

さらに悲惨であったものは東北凶作によって表面化した婦女子の身売りであった。借金苦と飯米苦に悩む貧農が子女を出稼に出すことは、親も子も生きるための唯一の道であったのかもしれない。当時、我国の食糧需給は

第二章 昭和恐慌と凶作

第114表 市町村別負債番付（昭和10年9月現在）

東				西			
		負債額	一戸当			負債額	一戸当
		円	円			円	円
横綱	八戸市	1,244,342	399	横綱	柏木町	1,200,000	1,575
大関	七戸町	1,118,208	86	大関	大光寺村	1,055,224	1,501
関脇	竹館村	1,052,365	1,612	関脇	稲垣村	1,021,991	1,024
小結	田舎館村	1,012,012	1,242	小結	三本木町	975,063	741
前頭	石川町	960,383	949	前頭	中郷村	876,000	786
〃	六郷村(南)	801,686	1,179	〃	山形村	790,680	803
〃	甲地村	756,000	900	〃	水元村	747,878	1,461
〃	大戸瀬村	729,450	863	〃	柏村	727,073	1,037

第115表 出稼者の人員と稼高（昭和5—9年）

年 度	就業種別	人 員	金 額	一人当 最 高	一人当 最 低	一人当 平 均
昭和5年度	漁夫	19,503	1,775,834	450	10	91
	大鍛	142	17,949	350	56	125
	雑夫	15	1,745	250	50	116
	計	548	72,500	315	30	132
		20,208	1,868,028	450	10	92
〃 6年度	漁夫	15,250	1,121,374	500	10	74
	大鍛	92	9,865	350	70	107
	雑夫	5	950	350	50	190
	計	703	64,678	215	30	92
		16,050	1,196,867	500	10	75
〃 7年度	漁夫	16,629	1,048,326	700	10	63
	大鍛	141	14,613	280	25	104
	雑夫	5	440	200	25	88
	計	1,095	86,529	300	15	79
		17,870	1,149,908	700	10	64
〃 8年度	漁夫	18,851	1,229,068	700	20	65
	大鍛	140	11,640	250	35	83
	雑夫	5	727	300	53	145
	計	926	73,372	370	10	79
		19,922	1,314,808	700	10	65
〃 9年度	漁夫	19,616	1,242,824	1,000	10	63
	大鍛	199	23,450	200	55	118
	雑夫	5	710	300	50	142
	計	1,754	161,122	400	8	92
		21,574	1,428,106	1,000	8	66

（『青森県統計協会報』）

全体としては、決して不足していたのではなく、むしろ生産過剰であった。つまり「豊富のなかの貧困」なのであり、このような状況は冷害という、単なる自然条件によってのみおきたのではない。都市における資本主義化と農村部における半封建的土地所有関係のまさに板ばさみになったのが農民なのであり、社会の矛盾が農民の肩に転化されたと言えよう。それが、まさに出稼ぎであり、婦女子の身売りなのであった。

なお、七戸町における季節就労者の数及び職業は左記の通りである。その内容をみると、やはり平年よりも多く、職種も漁夫・杣夫・土工といったものが大部分の割合を占めている。

職 業 別	求 職 者 数	就 職 者 数	職 業 別	求 職 者 数	就 職 者 数
漁 夫	六九八人	六八八人	女 工	五人	四人
杣 夫	二三五	二三五	女 中	一一	一一
土 工	一五三	一四二	書 生	三	一
農 夫	一四	一四	薬 局 員	一	一
職 工	一三	五	採 炭 夫	一	一
大 工	六	六	看 護 婦	二	二
小 店 員	七	四	其 ノ 他	一三	一二
左 官 員	一	一	合 計	一、一六八	一、一二五
事 務 員	五	一			

第三節 恐慌と救農対策

一 経済更生運動の展開

明治から大正の初期にかけての生産中心の農業政策は、大正中期の経済変動の影響で、社会政策へ転換しはじめた。大正六年の農業倉庫業法や一二年の米穀法制定で米価の安定をねらい、また小作争議が増える農村社会の不安定な情勢に対しては、一三年の小作調定法と一五年の自作農創設維持補助規則で対処した。

しかし、小作調定法も自作農創設規則も耕作権を正式に認めて小作関係を根本的に解決しようとするものではなく、地主制の維持を前提としつつ小作争議を調停し、あるいは融資で小作農の自作農化や自作農の小作転落を防止しようとした。当時としては農政が社会政策化したと言っても、その程度の施策が限界であった。

しかし反動恐慌から慢性的不況となり、さらに昭和恐慌の段階になると、従来の制度を拡充して農村を根本的に再建し、直接農民を救済する予算の計上や救済立法をするようになった。

昭和七年に農村対策を主とする臨時議会が召集され、種々の応急救済施策が講ぜられるとともに、数億円の救済資金が支出されることとなった。救済議会と称された第六三議会を通過した対策のうち、特に注目されたのは、いわゆる救農土木事業と農村経済更生運動であった。

農村更生運動の大綱は、昭和七年一〇月六日農林省訓令第二号をもって決定されたのであるが、その目的とす

るところは、農業恐慌によって打ちのめされた農村の経済生活を安定させ、さらに農家将来の福利を増進させるために経済復興を図ろうとするもので、専ら農村の自力によって遂行するとしたもので「自力更生運動」の名称が与えられた。

しかし、自力更生と言っても疲弊する当時の農村にとっては、自力更生は到底期待できるものではなかった。そこで政府は次のような一連の援助的応急施策を考えたのである。

- 一、産業組合法及び産業組合中央金庫法の改正
- 一、産業組合活動促進助成金の交付
- 一、農村経済更生施設費に係る農業倉庫建設奨励金の交付
- 一、農村負債整理組合法及び同施行規則の発布
- 一、農業動産信用法及び同施行令の発布
- 一、産業組合中央金庫特別融通及び損失補償法及び同施行規則の発布
- 一、農山漁村共同作業場奨励規則の発布
- 一、積雪地方農村経済調査所の設置

青森県においても中央の指示に基づいて、次のとおり知事諭告を出し、①農村経済更生委員会設置奨励と連絡統一、②郷倉および貯蓄組合の設置奨励、③経済更生計画の実行、④農家負債整理指導、⑤地方団体の更生活動助成、⑥金融の改善および低利資金の融通——などを協議した。

知事論告

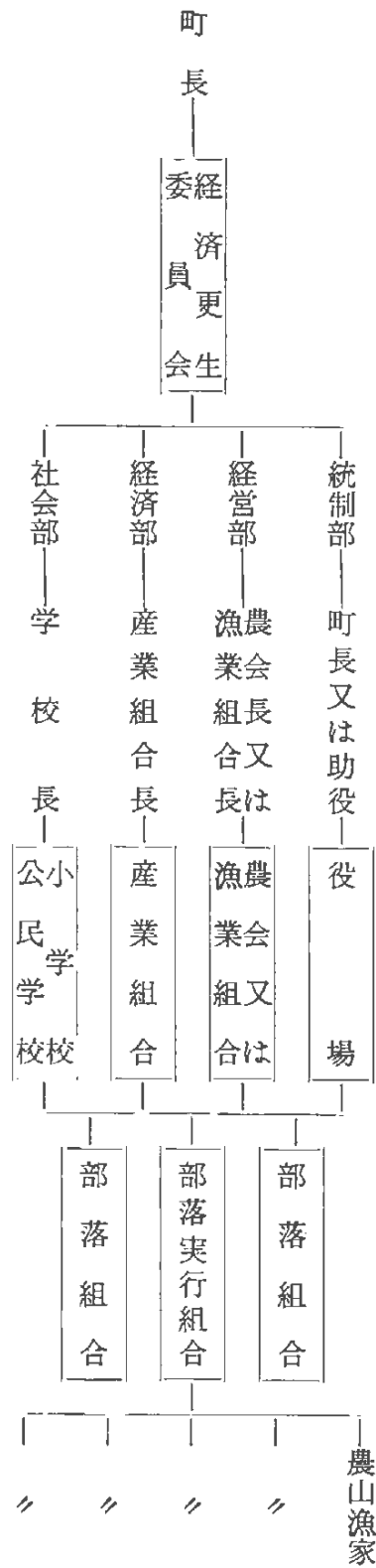
現下我国は極めて多事多難真に未曾有の難局に直面せり。殊に本県は昨年稀有の凶歉と金融の梗塞とに遭遇し財界の不況は益々深刻となり、商工業の萎靡沈滞農山漁村の疲弊困憊共に甚しく県民の生活に対し一大暗影を投じつつあるの現況は真に県民の為に深憂に堪へざる処なり。茲に於て政府は時局匡救の為め衆智を聚め救済の策を練り各府県とともに鋭意目的の達成に努めつつありと雖、民心にして消極退嬰に傾き徒に他力に依頼せんとするの弊風瀰漫するに於ては凡百の救済施設も其の実効を挙ぐることに難し、之れ国民更生運動を強調する所以なり。時局匡救の第一義は他なし国民一同内外の情勢と困難の実相とを真に認識し、我建国の大義に立脚し愛国的熱情と信念とに加ふるに積極敢為の精神と自立独行の銳氣とを以て生活の確立向上を企画するに在り。殊に本県民は客歲凶作のため全国各地の同胞より甚大の救援を仰ぎ漸く小康を得たるに鑑み、特に青森県永遠のため自奮自励更生の実を挙ぐるの要切実なるも存す。宜しく県民一致敢為進取の大旆の下に克く時局の匡救に念を致し克己自制以て旧來の陋習を一掃し、更に勤勉力行以て産業の振興を策するに於ては蓋し国運の隆昌県民の福祉を期して俟つべきものあるを信ず。県民夫れ相率いて奮勵精進以て時局に善処し更生の実を挙ぐるに遺憾なきを期すべし

昭和七年九月四日

(『青森県議会史』)

知事の、このような論告により、各町村は積極的に、これを推進することとなった。七戸町は昭和七年度に経

済更生計画指定町村に指定されたのである。指定された町村は、国または県に準じて各界の協力を求めて町村を中心とする経済更生委員会をつくり、相互に事業の調整を図りながら担当業務を推進した。



七戸町において更生運動が、実際どのようなことなわれたかは資料の不足のため不詳であるが、ここでは、いくつかの事例を記しておこう。

第一に昭和一〇年一月に「七戸町郷倉条例」が制定され、町内七カ所に設置された。郷倉は御下賜金五〇万円

野左掛郷倉

上川目郷倉

向町郷倉

作田川目郷倉

城内郷倉

袋 町郷倉

で、東北六県の町村に設置されたものである。これは粃を貯蔵して端境期に小作人に貸出し、小作人は収穫期に粃をもって返済し、利子は粃で支払うというものであった。したがって、この郷倉は小作農の共済機関であるとともに、凶作時には無償の支給を行うものであった。一種の貯穀制度であり、徳川時代の郷倉制と類似しているものとして封建的性格をみいだせる。更に一方においては米穀商品化を通じての米価値上策ともみることができよう。

次に、昭和一〇年二月には「七戸町共同作業場条例」が制定され、町有の共同作業場が七カ所に設置され共同利用されることになった。この条例は次の如くである。

七戸町共同作業場条例

第一条 本町八共同作業場ヲ設ケ左ノ区域内農家其ノ他ヲシテ利用セシム

第一共同作業場 七戸市街地（第一）

第二 “ 一ノ森、川去、荒屋平

第三 “ 天神林

第四 “ 大池、膝森、袋町

第五 “ 和田、八ヶ田、高屋敷、道地川目

第六 “ 向町

第七 〃 七戸市街地（第二）

第二条 本規定ニ於テ共同作業場ト称スルハ昭和九年凶作匡救ノ為設置シタル本町有共同作業場並附屬設備ヲ謂フ

第三条 本町共同作業場ノ維持管理ハ左ノ組合ニ無償ヲ以テ委託ス

第一共同作業場 青森県上北郡七戸町養蚕実行組合

第二 〃 一ノ森実行組合

第三 〃 天神林 〃

第四 〃 大池 〃

第五 〃 和田 〃

第六 〃 向町 〃

第七 〃 七戸町養蚕実行組合

第四条 本町共同作業場ノ委託ヲ受ケタル組合ハ其ノ組合員ヲシテ左ノ目的ノ為メ使用セシムルモノトス

一、各種農業共同作業

一、各種副業共同作業

一、部落青年ノ修練

一、其ノ他必要ト認ムルモノ

第六条 本町共同作業場ノ委託ヲ受ケタル組合ハ左ノ簿冊ヲ備付シ利用状況並収支状況ヲ明カナラシムルモ

ノトス

一、組合員名簿

一、日誌

一、現金出納簿

一、其ノ他必要ナル帳簿

第七条 本町共同作業場ノ委託ヲ受ケタル組合ハ毎年一回利用状況並収支状況ヲ本町長ニ報告スルモノトス

第八条 本町長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ共同作業場ノ維持管理利用ニ関シ書類簿冊ヲ検査シ又ハ報告ヲ徴スルコトヲ得ルモノトス

次に、更生運動が展開されていた昭和八年頃、浦野館村・七戸町を訪れた田村浩による紀行文を紹介しておこう。更生運動が実際のよう推進されていたか、その様子をうかがい知ることができる。

昭和六年の大凶作の中心とまでいはれていた浦野館へ着いたのは午前十一時頃。沼崎駅前に新しく建てられた九坪の郷倉を見た。町屋村長さんと郡農会の高松さんの説明によれば組合員は部落の純農であって、和田寅八さんが郷蔵組合長である。収容量は七、五〇〇貫（七百五〇俵）精粳を五つの井樓に貯穀することになって、現在去年の粳が一五〇〇貫貯へられ、三年目には更新することになっている。

工事一六万円を投じた、下砂泥耕地組合の河川改修をみながら菩提寺部落へ着いた。三年前に全部落を焼

失したこの部落に新しく二六坪の共同作業場附郷蔵が設けられ、此の建設費は千三百円である。部落の者が共有地二町歩を開墾して共同耕作を行なった益金を貯蓄し、それを共同金として当時分配しなかったものを割いて建ったのである。だから県や村の助成を目当に行ったものではなくして隣保共助の貴い現はれと言へよう。

この部落には共有林が七〇町歩ある。この郷蔵が三年更新で備荒貯蓄を行い、作業場は農産物の共同調製をなし、農閑期中夜は集会場に充てることになっている。竹内武治さんはこの村の農事改良実行組合長であって、部落の統制を行ふ中心となっている。

大浦部落の養鶏組合、徳万歳の薬工品組合等の部落特徴の更生施設を見た。高松さんの上北郡における開墾の外、堆肥施設、小麦、雲苔、馬鈴薯二年三作の畑地利用の抱負が実現されつつある。今は雲苔の花盛り。昭和七年三百六十五町歩を三ヶ年間七百町歩に増加する方針だ。今年は現に五百町歩に増加された。一反歩一石一斗、百十円として郡農会の共同販売所の入札で共同販売を行っている。

三沢、六戸、下田、大深内、浦野館がその中心である。馬鈴薯は昭和七年は二千百町歩反当収穀二百四十貫で五百十三万貫、この価格は四十五万円を三年目に三千町歩、千万貫の百万円の計画目標が樹立されている。今年は二千五百町歩四割の増収の実績が上っている。国営開墾土地の中心である。畑地の開墾と二年三作の畑地利用計画の堅実性がはっきりしている。車の中でこうした話と事実を見ながら、田植盛りの健げな人達の姿と、堆肥奨励や部落中心の更生振りを村長から聞かされた。この村の更生計画実行中十三区の各部

落し農事指導班を設け、四月十三日村長から中堅篤農家を指導員として囑託し、その協議会、座談会、指導員協議会を行っている「浦野館村白力更生指導員を囑託す」といふのが村長さんからの辞令である。囑託年手当一人五円も円満に決議されたといふ。ここでも郷蔵標札三枚書かされ、下手な手習を始めようと思った。村長さんは凶作の政府米払下代の回収には頭を悩まされていたが、三年間にこれ等の郷蔵が建てられ、三年貯穀しておけば今後の凶作には心配はあるまい。更生気分には緊張している浦野館と別れを告げて七戸に着いたのは午後三時半。

戸館町長さんに聞かされた第一の話題は昔の人は稗を常食としたから脚気がなかった。今は米を食うようになってこの新しい病人が殖えて来たといふ。水不足で百姓は難渋している。だから水田を開く時に用水の注意が肝要だと。郷蔵は七ヶ所準備中である。町長さんの案内で蚕業取締所内の廃物利用と自家用敷物の新しい試みの寄織作業を見た。同行の加藤さんは昔に還ったのであると感じている。

工藤さんの五千貫積みである速成堆肥の説明を聞いた。

今年は講習をしたので七戸だけ四万五千円の堆肥が増産されて金肥がそれだけ減じ、更生の現はれと思いは嬉しかった。柏葉養兎組合の種兎約二百と共同販売施設を見た。組合員は三百人ばかり、敬服したのは組合長は床屋さんの主人である。無報酬で仕事の間に趣味を持って熱心に組合をリードしている。献心的な人が中心となってこそすべての奨励が遂行される。七戸町の養鶏組合の共同育雛所を見た。養鶏組合は何れの地方でも目醒しい進展であって共同販売もよく行き届いている。

七戸の畑の開墾は素晴らしい。営林署では畑地の開墾跡へ漆を育てている。大正十二年に三十六町歩の大田野の開墾は美事に成功して小麦、桑、馬鈴薯、果樹が植えてある。この開墾は町の半商半農の人達が浦野館の移住者の成功話を聞いて手を染めたといふ。その一つに三反歩ばかりぶどう果樹園がある。主人公は写真屋さんであることは、養兎組合長が床屋さんであるのと好一对である新しい更生施設の開墾事業として六十余町歩の畑地が利用されんとしている。

蚕業試験場の試みである。養鶏と桑園についての研究がある。小林さんの説明によると五畝歩の桑園に五十羽を飼えば反当り十五円の肥料代が助かるといふ。宅地に近い桑園は一挙得となる。共同種蚕飼育場も見えた。二眠まで共同飼育をしている。十ヶ所の施設に町から助成がある。

尚この試験場の研究の一つである蚕糞利用の堆肥試験がある。小林さんの説明によれば堆肥の材料として糞二百貫蚕糞と小糠一貫目づつこの外硫酸二貫目入れ堆肥の基の醗酵素をつくる。蚕糞醗酵を早め一週間で切りかへ三週間以内で完全となる。このあたりの養蚕は盛んな時の半減となったそれは繭の値が安いのが原因だといふ。七戸の更生気分は畑地の利用増殖、外に養蚕、養兎、養鶏等の副業が目立っている。苧麻の苗一万本の新殖の前途も望ましい。

町長さんの新しい試みとしては婦人改良組合の組織は二十部落にあって更生指導の中心となっているのが一組合四十人の婦人改良組合が二つは新味を帯びた施設である。浦野館の農事督励委員の囑託と七戸の婦人改良組合と新味を帯びた指導者の養成であろう。

地方色のあるのは永い間に養はれたものであって、それを指導し、改善し、統制していくところに貴い試みがある。

各部落に各々の特徴の施設があつてそれを助長し新しいものを結びつけて進む。その中心は「共同」と「勤労」とが実績を評量している。

（田村浩著『村落紀行―更生への村々を訪ねて―』）

この紀行文では、冷害凶作によって打ちひしがれた町民が創意工夫をこらして立ち上ろうとしている姿がえがきだされている。しかし、あまりにも更生運動を美化しているようにみえる。更生運動とは、前述したごとく、自力更生といつても疲弊し切った農村に自力で更生する力はなく、かえつて「ジロク更生」（狡く更生）するための各種施設の利用が行われたにすぎないとの見解もある。

さらに注意すべきことは当初農業恐慌克服のための運動としてとりあげられた更生運動を、後に農村更生のための具体的実験場であるとともに、満州移民の母村としての意義を附加させることになったことである。つまり農村更生運動は全体主義的時局臭を帯びることとなったのであった。

二 地方財政の重圧

昭和六年の大凶作、つづいて九年、一〇年の連続の冷水害にもなつて、地方財政の赤字が累積していった。青森県においても、昭和六年度末の未償還県債が二七〇万円であつたものが翌年には一〇〇〇万円を超え、九年

の凶作後にはさらに三八〇〇万円に増加し、翌一〇年の冷水害で遂に四二〇〇万円に達する有様であった。また町村も三回の大凶作によって昭和一一年度末には一〇〇〇万円の町村債を抱く結果となった。

七戸町の場合も同様であった。例えば昭和九年度七戸町歳入歳出決算書をみると、歳入予算額が一九万七九六四円であるのに対し、実際の歳入額は一五万四九六円となっており、四万二九六八円の大巾減収となっており、その結果、歳入歳出差引不足金は二万〇〇〇一円四三銭となり、赤字を累積するものとなったのである。

また、七戸町特別会計負債額は左記のとおり一〇年、一一年、一二年と大巾に未償還負債額を増大させ、昭和一二年度には、二二万七九〇三円三八〇にまで達し、地方財政を圧迫していったのである。

昭和一〇年度特別会計負債調

一、自作農資金	起債額	一七六、〇八四円
	償還額	一六、四六八円五〇
	償還未済額	一五九、六一五円五〇
	起債額	四二、二七一円
一、失業救済資金	償還額	一七、四七六円五五
	償還未済額	二四、七九四円四五
	起債額	

第二章 昭和恐慌と凶作

昭和一一年度特別会計負債調			計			一、公益質屋資金			一、町村長期債		
起債額	償還額	償還未済額	起債額	償還額	償還未済額	起債額	償還額	償還未済額	起債額	償還額	償還未済額
一五五、二六四円	四、〇九九円八三〇	一五一、一六四円一七〇	二四五、二四五円	三五、九六三円七二	二〇九、二八一円二八	一〇、六〇七円七〇	五九二円三〇		一五、六九〇円	一、四二六円三七	一四、二六三円六三
											(元肥料、炭材資金)
									一一、二〇〇円		

昭和一二年度特別会計負債調

一、失業救済資金			一、肥料資金			一、炭材資金			一、公益質屋資金			計		
起債額	償還額	償還未済額	起債額	償還額	償還未済額	起債額	償還額	償還未済額	起債額	償還額	償還未済額	起債額	償還額	償還未済額
三七、三三〇円	四、〇九三円五五〇	三三、二三六円四五〇	一七、八三〇円	五、七一一円六二〇	一二、一一八円三八〇	五、〇〇〇円	一、二〇二円三六〇	三、七九七円六四〇	一一、二〇〇円	ナシ	ナシ	二二六、六二四円	一五、一〇七円三六〇	二二一、五一六円六四〇

第二章 昭和恐慌と凶作

一、自作農資金			一、失業救済資金			一、町村長期債 (元肥料、炭材 資金ノ借替)			一、公益質屋資金			計		
起債額	償還額	償還未済額	起債額	償還額	償還未済額	起債額	償還額	償還未済額	起債額	償還額	償還未済額	起債額	償還額	償還未済額
一七六、〇八四円	八、一四三円八四〇	一六七、九四〇円一六〇	三七、三三〇円	四、二五六円七八〇	三三、〇七三円二二〇	一五、六九〇円	ナシ	一五、六九〇円	一一、二〇〇円	ナシ	二四〇、三〇四円	一二、四〇〇円六二〇	二二七、九〇三円三八〇	

第三章 諸産業の盛衰

第一節 馬産業の衰退

一 明治・大正期の馬産

南部地方は古来、馬の産地として全国的に有名であった。しかし、第二次大戦後においては軍馬・農耕等の需要が極端に減少したため、南部馬産の中心地であった七戸町も馬から牛、豚、鶏等々への生産へ転換をはかっていった。ここではそれ以前の明治・大正期の南部馬産の動向を簡単に概観してみよう。

明治維新によって馬の売買等に対する制限の撤廃により、生産は自由化され、糶駒税金の改正がおこなわれた。この結果、藩制時代の産馬慣行は残ったものの、農民的馬産の道がひらけたのである。

一方馬への需要は、交通機関としての馬の需要が大巾に拡大し、さらに欧化主義による乗用馬車の流行や軍馬の需要が拡大した。明治二一年の調査によると（『青森県農事調査書』）、すでに青森県は県外に対して、四七〇〇頭余の馬を移出していたのである。明治一九年には三本木（現十和田市）に軍馬補充部が設置され、三一年には軍徴発馬は全国第一の八四一四頭にのぼった。

明治政府による殖産興業政策の一環として、馬産については、①在来馬の品種改良、②旧藩牧払い下げによる旧士族授産のための大規模民間洋式牧場の開設である。七戸町においては、明治三年（一八七〇）工藤轍郎による萩ノ沢牧場、その他盛田牧場、浜中牧場等が有名である。

明治二九年には七戸町に奥羽種馬牧場が設置され、優良牝馬の購入、洋種牡馬による民間への種付等をおこなうようになり、南部地方での品種改良が進んだのである。

明治三九年には中央に馬政局が設置され、軍馬の育成強化特に馬格の改良を中心とした馬政三〇年計画が樹立された。さらに四三年には産馬奨励規定を設け、馬匹共進会の奨励援助、産馬功労者に対する褒賞がおこなわれたことにより、南部地方においても産馬熱が盛んになった。

大正元年（一九一二）には七戸町に県立種馬育成所が、明治四一年には野辺地に国立種馬所が設立され、一時減少傾向にあった産馬も持ち直し、年々七〇〇〇余頭が糶売された。

二 昭和前期における馬産

第一次大戦後の軍縮思想の台頭によって、昭和前期における軍馬生産は不振におちいった。さらに昭和恐慌に加え、昭和六年（一九三一）の東北冷害は農耕馬に対する農家の購買力を減退させたのである。この結果、産馬価格も大正八年の平均二五九円を最高として、昭和六年にはわずか九七円に下落した。従って当然馬産の衰退傾向はまぬがれえなかったのである。

大正一三年に始まる後期一二年計画は主として軍縮を加味して検討されたものであったが、持久力に重点をおき、標準としては輓馬型中間種、即ち産業馬の生産に重点をおくものであった。当時における青森県各組合別の指導方針は

- (1) 八戸・五戸・三本木……………乗馬を主とする
- (2) 七戸・野辺地……………軽輓馬を主として乗馬を従とする
- (3) 三戸・津軽……………すべて軽輓馬
- (4) 田名部……………小格輓馬

なお、昭和恐慌期にとられた産馬対策は次のようなものであった。

(一) 地方競馬の奨励……………本県地方競馬は明治三八年産馬組合連合会主催の下に太平牧場で開催されて以来、三戸郡鮫と甲地とで春秋二回づつ開催されたが、昭和二年地方競馬が制定され次第に盛況をみた。昭和六年には公認競馬場の青森誘致運動がおこなわれたが失敗に終わり、浜館村、筒井村も満洲事変勃発以後不振におちいった。

(二) 農耕役馬の利用拡大……………昭和四年専任技術員の設置、同九年役馬能力競技会等、農馬としての需要の打開がはかられた。

(三) 牧野法の制定……………馬産の基本条件である放牧採草地については、大正九年に国有林野放牧採草地の限定制度がつくられたが、昭和六年には牧野荒廃を防止するため牧野法が制定され、牧野組合に対し年々改良のための助成がなされた。

満洲事変の勃発以後、軍事費の拡大とインフレ政策によって軍馬及び産業馬の需要が拡大し、沈滞した馬産を一時再起させるかにみえたが、昭和九、一〇年の凶作を経てその回復は順調といえなかった。昭和十一年は馬政三〇年計画の終年に当たり、以後これにかわるものとして農林省馬政局の下に第二次馬政計画の立案がなされた。しかしこの案は国家方針を積極的に打ち出すものではなく、地域にゆだねるという極めて消極的性格のものであった。これによる本県の採った産馬方針は、

① 軽乗馬……………八戸

② 乗馬……………五戸・三本木・七戸（大深内のみ）

③ 輓馬……………七戸（大深内を除く）

④ 小格輓馬……………津軽・田名部

であった。

日華事変の勃発は多数の軍馬徴発を必要とし、第二次馬政計画は大きく改変を加えられ、戦時馬政計画がつくられるにいたった。さらに昭和一四年には軍馬資源保護法、種馬統制法が制定され、地域別役種別生産命令が与えられた。それは乗用馬よりはむしろ有能輓馬の増強に力点をおくものであったが、青森県の場合

① 乗馬・小格輓馬……………八戸・三本木・七戸（大深内のみ）

② 輓馬・小格輓馬……………七戸（大深内を除く）・野辺地・平内・三戸

③ 小格輓馬……………田名部・津軽

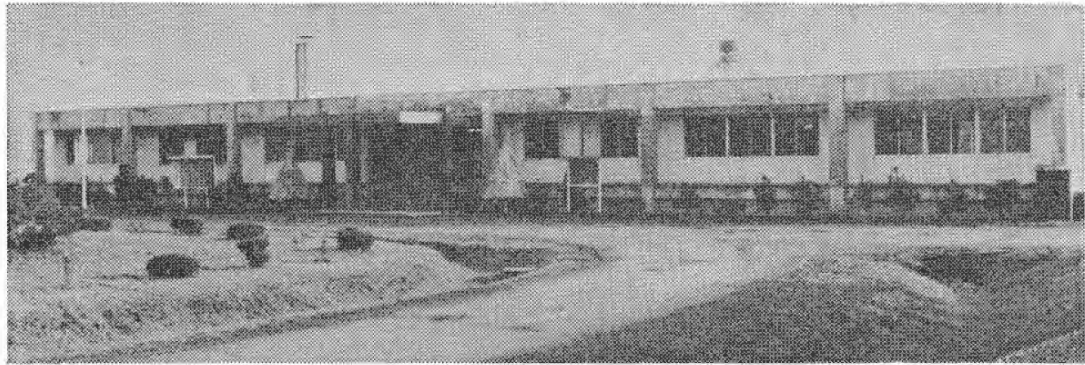
とされ、このため従来軽種の多かった本県馬産業、特に軽乗馬の産地（八戸・五戸・三本木・七戸の一部）は大きい打撃を受けたと言われる。昭和一六年太平洋戦争が開始され戦況がしだいに不利となるにつれて、軍馬は兵器としては脱落し、再び馬政は改訂され昭和一八年以降は産業用馬として輓馬・駄馬の生産が増強された。

敗戦後は軍馬喪失にともない南部馬産は全く混乱におちいることとなった。三本木軍馬補充部は廃止され、奥羽種馬牧場は種畜牧場に転じ、国立青森種馬所は県立種畜場に変わった。さらに終戦後は食糧難による食糧供出制度の強行にともない馬飼料の確保が困難となり、馬生産の大巾な減退となった。昭和二〇年代後半になると馬の生産から牛への転換がはかられ、また農耕機械の普及により農耕馬の需要も減少し、南部馬産の盛況を取りもどすには、もはや情勢は大きく変わったのであった。ただ競争馬の高級軽種の生産が、その後民間牧場を中心に、現在もつづいている（『青森県農業の発展過程』参照）。

三 国立奥羽種馬牧場と軍馬補充部七戸支部

馬匹調査会の審議の結果に基づき、政府は明治二九年（一八九六）に種馬牧場と種馬所の官制を公布し、全国で奥羽・九州の二種馬牧場と岩手・宮城および熊本に三種馬所が開設された。これにより七戸村には奥羽種馬牧場が設置され、以後青森県における馬産事業上重要な役割を果たしてきたのである。もちろんこのような国策による馬産事業の推進は軍事力強化の一環であり、軍馬を確保するものとして牧場の開設となったのである。

大正後期から昭和初期にかけては、第一次大戦後の軍縮ムードにより、軍馬の生産も不振におちいった。この



現 庁 舎

ような状況下にあつて、奥羽種馬牧場は昭和三年に御大典を記念して開催された全国馬匹博覧会においてサラブレッド種雄馬、シャイニングスピヤー他七頭が参加した。また昭和八年には競馬法発布一〇周年記念馬匹博覧会に当场からアングロアラブ種雄馬、サンチュリオンドウー他三頭が参加し、馬産振興に一役かったのである。一方種付事業は、明治四二年に青森種馬所が開設したため、種馬所に移管し、奥羽種馬牧場は種雄馬の生産に移ったが撃養種雄馬に余裕が生ずるため、その範囲で余勢種付をおこなった。余勢種付を受けるものは民有優秀馬でその頭数は年間一六〇頭内外で大部分は青森県下で、なかでも七戸、三本木、五戸、八戸のものが多かった。アラブ、アングロアラブ及びアングロノルマンの種雄馬に対する出願馬はほとんど青森県下のもので、中間種は三戸、三本木及び七戸各組合にかぎられた。

昭和一〇年（一九三五）に第一次馬政計画が完了し、引き続き第二次計画に移った。第一次計画の結果、血液の更新、資質の改善には成果があつたものの、産業上、国防上の要求に対しては未だ不満足な点が多かった。したがって、第二次計画では有能乗鞍馬生産を中心とした馬産経営の安定を図ることを主眼とした地域役種別産馬方針を定めたのである。

昭和一二年には日中関係が悪化し、ついに戦争状態に突入。その結果第二次計画

は変更され、再び軍馬資源の培養と軍の所要数充足のために計画が樹立された。このような急激な変更に対して当牧場は対応したものの、即応できず、新種雄馬の獲得、種雌馬の更新、育成法の改善等を試みたのである。

戦争が拡大するにつれて、飼料の軍需用となるものが多く、かつ諸物価の値上りとともに騰貴したため、当場その上応召者が増え労働力の不足から牧場の事業経営そのものが困難になっていった。

昭和二〇年の敗戦により一挙に食糧難時代をむかえ、家畜飼料は食糧に転換され、又軍馬として用途を失った馬はその生産目標の変換を要求されることになり、事業の遂行が極めて困難となった。昭和二一年には、種馬生産をはじめ五〇年続いた奥羽種馬牧場名称を、新たに青森種畜牧場として畜産業の見地から再発足することになった。翌二二年一〇月には奥羽種畜牧場と改称し、日本短角種牛を繋養し、馬にあっては二四年に軽種部門を整理し農馬一本に進むこととなった。これ以後奥羽種畜牧場は肉用牛に力をそそぎ、馬の改良増殖は廃止され、名実ともに肉用牛牧場となり現在にいたるのである。

なお、最後に昭和二一年におきた牧場用地解放運動に若干ふれておこう。敗戦直後の農村は海外からの引揚者及び失業者が流入し、過剰人口をかかえることとなった。これは戦後緊急開拓事業等の政策的誘導によったものであった。この事業は食糧対策と失業対策という二面性をもった政策であったが、いずれにせよ敗戦による矛盾を農村に転化させるものであった。したがって、これ以後、少なくとも高度成長までは、農村は過剰労働力と耕地不足という問題をかかえることになったのである。

このような状況下にあつて、七戸町では大面積をもつ牧場の解放運動へ発展してゆき、奥羽種畜牧場用地解放

第三章 諸産業の盛衰

第116表 奥羽種畜牧場変遷一覧表

異動 年月日並告示	区 分	場 所	名
明治29年6月12日 農務省告示第14号	奥羽種馬牧場		
明治41年6月2日 内閣告示第3号		青森種馬所	
昭和2年11月1日 農林省告示第270号			青森種鶏場
昭和14年11月1日 農林省告示第399号			青森種畜場
昭和21年5月17日 農林省告示第93号	青森種畜牧場	青森種畜牧場野辺地支場	
昭和22年10月2日 農林省告示第147号	奥羽種畜牧場	青森種畜牧場	
昭和24年6月1日 農林省告示第116号		廃 場	奥羽種畜牧場 青森支場
昭和25年7月1日 農林省告示第90号			廃 場
昭和29年12月1日			奥羽種畜牧場 青森分場
昭和34年4月1日			青森支場
昭和40年10月31日			廃 場

要求となつてあらわれた。当時牧場周辺の農民たちは、「むしろ旗」をかかげ実力行動にでたのである。これらの農民は七戸農民組合を軸として、農民五五人が面積一七三・九ヘクタールの払い下げ申請を提出した。これにより、奥羽種畜牧場は、昭和二一年六月一日付で有料貸付の契約を七戸農民組合長と締結している。その内容は用地の解放を目的としつつ「面積は七六町五反、貸付条件として専業農家は二反歩以上一町歩未満で、他に職業をもつものは除くとし、貸与地一反歩に付年間五人の割合で労働を提供すること。但し公定賃金を支払う」というものであ

った。

昭和二四年にはこれらの用地は農民に解放されている。その経過をみると、連合軍総司令部天然資源局長から農業試験研究機関整備統合と機能刷新に關して必要な措置をとるよう勸告され、「国立種畜牧場の整備統合に關する基本方針」を省議により決定し、この方針にもとづいて昭和二四年度に一部種畜牧場を廃止し、その他の種畜牧場においても業務に必要な最小限度の面積に縮小し、不用の部分を自作農創設のために農地局その他へ移管されることになった。奥羽種畜牧場の解放区域は畜産局と農地局において協定し、昭和二五年自作農創設特別措置法により自作農創設特別会計普通財産に有償所屬替になったのである。

このような経過をへて、昭和二四年一月に仙台農地局から青森県農地部に対して次のような通達が出された。

昭和二四年一月一八日

仙台農地事務局管理部長

青森県農地部長 殿

国立奥羽種畜牧場用地の解放に關する件

この件について一〇月一二日附二四仙農管第一、一七八号をもって指示しておいたが、この用地の開放について地元に種々の動きがあると聞いており一月七日附二四農地第一、〇五〇号をもって別紙の通り所屬替等の処理方針も示されたので、さきに指示せる開放用地の区分に従って至急所屬替の手續を取進めらるるよう御配意願いたい。

追って開拓用地については一〇月一二日附二四仙農管一、一七八号の記中三の(イ)及四、五は勿論であるが、その他の地域についても速かに調査の上、現地に即応した処理を願いたい。

以上の指示に従い、七戸町農地委員会は解放用地を自作農創設に供するものとして、次のように処理し、農民に解放したのである。

自作農創設特別措置法施行令第一二号の規定による承認申請書

自作農創設特別措置法施行令第一二条の規定により左記表示農地を自作農創設の目的に供することを相当と決定したので右承認を願ふ

記

一、農地の所在、地番、地目、及び面積

青森県上北郡七戸町字荒熊内六七番の内

畑

五八町三反四畝二〇歩

道路（農道）

四町五反三畝二〇歩

山林（防風林）

二五町四反一畝二〇歩

青森県上北郡七戸町字鶴児平一番の内

畑

四町一反歩

宅地（当該地内小作人の住宅及び作事小屋）

三百坪

道路（農道）

一反歩

青森県上北郡七戸町字鶴見平一番の内

田

九町一反六畝一五歩

道路（農道）

四反三畝一〇歩

水路（灌漑・給、排水路）

一反八畝五歩

総計

一〇二町三反八畝歩

内訳

田	九町一反六畝一五歩
畑	六二町四反四畝二〇歩
道路	五町七畝歩
水路	一反八畝五歩
山林	二五町四反一畝二〇歩
宅地	一反歩（三百歩）

二、管理権を有している官庁名及び国有財産の別（公共用、公用、営林、雑種）

農林省（公用）奥羽種畜牧場の内

三、自作農創設の目的に供することを相当とする理由

国有地を近隣部落民が有償で貸付を受け開墾したもので当然自作農創設の目的に供すべきものである

四、農地の毛上其他利用状況

(一) 田は普通水田として水稻作付

(二) 畑は普通畑として雑穀類及び蔬菜作付

(三) 宅地は当該地を借り受けた小作人が住宅を建築している

(四) 毛上、赤松・落葉松の立木三千三百七十石は荒熊内六七番の内（通称、奥羽種畜牧場北七区）側周辺に植樹せられたる防風林である。

(五) 道路は広範にわたる当該農地内に設けられたる農道である

(六) 水路は鶴児平一番の内に設けられたる水田の給、排水路である

五、当該農地につき小作農がいる場合は氏名住所及小作条件

(一) 小作農住所氏名、別紙の通り

(二) 小作条件借受け当初は借り受け人において反当年額金一五円、昭和二四年度から反当年額金六円宛の小作料を支払い外に一反歩につき年延一人の労力奉仕を為すべき義務があった。但し此の奉仕労働に對しては奥羽種畜牧場から相当額の賃金が支払われている

六、其の他の参考となる事項

昭和二五年三月二三日

青森県上北郡七戸町農地委員長 玉山堅治

第117表 開 放 地 一 覧 表

数 量	用 途	開放場所及び面積内訳	
町反畝歩 2.5.3.18	宅地及び附属敷地	鶴児平	町反畝歩 2.5318
109.7.1	自作農創設 (開拓予定地)	南斗内 1哩馬場北 曾我森放牧地 南7区	65.79 15.06 12.00 16.86
68.7.1	〃	北5区 北6区 北6区	12.75 27.51 28.45
430.7.8	自作農創設 (牧 野)	南斗内 採草地 51.64 樹林地 46.06 湯ノ沢 採草地 6.01 樹林地 72.99 曾我森 62.05 大作 採草地 84.39 小 滝 採草地 9.10 樹林地 22.04 石 渡 採草地 41.68 樹林地 34.82	
102.3.8	自作農創設 (農 地)	北7区 南3、4区の南 地獄沢	88.30 4.30 9.78
5.0.0.0.35	七戸中学校敷地	南5区	5.00035
0.30	七戸町温水溜池設 置敷地	南斗内	0.30
719.4.1.18.35			

なお、奥羽種畜牧場の開放地一覧ならびに年次別開放地図はつぎのとおりである。

青森県農地委員長 津島文治殿

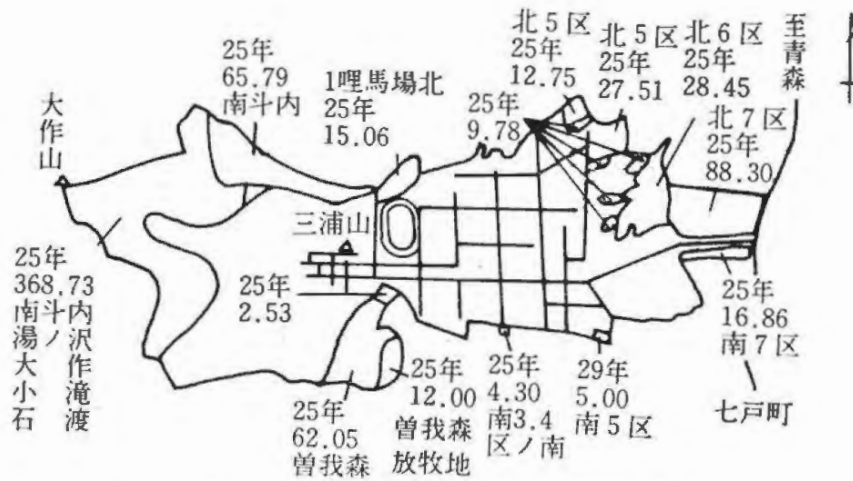
第三章 諸産業の盛衰

もう一つ七戸馬産の象徴的機関として軍馬補充部七戸支部である。これは奥羽種馬牧場と異なつて純粹に軍馬を補充するという軍事目的としてつくられた機関である。明治三十九年（一九〇六）四月に設立され（『天間林村史』による）、所在地は天間林村道ノ上にあった。四二年四月には乙供分厩庁が、つづいて四四年四月に坪分厩庁が設置された。これらの分厩庁の設立により、飼養頭数が増加し、農地の拡大と放牧地の造成が行われ、六ヶ所村、横浜町、東北町、野辺地町などに放牧地が求められた。これにより野辺地町には目ノ越・有戸出張所が、六ヶ所村には倉内・表館出張所が開設された。

支部当時、配属された馬匹は育成種七〇〇頭、その他農耕馬八〇頭で、それ以後軍馬の生産を推進、拡大し、年平均一〇〇〇頭近い育成馬を持っていたと言われている。

大正一五年（一九二六）一二月になると、第一次大戦後の軍縮ムード、馬産政策も変化をよぎなくされ、七戸

年 月 日	授 受 先
昭25. 2. 15	大 蔵 省
25. 3. 2	仙台農地事務局
25. 4. 1	ク
25. 4. 1	ク
25. 4. 1	ク
29. 8. 24	大 蔵 省
29. 8. 24	ク
計	



第8図 奥羽種畜牧場年次別開放地図

支部は軍馬補充部三本木支部七戸派出所とあらためられ、規模の縮小をはかった。つまり乙供、坪の分厩庁は廃止されることになったのである。

しかし、昭和一二年（一九三七）の日華事変勃発以後になると、再び軍馬への需要が拡大し、三本木支部には補充馬廠がおかれ、さらに旧乙供分厩庁も復活した。昭和一九年には三本木支部に区隊が設立され、そのうち一区隊が天間林村にも駐屯したのである。

これ以後戦争の拡大とともに、増々軍馬への需要が拡大し、民間からも徴発されたが、昭和二〇年八月、敗戦となり、軍馬補充部は解体され、その結果七戸派出所も廃止となり、旧軍馬補充部用地は戦後の緊急開拓事業によって農民に解放されることになった。その後、同用地は大規模な土地改良事業によって水田になったのである。

四 七戸産馬畜産組合

七戸が馬産地として中心的地位を確立する上で、七戸産馬畜産組合の果たした役割は最も大なるものであった。また、七戸町をうごかす重要人物の大多数は、何らかのかたちでこの組合において活躍した人々である。したがって七戸町においてこの組合は単なる産業組合とは異なり、政治的にも大きな意味をもっていたと言える。

そもそも、七戸産馬畜産組合は明治一七年産馬規則が定められ、それにより組合が設立され、七戸、大深内、浦野館、天間林、甲地、六ヶ所の一町五カ村をもって組織され、当初七戸馬産組合と称していた。その後明治三年（一九〇〇）産牛組合法の改正および大正四年（一九一五）畜産組合法の発布により七戸産馬畜産組合と改称している。昭和初期の組合員数は一七五〇人で、総馬数は約六〇〇〇頭にのぼっている。そのうち繁殖牝馬は四五〇〇頭、年々生産される幼駒は一三〇〇頭であった。種牡馬は五五頭でサラ系が三三頭、アノ系が二七頭、アア系が八頭、その他七頭となっていた。組合事業としては地区を六区に分け、各区ごとに種馬組を設け種牡馬を配付していた。組管内の放牧地ならびに採草地は約一万五〇〇〇町歩、民有地一〇〇〇町歩、国有地四〇〇〇町歩、御料地三〇〇〇町歩となっている。

いわゆる「七戸産駒」と称されるようになったのは、この組合が中心になって長年改良につづけてきたからにほかならない。明治二〇年頃では和種馬の生産を積極的にはかかってきたが、明治二九年に奥羽種馬牧場が設置され、洋種馬が導入されることにより余勢種付によって民間に普及し、さらに三五年には県も洋種馬の輸入を奨励することとなり、一時洋種馬の黄金時代があらわれた。さらに四一年青森種馬所が設置され、中間種、種牡馬の供用が多くなった。これにより軽挽馬の産出に努めることとなり、いわゆる「貴品に富み四肢乾燥歩様又軽快なる一種の七戸型馬匹」を大量に産出することになったのである。

昭和前期における組合の活動は第一次馬政計画から第二次計画へ転換され、七戸地方は挽馬の生産にあたることになったが、昭和一四年になると戦時馬政計画にもとづいて小格挽馬が中心となったため、これにもとづき、

産馬の改良が実施された。なお組合民有種牡馬の種類、町村別総馬頭数、軍馬購買成績、二歳駒糶売頭数価格、候補種牡馬購買成績は左記の通りである。

第一一八表 七戸産馬畜産組合民有種牡馬種類別配遣表 (昭和一〇年)

甲 地	大深内		浦野館		天間林		七戸		町村名	
	第二期	第一期	第二期	第一期	第二期	第一期	第二期	第一期	期別	
一	一		一	一	一	二	四	一	サラ	軽種
一	五		三	三	二	三	二	八	サラ系	
一	二		二	一	二	六	二	一	アア	
一	三		二	五	一	一	一	四	アア系	
一	一		一	一	一	一	一	二	アラ系	
一	一		一	一	一	一	一	一	軽種系	
一	一		七	二	七	一	九	一	小計	中間種
一	一		一	一	三	一	一	一	アノ	
一	一		六	一	二	五	一	三	アノ系	
一	一		一	六	一	一	一	三	トロ系	
一	一		一	一	三	一	一	一	ハク系	
一	一		一	一	一	四	一	一	中間種系	
一	二	四	七	一〇	一	八	一	五	小計	
一	一		一	一	一	一	一	二	和種	
一	一		一	一	一	一	一	二	小計	
一	三	二五	一四	二三	二五	二三	二四	二〇	合計	

第一一九表 町村別総馬頭数

(昭和一二年現在)

町村名	牝	牡	計	町村名	牝	牡	計
七戸町	一、〇六一	二九四	一、三五五	甲地村	九四六	二三四	一、一八〇
大深内村	六五六	一六四	八二〇	六ヶ所村	四六二	一〇一	五六三
浦野館村	九九五	二三九	一二三四	合計	五、二六〇	一、三二四	六、五八四
天間林村	一、一四〇	二九二	一、四三二	備考 外ニ騾馬四六二頭			

合 計	合 計		六ヶ所	
	第二期	第一期	第二期	第一期
八	五	三	一	一
三六	九	二七	一	二
一八	八	一〇	一	一
二五	四	二一	一	四
六	二	四	一	一
五	一	四	一	一
九八	二九	六九	一	八
一四	一一	三	四	一
七四	四九	二五	三	三
一〇	一	一〇	一	一
七	四	三	一	一
一〇	一	九	一	二
一一五	六五	五〇	七	五
三	一	三	一	一
三	一	三	一	一
三二一六	九四	一二二	八	一三

第二二〇表 軍馬購買成績表 (昭和二年以降)

年次	頭数	頭数	總額	最高	最低	平均
昭和二年	四九	一六、二四〇・〇〇〇	一、五五〇・〇〇〇	二五〇・〇〇〇	三一・四二八	
〃三年	四八	一八、一五〇・〇〇〇	一、五〇〇・〇〇〇	二五〇・〇〇〇	三七八・一二五	
〃四年	五九	一九、五一〇・〇〇〇	七〇〇・〇〇〇	二五〇・〇〇〇	三三〇・六七八	
〃五年	五〇	一五、七三〇・〇〇〇	六〇〇・〇〇〇	二二〇・〇〇〇	三一四・六〇〇	
〃六年	五一	一四、七三〇・〇〇〇	一、五〇〇・〇〇〇	一八〇・〇〇〇	二八八・八二四	
〃七年	五〇	一二、四〇〇・〇〇〇	七五〇・〇〇〇	一八〇・〇〇〇	二四八・〇〇〇	
〃八年	六五	一七、七二〇・〇〇〇	一、〇〇〇・〇〇〇	一七〇・〇〇〇	二七二・六一五	
〃九年	六一	一六、二一〇・〇〇〇	一、五〇〇・〇〇〇	一七〇・〇〇〇	二六五・七三八	
〃十年	六三	一八、七九〇・〇〇〇	一、二〇〇・〇〇〇	一八〇・〇〇〇	二九八・二五四	
〃十一年	六二	一八、九五〇・〇〇〇	一、二〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇	三〇五・六四五	
〃十二年	七六	二九、一八〇・〇〇〇	一、二〇〇・〇〇〇	二八〇・〇〇〇	三八三・九四七	

第三章 諸産業の盛衰

第一二二表 二歳駒糶売頭数価格表 (昭和二年以降)

年次	頭数	頭数	総額	最高	最低	平均
昭和二年	一、一九九	二二七、六一五・〇〇〇	六、〇〇〇・〇〇〇	三〇・〇〇〇	一八一・四九七	
〃三年	一、三五三	二三五、七七〇・〇〇〇	六、五〇〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	一七四・二五七	
〃四年	一、三九五	二二二、八九二・〇〇〇	五、一〇〇・〇〇〇	二三・〇〇〇	一五二・六一一	
〃五年	一、一三〇	一一七、八七一・〇〇〇	二、〇一〇・〇〇〇	一二・〇〇〇	一〇四・三一	
〃六年	一、二二〇	一〇一、二〇七・〇〇〇	三、一〇〇・〇〇〇	一四・〇〇〇	八二・九五七	
〃七年	一、〇四七	一〇七、〇三一・〇〇〇	二、五〇〇・〇〇〇	一五・〇〇〇	一〇二・二二六	
〃八年	一、二四六	一三七、七四七・〇〇〇	二、三〇〇・〇〇〇	二〇・〇〇〇	一一〇・五五一	
〃九年	一、二〇七	一四五、八五〇・〇〇〇	一、七〇〇・〇〇〇	二〇・〇〇〇	一一六・九六〇	
〃十年	九七三	一五五、八八二・〇〇〇	二、八〇〇・〇〇〇	三〇・〇〇〇	一六〇・二〇八	
〃十一年	一、三九八	一七五、六四二・〇〇〇	一、五〇〇・〇〇〇	三一・〇〇〇	一二五・六三八	
〃十二年	一、三五三	三七〇、一九〇・〇〇〇	二、〇〇〇・〇〇〇	八〇・〇〇〇	二七三・六〇七	

第二一二表 候補種牡馬購買成績表（昭和二年以降）

昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
九	八	八	九	一一	一二	一三	一一	一〇	九	一〇
八、九〇〇・〇〇〇	九、九〇〇・〇〇〇	一一、〇〇〇・〇〇〇	一一、七〇〇・〇〇〇	一四、七〇〇・〇〇〇	一四、三〇五・〇〇〇	一六、二〇〇・〇〇〇	一三、二〇〇・〇〇〇	一一、九〇〇・〇〇〇	一〇、二〇〇・〇〇〇	一二、三〇〇・〇〇〇
一、六〇〇・〇〇〇	一、六〇〇・〇〇〇	一、八〇〇・〇〇〇	一、八〇〇・〇〇〇	三、一〇〇・〇〇〇	二、五〇〇・〇〇〇	一、八〇〇・〇〇〇	一、七〇〇・〇〇〇	一、五〇〇・〇〇〇	一、四〇〇・〇〇〇	一、八〇〇・〇〇〇
五〇〇・〇〇〇	八〇〇・〇〇〇	六〇〇・〇〇〇	八〇〇・〇〇〇	七〇〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	六〇〇・〇〇〇	八〇〇・〇〇〇	九〇〇・〇〇〇	七〇〇・〇〇〇	九〇〇・〇〇〇
九八八・八八八	一二三七・五〇〇	一三七五・〇〇〇	一三〇〇・〇〇〇	一三三六・三六三	一九九二・〇八三	一二四六・一五三	一二〇〇・〇〇〇	一一九〇・〇〇〇	一一三三・三三三	一二三〇・〇〇〇

五 伊佐早勉の功績

昭和初期の七戸馬産を考える上で、伊佐早勉の存在は重要である。氏はもともと山形県米沢市出身の軍人であった。七戸地方と関係をもつようになったのは、氏が陸軍騎兵中尉で、軍馬補充部天間分厩に勤務になった時か



伊佐早 勉

らはじまった。そこで七戸の地元馬産家とたびたび接触するようになったのである。

第一次大戦後の軍縮ムードで、馬産政策が後退するなかで、天間分厩が廃止されることになり、伊佐早氏は失職することになったものの、軍馬の生産育成の経験が認められ盛田牧場に採用されることになった。盛田牧場に職を得、盛田喜平治から高い信頼をえられるようになった。畜産組合にも盛田氏の代理として出席することになり組合での発言力も強くなっていたのである。その結果、昭和六年から一〇年一〇月まで七戸産馬畜産組合の副長になり、七戸馬産の振興に大いに貢献したのである。

伊佐早氏の畜産組合での功績は、昭和九年上北郡六ヶ所村に横たわる採草放牧地、一七〇〇ヘクタールを当時五万円をもって政府（大蔵省）から払い下げを受けたところにある。この放牧地は、もともと旧藩時代南部九牧の一、有戸牧の一部として、古くから利用されていた。明治初年から四二年までは雲雀牧場と称して合資組織により、牛・羊の放牧を営んでいたが、明治四三年（一九一〇）軍馬補充部七戸支部の設置により、補充部の放牧地として利用されることになった。しかし大正一五年七戸支部から七戸派出所に転換するなかで、政府不用財産として大蔵省に移管されることになった。ここに目をつけた伊佐早氏は軍馬補充部勤務当時の知人などから情報や手続方法を得、七戸産馬畜産組合がこれを払い下げてもらう上で大いに尽力したのである。この牧場の経営状況を見ると、県は組合への払い下げとともに模範牧場として指定した。さらに農林省と県の助力により各種施設

を設置し、毎年三五〇頭を限度として六月一日から一〇月一五日まで放牧を許可したのである。牧場には専任獣医師一人、常駐及び臨時の牧夫の各二人によって管理され、放牧開始の際には一頭一頭馬体検査を行い、病馬や癩馬は放牧を禁止されたのである。放牧地は全体を五区に区画し輪転放牧を行い、各牧区とも年に二回づつ使用していた。放牧地内施設は次の通りである。

土 壘	六、八九四米	一、九八二円
木 柵	一二、九七七米	六、〇六五円
家畜庇蔭家	五棟	五五〇円
牧 道	一八、九四〇米	七、二九四円
橋 梁	一四ヶ所	八五四円
水 飲 場	一七ヶ所	一、〇九五円
障害物除去反別	六四町歩	四、三五〇円
木 戸	二三ヶ所	二八四円
造林(栗)養魚(鯉)		一一三円
排 水	八、四六六米	三、二五八円
牧草栽培反別	五町歩	九〇〇円
砂防工事	一、一〇〇米	七六六円

防風林栗

七四一円

その後、昭和一〇年四月に、伊佐早氏は上北郡甲地村字乙供の台地に三〇ヘクタールの土地を得て、純血アラブ種を繋養する「羽陽牧場」を開設したのである。その最初の種馬「禄盃」号の確保については七戸町浜中幾治郎の資金提供があつて実現したとのことである。その後牧場経営は生産が順調に行われ「禄盃ノ三号」という仔馬を伊佐早氏から浜中氏に返上することによって、資金提供に対する代償としたとのことである。これにより羽陽牧場の経営は名実ともに伊佐早氏の独壇上となり、産馬界から「超一流の産馬家」と称揚されるようになったのである。

戦前、戦中を通じて羽陽牧場は経営が順調におこなわれたものの、終戦直後に病に倒れ、牧場を手離し、山形へ帰郷し、郷里にて他界されたとのことである。その後羽陽牧場はドイツ人のフォルスター氏が買い取り、サラブレッド種馬を繋養する牧場となったが、GHQから敵性資産と見られ、牧場主もドイツ本国へ招還されることになり、政府接收資産として当時甲地村が管理の委託を受けていたとのことである。

六 民間牧場

農地改革後も南部地方には四〇町歩を前後する大規模な民間牧場が一四カ所も残されており、この地方特有のことである。これらの牧場は比較的経営規模が大きく、自家労働力ではなく主として雇傭労力に依存しているという点で企業的馬産経営と言えよう。

これらの生成の経緯をみると、三つに類型化できる。

- (1) 士族の手によるもので創設は最も古く明治初年

その典型的なものは広沢牧場

- (2) 寄生的大（中）地主の手によるもので明治中期以降大正初期にかけて創設

代表的なものは盛田牧場、浜中牧場など

- (3) 外来者の手によるもので最も新しく大正中期より昭和初年にかけて創設

代表的なものは東北牧場、羽陽牧場など

七戸地方に多くみられる寄生地主又は商業資本による牧場経営は明治中期に創設された。しかし明治末より大正初期にかけて牧場経営は極めて不振となったものの、大正末期から昭和にかけて、特にサラブレッドの需要増にともなうて漸次回復していった。

戦後の農地改革によって、これら牧場の存立も一時危ぶまれたが、四〇町歩以下のものは知事指定買収除外民有牧場となり、四〇町歩以上のものは農林大臣指定買収除外民有牧場として、若干その規模を縮小しながらも、継続することになった。

。盛田牧場

明治中期以降開設された寄生地主による牧場経営の典型で、上北郡七戸町盛田喜平治の開設による。盛田家はいわゆる商業資本（酒屋、呉服商）の巨大地主化した典型的なもので、当地方第一の大土地所有者として農地改

革前には田畑一〇〇〇町歩、山林数百町歩を擁していた。一〇代目喜平治は明治一七年頃米国よりアングロアラブ繁殖牝馬を輸入し、七戸町内約三〇〇〇坪の敷地に厩舎を建設し、馬産を試みた。当時においては生産中心というよりもむしろ貸付馬のセンターの役割を果たしたと言われている。明治一七年（一八八四）創設といわれているが、小規模ながら本格的に開設したのは明治四〇年頃であった。

昭和前期の状況をみると、当時実際に牧場を経営していたのは一〇代目喜平治の実弟にあたる元県議盛田徳太郎の次男文造が牧場長を務めていた。氏は徳太郎とともに盛田家本家を補佐し、昭和四年から牧場経営にたずさわった。文造は昭和一四年（一九三九）からは七戸産馬畜産組合長、昭和二年からは七戸町長を歴任している。

盛田牧場では数々の優駿が生産されているが、昭和一〇年には帝室御賞典競争に優勝したミスアキラが、昭和一三年には天皇賞に勝ったハセパークが盛田牧場生まれである。戦後も、三二年にヒカルメイジで、三四年にはコマツヒカリでダービーを制している。

盛田牧場の概要は次の通りである。

明治四〇年当時

牧場面積 約六町歩

繁殖牝馬 三（主としてアングロアラブ）

林間放牧を主として、貸付馬は相当数あった。

昭和一二年当時

昭和二七年		昭和二七年	
牧場面積	約四〇町歩	牧場面積	約一五〇町歩
普通畑	七・九町歩	牧草地	約三〇町歩
放牧地	六・二町歩	放牧地	約六〇町歩
採草地	二〇・〇町歩	調教場(三)	
附屬林地	五一・三町歩	厩舎	三棟
調教場	四	牝馬	一〇頭
厩舎	八棟		サラブレット 七頭
倉庫その他	九棟		アングロアラブ 三頭

第三章 諸産業の盛衰

主要作付方式	農具				雇傭者		家畜
	デスクプラウ	モア	ハンドトラクター	トラック	職員	常傭	
ノーフォーク式輪作法	二台	二台	二台	一台	四人	一人	繁殖用馬
							役用馬
							乳用牛
							豚
							緬羊
							サラブレット
							その他軽種
							その他種
							臨時傭
							約三、四〇〇人

。浜中牧場

浜中牧場も盛田牧場と同様、七戸地方における大地主による牧場経営である。いつから馬産をおこなったかは定かではないが、「浜中家産馬事績来歴」によると、明治七年には、すでに駿馬一頭を宮内省に献納方願を提出しており、明治八年六月に駿馬献納により賞をうけている。その後も、さまざまな産馬品評会において優等馬をだし、多くの賞を獲得している。浜中牧場は明治三六年（一九〇三）八月に開設されており、上北郡七戸町字鶴児平に産馬の改良ならびに繁殖を目的として厩舎および倉庫が建設された。その後も良馬の繁殖に努力し、青森県産馬共進会においては毎回のごとく優等の廉により賞を受賞している。昭和一二年当時の同牧場の概況をみると、牧場面積は七〇町歩で、そのうち牧草地は三〇町歩となっている。さらに半哩馬場と厩舎三棟を有している。繁殖牝馬はサラブレッド碧雷、マスタービース、アストカップ勝玉、プロピシャス、アラブ禄盃ノ三などであった。

。東北牧場

大正末期に開設された外来資本による牧場の典型である。関西の土建業者小林長兵衛の発起により株式組織として創設され、昭和一九年に飛島繁、昭和二七年より杉山三見雄の経営に移された。大正一四年（一九二五）最初七戸町向平に創設されたが、昭和四年（一九二九）米国よりサラ種牝馬五頭、米国より同種牡馬一頭を輸入し、浦野館に牧場を開設した。

昭和一三年当時

牧場面積	約一七〇町歩
{ 牧草畑	七〇町
{ 野草地	二〇町
調教場	二
厩舎、住宅その他	二〇余棟
種牡馬	三頭
繁殖牝馬	二〇頭
使役馬	一〇頭

第二節 蚕業の後退

一 昭和前期における蚕業

我国における蚕業は明治初年以來發展を重ね、その發達の速さは他に類をみないほどであった。繭産額でみると、明治三二年（一八九九）には繭数量二五一二万五六二〇貫、その価格は八九〇七万一千六六七円であったものが昭和四年には数量一億〇二〇九万三千一九四貫、その価格六億五五〇〇万〇一九三円となり、総数量において四倍、総価格において七倍に達している。

このような急速な発展の主たる原因は政府の奨励政策のみならず、世界の経済環境がこの発展を助長したのである。即ち、昭和の世界恐慌までは生産又生産と発展の一途をたどった。しかし昭和五年以来の不況により、蚕業は全く窮地に陥ることになった。この不振は昭和一三年までつづいたものの一四年になると内需の増大に刺激され生糸相場は昭和四年時まで復活することになった。しかしその後戦時色がつよまるにつれて、蚕業の統制が強行されていった。その最たるものが昭和一六年の蚕糸業統制であり、そのため人為的に統制されることにより、蚕業も萎縮していたのは当然であると言える。

二 青森県における蚕業

本県の蚕糸業は明治時代の奨励の後をうけて、大正時代に入ってから一段と発達した。それは我国の生糸が国際的商品としてアメリカをはじめとして他諸国への輸出が増加したからにはかならない。

県下における養蚕は南部地方に、特に上北、三戸両郡において非常に発展していった。それは、貨幣経済の滲透により現金収入の必要をますます感じてきた南部地方の農民にとって、労働力を耕作と重複しない養蚕に活路を見い出したところにある。とくに、たびかさなる凶作に打撃を受ける当地方においては副業として重要な意味をもっていた。

従って桑園の増加も著しく、明治四〇年（一九〇七）七〇〇町歩が大正元年（一九一二）には一一五〇町歩となり、さらに昭和初期の最盛期には一八〇〇町歩に達したのである。これらの増大は、従来すでに顧みられな

った山野を開墾して桑を植栽したものであった。これら桑園の八割以上は、上北・三戸の両郡で占めていた。

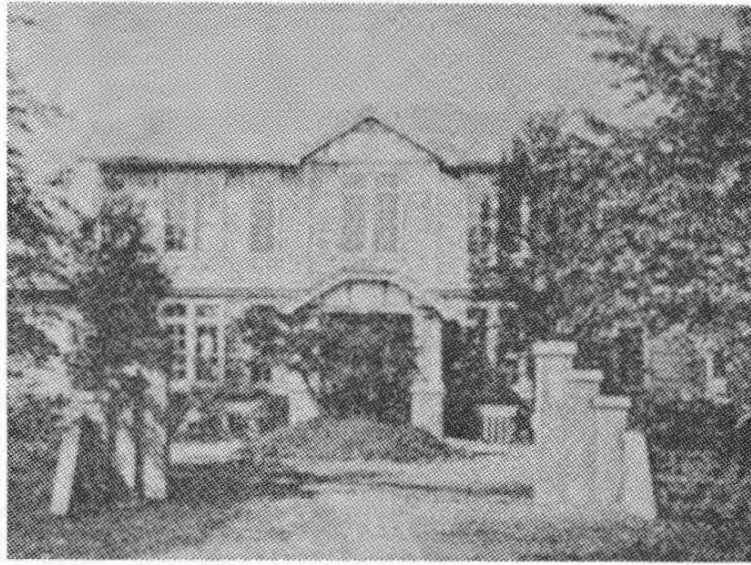
三 七戸町の養蚕

七戸の養蚕は明治中期において年産三、四〇〇〇貫程度であったが、この頃から急速に増加していった。その後、政府の保護政策と県・町の助長奨励等によって昭和初期まで発展の一途をたどってきた。養蚕の絶頂期は昭和三年（一九二八）頃で、当時七戸町の桑園反別は約一八〇町歩、養蚕戸数三五〇戸、年間産繭一万貫あまりに達し、一戸平均三〇貫にまで及んだ。

この当時生糸は輸出の目玉商品であり、我国の経済においても大きな地位を占めていた。一方養蚕農家にとっては一時に忙しいものの、極めて有利な副業であり、しかも家族全員の労働を現金に替えることができるという利点があるため大いに普及したのである。

このため七戸町においても町内全体に普及し、広大な土地を所有する者は耕地に桑樹を栽培し、これを、小農養蚕家に供給し小作養蚕もおこなっていた。又一部には繭何百貫採り養蚕と称して大蚕室を建て、多くの労働力をやといれ投機的養蚕もおこなわれていた。

このような養蚕の繁栄は、明治四四年（一九一一）の蚕糸業法施行と共に七戸町に蚕業取締所支所の設置の動機にもなった。大正七年には、東北では福島県、山形県について青森県に設置することになった。県唯一の機関を何処に設置するか、即ち三本木・五戸・野辺地などの多くの候補地があったものの、小原第吉の努力によって



青森県蚕業試験場

七戸町に設置されることに決定された。小原第吉はこの間の事情を次のように回顧しておられる。

青森県蚕業試験場問題は、大正三年中蚕の交配、優良種の発見により当業者の輿論喧しきものあり。恰も県下養蚕業奨励軌道に乗り、其の発達状態隆々たるものあれば、時の県知事小浜松次郎氏大に心を動かす所あり、依って大正四年の十一月県会開期中、県議及び各党の了解を得べく、三本木蚕糸会長原田鉄治、七戸蚕糸会幹事小原第吉の両名をつかわし、政民両党に当らしむ。

時の当地選出議員は浜中末吉氏なるが、元来馬産議員たるを蚕業議員に転向せしめて之れが幹旋に努力せしむ。一方県蚕糸会評議員として、八戸船越香織、三本木土屋寛七、七戸小原第吉の三氏密議の上該問題が県会を通過せぬ内は場所争は絶対せぬ事と評議員に諮り置きたり。此の時県会通過促進に尽力されたるは南部の成田匡之進、西郡三橋忠造・西郡岸大、青森市松森豊氏等なりき。

越えて大正五年の県会通過、茲に於て三戸、野辺地、七戸の激烈なる競争となり、其結果当地と決定、其の用地は地主小原平右エ門氏より一反歩金五〇円の価格にて二町歩提供する事になり、大正六年起工、大正七

年竣工、開所式を挙ぐ。

このようにして順調に発達してきた七戸の養蚕も、昭和四年から日本蚕業の後退に伴って衰退の方向をたどった。その原因は日本蚕業の内部に、もともと多くの矛盾をかかえていたことが世界恐慌によって表面化したことによる。その矛盾とは計画に統一性がなく蚕種の製造においても、繭の生産においても、その間に連関がなかったこと。又蚕の品種としても養蚕者は虫質の強健を第一とし、製糸業者は糸質の良好、糸量豊富に注意を払うなどいろいろな点において各業者間と利害の対立があったことである。

このため政府は蚕糸業の安定的発展のため恒久的措置として経営の改善、糸価安定等に努力を払い、又民間においても日本中央蚕糸会は生糸の宣伝をおこなった結果、一応安定するに至った。しかし日華事変以後、安定した海外貿易がおこなわれなくなり、養蚕業は後退していった。戦時経済になると食糧確保のための食糧重点政策がとられることになり、食糧作物のため桑園の整理転換がすすめられた。これ以後蚕糸の生産は敗戦後もひきつづき減産してゆき、昭和二三年までつづいた。これを最盛期と比べてみると、全国では五分の一、青森県では三〇分の一に減少したのである。このように本県において、特に七戸において大巾に減少した理由は、(1)耕地が広くて少ない労働力では、養蚕のような労働集約的仕事ができなかったこと、(2)繭価は穀作その他に比べて決して劣らなかったが、労働力が賃金の高い方へ流れたこと、(3)鉾山、製炭、製材等の業種へ労働力が流出したこと、(4)食糧の大消費地を控えて穀類の庭先販売、持込販売が極めて有利であったことなどがあげられる。

第三節 工藤農場の解放

一 戦前の自作農政策

工藤轍郎とそこに集まった農民によって開墾されたいわゆる工藤農場は、農地改革前昭和一七年に、自作農創設法にもとづいてその耕地を解放することになり、すべての小作人は自作農となったのである。ここでは解放当時の歴史的背景と戦前の自作農創設の意味をまずもって概観してみよう。

昭和一二年（一九三七）に勃発した日華事変は、その後拡大の一途をたどり、全面的戦争として長期化していった。さらに昭和一六年には太平洋戦争に突入し、戦時体制が強化されていったのである。全面戦争によって対外交易をとざされた我国は、まずもって食糧確保のために、農業に対する統制を強め、食糧管理制度を導入することによって農村に食糧増産をもとめたのである。又、戦争は農村に人的資源の培養と供給をもとめた。これは兵員としての徴発や軍需工業への動員、大陸建設を行うための満洲移民の奨励であった。事実兵員動員数の約六割から七割の者は農村出身者であった。戦争による労働力の減少は必然的に農業経営の弱体化と耕地の過剰をひきおこし、離農、減反を続出させたのである。したがって、他方における政府の増産政策は、前述した悪条件の累積によって破たんする結果となるのである。

戦時農地政策の第一歩は自作農創設の推進であった。大正一五年以来農林省では、省令自作農創設維持補助規

則により二四カ年賦で簡易保険積立金の融資をするとともに、利子の一部を国庫から補給して自作農創設維持事業を行って来たが、昭和一二年一二月には、その内容をさらに強化拡充したのである。この事業は昭和一三年八月に制定された農地調整法によって強化された。

同法によると、創設または維持された土地は自作地であるということを登記すべきことが規定されるとともに、自作地は行政官庁の認可がない限り譲渡、物権の設定、貸付などができないことになった。

青森県はこれに即応し一八年一月に従来の県令を廃止し、新に自作農創設維持奨励規則を公布し、この事業にあたった。本県の目標は昭和四二年までに水田三万一千三百二十五反歩、畑一万四千五百六十二反歩の小作地を自作地化するというものであった。しかし、戦前の自作農創設事業は地主・小作関係を根底から打ち破るものではなく、むしろ、その関係の改善を計かりつつ維持するという一面をもっていたことは否定できないであろう。しかし、地主自らの手による工藤農場の解放は、このような自作農創設政策の推進という背景で実現したのである。

二 工藤轍郎翁の死と工藤農場

工藤轍郎は昭和二年一月二六日、大勢の農民に見守られながら七九歳の生涯を閉じた。その当時の荒屋平は、開田面積二五〇町歩、畑一一五町歩、防風林一五町歩、移住戸数五五戸、住民二四三人、部落小作人二一四人になっていた。荒屋平の開墾に着手してから、ほぼ四〇年の歳月が流れ、ここによりやく轍郎の構想が実現したところになったのである。しかし、轍郎死後の農場は決して順調なものではなかった。世界恐慌が吹きあれ、さらに



工藤 きよ

は、昭和六年、九年、一〇年、一六年と凶作が当地方をおそい、さらに軍事色が一層強まっていた時代であった。

工藤農場においても、轍郎の死の翌年には長男不二男が四七歳の若さで、轍郎翁を追うように亡くなり、農場に残されたものは多額の借金と農場水路の改修、耕地整理などを実現するための資金調達であった。この時期は工藤農場にとって一大危機であった。この危機に対して、不二男の妻きよは、女性でありながら轍郎翁の遺志をうけつぎ、自ら工藤農場の完成に努力したのである。きよにとって残された課題は開墾事業の整備拡充、不二男が願った慈善病院の建設、さらには工藤農場の解放の三つであった。

開墾事業の整備拡充にあたって、まず第一に実施しなければならなかったことは老朽化した水路の改修であった。とくに、昭和四年六月には灌漑水取り入れ口の下流にあるトンネル入口付近中村如来堂のかたわらの盛り立て水路が数百間にわたって決潰した。きよはその復旧工事の総指揮をとり五〇〇人の人夫を投入し、昼夜兼行で復旧にあたり、ついに二昼夜で水路を復元したのである。その後も農場内の老朽化水路を全面的に改修し、三年間にわたってこの事業をなしとげたのである。これによって、未墾地の開墾や耕地整理がすみ、灌漑用水は十分にゆきわたるようになったのである。きよが農場を引き継いで以来、拡張した面積は、水田五〇町歩以上、畑三〇町歩にのぼったのである。

もう一つきよにとって難問があった。それは轍郎の死後、三カ月後におきた裁判問題であって、轍郎と県議小

笠原八十美との債務に関する事件であった。この問題は裁判いかんによっては工藤家を破産においこむものであった。きよはこの問題の解決に精力を費やし、その結果、和解という形式をとって終結したものの、事実上の勝訴であった。

農業技術の向上面での努力においてもみるべきものがあつた。きよは自宅の屋敷続きの水田と開墾事務所の側の水田とを合わせて八町歩を耕し、機械による耕耘を導入して農民に技術を習得させた。また、二町歩の研究田をつくり、冷害に強い品種の育成を試みた。さらに稲の処理作業に水力による機械を導入し生産能率を高める努力を行ったのである。

このようなきよの努力は、昭和十三年（一九三八）六月一四日、東京で開催された全国耕地協会大会において、耕地拡張改良事業功労者として表彰され、むくわれることになったのである。当時の新聞（『東奥日報』昭和十三年六月二二日）は工藤きよの功績を次のようにたたえている。

労働と苦心を要するもの農業の如きはない。しかも、開墾事業を以って困難の最たるものとす。本来、婦人は助力者たり、補助者たり得べきも、自からこの困難なる事業の主宰者たるは不可能の事と目されてあつたが、きよ子刀白は一婦人の身にして、立派にその事業を成功せしめた。きよ子刀白の成功は大難に臨んで、その志を立てたところにある。きよ子刀白を表彰するは一般婦人に向つてその奮励を促すと共に、有髯男子を激励する所以である。

三 工藤農場の解放

きよは不二男の夢であった慈善病院建設は実現できなかったものの、生前、轍郎翁の念願であった「耕地は耕やすものに持たせ、熟田を造り上げること」は、実現することになった。轍郎翁の意志をくんだ浜中末吉と盛田達三は解放のための政治的交渉にあたり、当時日本農界の中心的存在であった石黒忠篤に相談した。石黒氏は轍郎の農界に対する功勞とその意志をよく理解し、積極的に解放推進に協力したのである。

石黒氏は、まずもって、多額にのぼる開墾事業資金の債務を解消するために、自作農資金を県に導入させ、そのうち二六万三〇〇〇円を工藤家が借りて、旧債の返済を行わせた。つづいて昭和一七年には、出征中の当主正六の同意を得て、親族会議を開き、きよの決断によって工藤農場耕地解放を決定したのである。

この時工藤農場解放の指導のために石黒氏が農村更生協会から藤井米三らを派遣させ、解放の指導にあたった。昭和二〇年（一九四五）、すべての解放手続は完了し、ここに荒屋平のすべての小作人は自作農となったのである。ここに、はじめて轍郎翁の意志が実現することとなったのである。

敗戦後、昭和二二年には荒屋平水利組合が結成され、さらに二六年には荒屋平土地改良区に改組され、以後、県営荒屋平地区用水改良事業、県営荒屋平圃場整備事業が実施され現在にいたっている。

第四章 農地改革と地主制の解体

第一節 七戸の地主経済

七戸町は戦前、上北郡の政治的・経済的中心地であり、中心地としての繁栄を享受してきた。しかし、大正末期に郡役所が廃止され、政治的中心地としての地位を後退させていった。また、いわゆる「七戸七軒衆」といわれる大地主が近隣の浦野館村、天間林村、大深内村を経済的に支配していたものの、昭和の金融恐慌、昭和六年、九年、一〇年、一六年とたてつづけにおきた凶作恐慌によって、支配基盤そのものが崩壊していったのである。

ここでは七戸を支えていた地主経済について簡単に概観しておこう。地主には大別すると、その発生史的見地から、「豪族型」、「高利貸商人型」、「農民型」の三つに類型化できる。七戸の場合、この豪族型地主の代表が工藤家であり、高利貸商人型地主の代表が盛田家（盛喜）である。工藤家は南部藩御給人であり、いわゆる無禄士族の生きる道として萩ノ沢牧場をひらいたのである。その後七戸町附近の原野、通称荒屋平三八二町歩余を開墾し、隣接部落の農民の子弟や移住民を小作人として入植させ、その後幾多の苦労を重ね、広大な開拓地を建設したのである。昭和一七年（一九四二）には、自作農創設法によって工藤農場の農地を解放し、戦前において、

農地解放を実現したのである。一方商人型地主についてであるが、七戸町の場合は近江系商人がその源流と言われている。この商人型地主は大別すると二大主流に分けることができる。一つは石田系であり、元石田姓に始まり石田氏、盛田氏の姓に大別される。もう一つは船木姓に始まり山本氏に大別される。これらの一族が枝葉を張り、町の有力者となっていたのである。これらの商人型地主は明治以降の近代化のなかで近代産業から隔絶されていたため、近代産業への資本投下ができなかった。したがって、彼等は農村を対象としつつ、生産・流通両面から支配することとなったのである。具体的には、農村から出る米の調整及び販売、私的農村金融としての金貸業、あるいは農産物を加工して付加価値を高めて農民に売るといったものである。又七戸の場合は旧来から馬産地であったため馬小作をとおして支配も行われていた。このようにして、商人型地主は、流通経済の支配者となる一方金貸業として農村における支配力をたくわえ、土地所有者として、また不動産を抑える金融業者として富を蓄積していったのである。戦前における七戸町は、かくの如き地主経済において存立していたと言えよう。したがって、戦後の農地改革は当町に対して、大きなショックを与えることになったのである。

第二節 農地改革の展開

一 農地改革の発足と第一次農地改革

太平洋戦争が日本の無条件降伏で終止符をうったのち、日本に進駐し、その管理をはじめた占領軍の対日政策

は、日本の非軍事化をすすめるとともに日本の従来の非民主的諸制度を「民主化」し、軍国主義の根源をとりのぞくことによって、日本を平和国家にすることを目標としていた。その一環として、いわゆる農村民主化のための諸政策も、強力に遂行されたのである。いうまでもなく農地改革は、その中で最も重要な意義をもつものであり、これによって日本農業の経済的な構造にも、また農村の社会的構造にも根本的变化が生じたのである。

ところで、この農地改革が戦後どのような経過をへて具体化するにいたったかをみると、その概略はつぎのとおりである。最初に農地改革の具体案らしきものが作成されたのは、二〇年一〇月の幣原内閣時の農林大臣松村謙三の手もとにおいてであった。この時に農林省は農地改革の原案を作成した。その骨子は次のとおりであった。

- (1) 小作料の金納化。換算の基準は地主米価とする。
- (2) 市町村農地委員会の民主的改組。地主および自作農から一〇人、自小作農および小作から一〇人宛委員を選挙する。会長は委員の互選とする。
- (3) 自作農創設。市町村農業会、市町村農地委員会その他のものが自作農創設について地主に小作地の譲渡の奨励をおこない、万一地主がこれを承諾しない場合は地方長官が譲渡命令を発する。政府は土地を譲渡する地主に対し報奨金を支給する。

この農林省農政局の原案は、まだ地主の保有面積にはふれていないが、のちの第一次農地改革のすべてが考慮されていた。その後、一〇月から一一月にかけて農政局はさらに極秘裡に農地改革案の検討をすすめ、一一月一六日にいたってその成案を「農地制度改革ニ関スル件」として閣議に提出するにいたった。これに対して閣議の

大勢は改革の大綱を承認しつつも、なお改革を微温的にしようとする気配が強かったが、結局二、三の修正が行われただけで一月二二日閣議決定にいたった。そしてこの要綱を基礎にして法案作成がいそがれ、一月四日には、はやくも農地調整法改正案が衆議院に提出されるはこびとなった。このさい、単独法の形態をとらず、農地調整法の改正という形式をとったのは、この改革が決して急激な変革でないことをしめそうとする政治的配慮に基づいたものと伝えられている。

この農地調整法改正は一月六日、衆議院本会議に付議されたが、戦争中の翼賛選挙によって選挙された議員で構成されていた議会の空気は、審議未了でこれを葬り去ろうというところに向っていた。しかしそこへ丁度タイミングをあわせて、三月九日総司令部から「農民開放指令」が発せられた。それは農地改革についてばかりでなく日本の農業改革全体のプログラムをしめたものであったが、むろん農地改革はそのなかで重要な施策として要求されていた。そこで議会にもわかに態度をあらため、政府原案に多少の修正を加えただけで、一月二八日にこれを成立せしめたのであった。これがいわゆる第一次農地改革案である。この第一次改革案は、ひきつづいて第二次改革へ動きがはじまったため、結局は実施にうつされないで終わった。そして皮肉なことに、それは地主を刺戟して土地のとりあげ、家族間への所有名義の分散などの脱法行為を激発するにとどまったのであった。したがってその内容にここで深くたちいる必要はないが、一応その概要を記しておく。

- (1) 不在地主の所有する貸付地および在村地主の所有する貸付地のうち平均五町歩を超える部分を五カ年間に小作人の希望により開放する。

(2) 物納小作料を金納化し、公定する。そのさいの換算の基準は米ならば一石七五円、大麦ならば一石二四円三〇銭等とする。

(3) 小作地のとりあげは市町村農地委員会の承認を要するものとし、その承認の要件を嚴重に制限する。

(4) 地主・自作・小作各五人の階層別選挙された委員および知事の任命した三人の中立委員よりなる市町村農地委員会をつくり、これに広範な権限をもたせる。

要するに自作農創設事業の拡大と小作料の金納低率化、小作権の強化がその主要内容であり、これを「民主化」された農地委員会をつうじて実施しようというものであった。だが、この第一次改革案には、いろいろぬけ道があり、第二次案にくらべれば微温的であることを免れなかった。特に、在住地主に平均五町歩という大きな保有面積をみとめたこと、開放のために五年という長い期間をとったこと、土地の開放方式が小作農の希望による買収としたことなどである。したがって、第二次改革への発展がどうしても不可避であった。

二 第二次農地改革

第二次改革になると、主役は占領軍に移ることになった。先述した「農地開放指令」は、二一年三月一五日までに農地改革案を総司令部に提出することを政府に命じていたが、政府はそれに対する回答として、第一次農地改革案を提出した。しかし、それは総司令部の満足をえられなかったのである。そこで、その後総司令部と農林省当局との間では、活発な折衝がつづけられ、第二次改革の方向がしだいに明らかにされていった。また対日理

事会は、特別会議を開催し討議をかさねた結果、つぎのような意見の一致を見た。

(一) 二〇年一月九日附マッカーサー元帥の農地改革に関する指令の承認

(二) 二十一年三月十五日日本政府提出の農地改革の否認

(三) 農地制度改革の最低必須条件としての諸項目の決定

イ、不耕地主の保有限度は平均一町歩とする（北海道についても特例をみとめない）。

ロ、自作地も含めて、土地所有の限度は内地平均三町歩、北海道一二町歩とする。

ハ、改革の実施は国が責任を負い、国が地主から買収して之を農家に売渡すこと。地主と小作人の直接の売買を禁止する。

ニ、農家が農地を買取るには年賦にすること、小作人の土地買入限度は一町歩とする。

ホ、二〇年一月八日以降の農地の移動（売買および小作地取上）は無効とし、農地買収計画はこの日の農地の状態に基いて樹立すること。

ヘ、農地の交換分合を所有権の移動に併行して可及的实施すること。

ト、小作関係の法令を強化し、小作契約の文書化を強制すること。

チ、農地改革は二ヶ年に完了すること。

これを対日理事会の決議として採用して、日本政府に対し、この線に副って第二次農地改革を行うよう勧報することになったのである。

政府はこれらの経緯にかんがみて、いよいよ第二次農地改革の実施にかかり、七月二六日の閣議で「農地制度改革の徹底化に関する措置要綱」を決定し、これに基づいて「自作農創設特別措置法」および「農地調整法中改正法律案」の二法を作成し、九月七日第九〇特別議会に提出した。それは一〇月五日に衆議院をとり、ついで一日には貴族院をも通過成立した。議会は、このときほとんど抵抗をしめすことがなかった。

この第二次改革は自作農創設と小作関係の調整との二つを内容とし、その末端の推進機関として農地委員会の改組をこれにくわえている点では第一次案と同じであったが、その内容ははるかに徹底したものであった。すなわち、自作農創設面をまずとりあげてみると、開放されるべき土地は、不在地主所有の全貸付地と在村地主のもっている貸付地で、北海道では平均四町歩、北海道以外では平均一町歩を超える部分とした。そして在村地主がさらに自作地を相当持っている場合には、一町歩以下の貸付地でも買収の対象とすることになった。この開放地は全部でほぼ二〇〇万町歩（総小作地の八割）と推計されたが、それは第一次案にくらべて倍に増加したことになる。しかもこの開放は今後二カ年間に行われることになっていたから、その点でも第一次案にくらべればはるかに強力なものであった。そのうえ第二次案では、国が地主から強制的に土地を買収し、これを小作人に売渡すという、いわゆる直接創定方式が採用された。第一次案の小作人の開放請求に基づく方式のもつ欠陥をこれにより是正したわけである。

つぎにこの農地の買収価格は、第一次改革のそれを踏襲して、水田の場合は賃貸価格の四〇倍、畑の場合は四八倍と定められた。それは全国的平均でいえば、水田反平均七六〇円、畑四五〇円ということになる。この価格

は二〇年十一月を基準にして、地代を当時の米価および生産費から計算し、これを国債利廻りで資本還元したものであり、そのときとしては一応根拠のあるものであった。しかしその後、インフレーションがはげしく昂進して物価がいちじるしく高くなったにもかかわらず、この地価は農地改革の終了まで据えおかれたから、ついにこの地価はほとんどいうにたりないほど安いものになってしまった。

第二に小作関係の調整という面では、それは第一次改革とそれほど差はない。ただ土地とりあげの制限がいつそう強化され、また将来とも小作料の率は水田で二五パーセント、畑で一五パーセントを超えないことが定められ、また小作契約の文書化と農地委員会へのその届出が規定された点が目新しいだけである。

ついでに農地委員会についてみると、それは地主三、自作二、小作五を階層別選挙によって選出することによって構成され、その権限は買収・売渡の計画の作成、その手続の実施、小作料や小作権の統制にあることとされた。ここでは第一次改革にくらべて小作農の比重がずっと大きくなり、それに有利な形で委員会の運営が行われるような配慮がなされたわけである。もし自作農が一人でも小作側につけば、小作は絶対多数を制しえたからである。

このような農地改革をどのように評価するか、これは戦後の我国をどのように把えるかという問題とからんでおり、重要な課題である。ここでは深く立ち入らず、二点にしばって農地改革の果たした役割を指摘するにとどめておこう。

まず第一に、政治的面で言えば、農民の農村社会における社会的地位の変化である。農地改革によって、それ

まで農村の支配層たる地位をしめしていた地主層がいちじるしくその地位を弱め、かわって小商品所有者的性格をつよめた農民が中心的な地位を占めるようになった。農地改革後といえども多くの村では、地主は耕地の地主としての経済的地盤は失ったとしても、山林その他の事業面でなお経済的に優位にたっていたばかりでなく、教育なり経験においてもすぐれていたから、すぐにその指導的地位を失ってしまったわけではない。しかしそれにしても、山林その他の事業ももたず不耕作でもあったために、経済的に完全に没落しきった地主、また、旧家として多くの分家や姻戚をしたがえているのではなく、むしろ幕末から明治になって成りあがったにすぎない地主、あるいは人物識見において凡庸な地主などは急速に姿を没してしまった。その反面、旧来の小作層であっても改革の結果経済的地位を高めたものなどが、新たな農村の支配層として登場してきた。

第二に経済的な面では、農地改革によって小作料負担がいちじるしく軽減されたことが、のちに政府が農民に対して重税、低米価を強行することを可能ならしめる一因となったことである。農民への重税は、のちに経済成長を達成するための物質的基礎であったし、低米価は賃金水準を低くおさえ、経済発展の前提条件になりえたのである。

第三節 七戸町における農地改革

市町村農地委員会の第一回選挙は昭和二十一年（一九四六）一月二〇日から二八日までの間に全国的に行われ

ることになり、青森県では一二月二三日に県下一せいに実施された。また第二回の選挙も昭和二四年八月一八日に全国一せいに行われた。七戸町において選出された農地委員は次の通りである。

第一回農地委員

小作委員 高田正雄 田中善吉 作田達実 仁和一雄 縄田武四郎

地主委員 小原次郎 盛田文造 工藤正六

自作委員 鳥谷部福平 成田與太

書記 田中忠一 高久喜一

第二回農地委員

浦田市助 大池市松 小原次郎 三上定吉 西野丈之助 玉山堅治 立石建二 橋本 宏 鳥谷部福平

川村 権

第一回目の農地委員会は、議事録によれば昭和二二年一月八日七戸役場において開催され、選出された委員が集り、委員長選挙をおこなっている。議事録により、その様子を再現してみよう。

議題 七戸農地委員会々長互選ノ件

出席委員 高田正雄 田中善吉 仁和一雄 縄田武四郎 作田達実 盛田文造 工藤正六 小原次郎

成田與太 鳥谷部福平

町長代理助役

農地委員会開会ヲ宣ス 午前十時三十分

町長代理助役

会議ノ順序トシテ年長者ヲ仮議長トシテ議事ヲ進メルコトニナッテ居リマスカラ年長者ノ

小原次郎氏ニ仮議長ヲオ願ヒシマス

小原次郎氏仮議長席ニツク

仮議長

私ハ年長者ノ故ヲ以テ仮議長ヲ致シマス

ソレデハ議長ノ選任方法ヲ如何ニシマスカ

作田委員

仮議長ヲ本議長ニオ願シテハ皆サン如何デスカ

賛成〈

仮議長

皆サンノオ勸メニヨリ議長ヲ致シマス

議長

ソレデハ会長ノ互選方法を如何ニシマスカ

鳥谷部委員

選ブ方法ハ選挙投票ニシテハ如何デスカ

賛成〈

高田委員

投票ニシタラ開票ノ立会人ヲ必要デハアリマセンカ

賛成〈

作田委員

立会人ハ議長指名ニオ願シマス

賛成〈

議長

ソレデハ指名シマス

立会人 高田正雄、田中善吉

投票ノ結果 七点 高田正雄

三点 盛田文造

議長

高田正雄氏七点ヲ以テ会長ニ当選シマシタ

午前十一時閉会セリ

農地委員会々長に選出された高田正雄氏は、のちに農地改革の意義を次のように述べている。

今日の我が日本における最大の問題は、国内の各分野に、民主化を促進し、その基礎の上に社会的地位の向上と、その生産力の発展増進を図り、真の民主的な文化日本の再建を強化することの必要性が認められるのである。殊に終戦後の日本農業分野にありては、農村の封建性を打破し、経済民主化の促進、農業生産力の拡充に持つて行かねばならぬと、考えられる。日本農業の歴史を緝けば、過去の文化の改新、明治維新と農業制度の改革の時代を見受けらるるもその制度は全く古来より続いて行われた時代遅れの農業制度たるを多数の識者も農民も知る処である。即ち保守的であり、封建的であつたといえる。而して終戦後も尚も之れを其のままに放置するにおいては再建日本の出現と、文化発展は到底その期待することは出来ないであろう。此処において、此の保守的であり、封建的である農業制度の基礎をなす農地制度の根本的な改革こそ必要欠くべからざる条件となつたであらう。即ち農地の所有、公正なる配分、利用度の関係をそれぞれ調整合

理化し、以って耕作農民の安定、余剰の蓄積の余地を与える。この蓄積された余剰を農業経営面に投資することに依り、日本農業の近代化と社会的地位の向上、農業生産力の発展を図る事こそ日本の農村民主化の発足であろう。然して、民主的文化的日本再建の基礎であるということが認められるであろう。

高田氏の農地改革に対する評価は多少気負いを感じるものの、その歴史的意義を、農地解放実行者として、正確に捉えていると言えよう。これと対象的見解が地主側委員であった工藤正六の主張である。工藤氏の見解は、地主側の利害を反映した面は多々あるものの、この農地改革の限界性をするどくついておられる。

氏は戦前の自作農創設事業の意味を次のように批判される。「古い自作農創設は農業改良の担当者であり、且つ一部資本の農村からの吸い上げポンプであった地主の役割が不要になったので、この地主を追放し、農村を直接軍需産業の土壤にしようというのではなかったか。自作農創設は軍人、財閥、官僚、老農から叫ばれたのであった」と正しく捉えておられる。そして、今回の農地改革の歴史的限界性を次のように述べておられる。「日本農業は土地改革後、経営が近代化しつつあるか、民富の形式が行われつつあるか、農民から産業資本家をつくり出しつつあるか、等々、私は非観論である。土地改革は行われたけれど農民解放はまだない。理由は独立自営農民としての近代的人間類型を打ち出す人間革命はないからだ」と。つまり農地改革は同時に農民解放につながらないという指摘である。戦後四〇年近くたった現在、氏のこのような指摘は正しかったと評価できるし、戦後の農業の崩壊はより直接的な資本の支配の結果なのであり、労働力、水、土地の工業への従属の結果なのである。いずれにせよ、戦後四〇年たった現在、農地改革の意味を再度捉え直してみる必要がある。

次に七戸の農地委員会がどのように農地解放を行っていったかをみよう。まず農地委員会は、農地を買収するにあたり、農地台帳の作製、世帯票の作製、其の他の必要な事項を調整し、農地の買収にはいった。第一に不在地主の小作農地の買収が行われた。これは比較的煩雑のない買収であったため、農地委員会の審議は、この改革の精神に反する行動もなく実施された。この買収面積は水田一八町二反三畝二三歩、畑三一町八反二畝歩、合計五〇町五畝二三歩となった。

つぎに在村地主の小作地の買収にはいった。在村地主の保有面積は南部三郡では一町五反歩と定められ、これに基づいて買収計画が立てられ、第四次買収から第一〇次買収として実施された。これにより買収された面積は水田一〇八町六反二八歩、畑二〇三町六反七畝一一歩、合計三一二町二反八畝九歩となった。また税制改革により財産税法に基づいて、物納農地の水田六三町八畝一八歩、畑一二六町九畝一三歩、合計一八九町一反八畝一歩に対し管理換の決定をおこなった。

その間買収に対する異議申し立てが多く行われ、農地委員会においては小作調停の審議がくりかえし行われた。ここで、小作調停がどのように行われたかを議事録によって再現してみよう。

第一回農地委員会（昭和二年三月一日 七戸役場）

議長

議案第三号の小作調停の審議にうつります。

審議に入る前に一言申し述べさせていただきます。当地の小作契約は大体において口約でやっているものが多かったものでそれを理由に現に土地の取上を要求しているもの非常に多いのであります。

議長

すが農地調整法によりますと、如何なる場合でも土地を取上るには地主は六ヶ月から一年前に小作人に通告しなければならないことに成って居ります。地主が土地を取上げることの出来る場合は次の場合に限ります。即ち農地調整法第九条の一項に規定する小作人が宥恕すべき理由がないのに不拘小作料を滞納する等信義に反した行為があつたとき、土地使用目的を変更する場合及び地主の自作を相当とする場合がありますが、土地使用目的の変更の場合には地方長官の許可を要することになっており、地主が自作する場合にはその能力等審議した後でなければ出来ないものであつて、当事者間だけで契約解除はできない、民法第二七三条によれば口約小作契約期間は三〇年間ということになります。若し委員会で調停が整はない場合は県農地委員会で調停し、それでも協議が整はなければ裁判にかけてきめるのでありますが、その際には農地委員会会長は参考人として裁判所に出頭することになって居ります。以上のことを心に入れて頂いて審議を進めてもらいたいと思います。

第一項に移ります。書記に説明させます。

(書記説明 関係者〇〇〇〇、小作人〇〇〇〇、畑二反歩取上要求)

小作委員

小作人は純百姓でありますが二反歩丈で百姓できるでしょうか。

議長

百姓です。

小作委員

他に職業はありませんか。

地主委員

山子をして居ります。

小作委員

従前通り小作させるのが当然だと思います。

議長

如何でしょうか。

地主委員

供出はどうなっていますか。

議長

わかりません。

自作委員

○番の意見に賛成です。

(一同賛成／＼という)。

議長

それでは従来通○○○○に耕作させることに決定します。

次に第二項に入ります。書記に説明させます。

(書記説明 関係者 地主○○○○、小作人○○○○、畑二畝五歩取上要求)

小作委員

地主は生活に困るというわけではないから貸しておくのが当然であると思います。

(一同賛成／＼という)。

議長

○○○○に耕作させることに決定いたします。

次に第三項にうつります。書記に説明させます。

(書記説明 関係者地主○○○○、小作人○○○○、田二反五畝歩取上要求ノ件)

議長

私から補充説明いたします。地主○○○○は金力者であり、又働く者も二人だけであり、返還

第四章 農地改革と地主制の解体

第123表 農地買収及び売渡実績表（昭和25年4月12日現在）

種別 区分 次数			買 収		売 渡	
			田 反	畑 反	田 反	畑 反
1	面 価 人	積 格 員	1.912 645円60 1	11.006 1,842円24 5	1.912 645円60 1	11.006 1,842円24 11
2	面 価 人	積 格 員	145.322 32,138円80 26	208.214 14,456円76 22	102.518 21,847円60 24	91.301 6,087円84 15
3	面 価 人	積 格 員	252.302 76,866円00 26	300.524 23,872円80 40		
4	面 価 人	積 格 員	349.716 98,066円00 34	695.103 50,964円00 40	21.018 4,465円60 8	100.108 6,276円48 15
5	面 価 人	積 格 員	346.716 82,041円60 42	410.709 38,179円72 40	42.423 11,628円40 40	82.914 8,603円04 17
6	面 価 人	積 格 員	30.310 7,228円80 6	61.415 31,390円40 10	363.312 101,742円40 113	357.104 28,588円32 119
7	面 価 人	積 格 員	32.617 7,912円 17	65.406 4,583円44 20	42.703 11,310円40 18	70.015 5,447円20 11
8	面 価 人	積 格 員	70.622 12,916円40 26	146.508 9,944円80 29	141.203 34,317円60 52	102.828 10,299円84 44
9	面 価 人	積 格 員	50.327 14,325円60 13	69.408 4,333円92 9		
10	面 価 人	積 格 員	9.502 2,074円80 4	45.101 3,162円72 32		
11	面 価 人	積 格 員	22.016 3,914円40 5	28.219 3,213円60 10	39.016 9,447円20 9	169.314 7,441円42 32
12	面 価 人	積 格 員	56.401 18,406円80 6	453.401 34,310円41 6	105.320 29,126円40 38	87.123 6,367円16 40

第九篇 昭 和

13	面 価 人	積 格 員	0.524 102円80 2	2.621 281円76 2	74.303 17,514円 33	167.518 37,171円60 79
14	面 価 人	積 格 員	6.908 1,412円80 1	22.600 2,552円16 2	114.320 32,968円80 49	365.629 28,166円08 123
15	面 価 人	積 格 員	3.226 776円 3	71.213 4,841円76 2	93.026 24,810円80 32	146.923 15,023円52 75
16	面 価 人	積 格 員			43.925 13,592円40 18	80.823 5,900円64 20
17	面 価 人	積 格 員				
18	面 価 人	積 格 員			39.628 10,052円40 17	531.621 39,831円36 111
19	面 価 人	積 格 員			10.912 3,182円80 16	32.710 3,434円88 6
20	面 価 人	積 格 員				
21	面 価 人	積 格 員			9.103 1,805円60 2	25.915 3,034円56 13
22	面 価 人	積 格 員			8.423 2,683円60 6	12.210 1,118円40 8
23	面 価 人	積 格 員			3.226 766円 3	71.213 4,841円76 15
合計	面 価 人	積 格 員	1,378.911 358,828円40	2,591.728 227,930円49	1,256.921 331,907円60	2,506.905 219,476円34

註 この表には所属換農地売渡は含まない。

の上は現小作人に請負耕作させるという申し出をして居ったという事実があり所謂擬性自作をやるうというのでありますから返還要求は全く不当であると思いますが如何ですか。

(全員賛成——という)。

議長

それでは〇〇〇〇に耕作させることに決定いたします。

このようにして次々に地主側の返還要求を不当とし、処理していった。このような返還要求は多数あったものの、全体としては、地主側も自発的に農地を解放し、円満に実施されていたのである。

七戸町農地委員会の精力的な活躍によって順調に開放がすすみ、買収は第一次から一五次まで、売渡は第一次から二三次までで、ほぼ完了した。買収ならびに売渡実績は前表の通りである。

以上のような農地解放の結果、自作地は全体の八三・八パーセントに達し、小作地はわずか一六・二パーセントとなり、農地改革の当初の目的は達成されたのである。

第四節 農地改革後の農業

一 地主経済の崩壊と自作農化の問題点

七戸町は戦前大地主が在住し、町の経済そのものが地主経済によって支えられていたのである。したがって農地改革は七戸町によって立つ基盤を崩壊させたのである。このことはその後の七戸町経済の後退をみても明らか

であろう。

しかし、今回の農地改革は決して充分なものではなかった。第一に、農地改革そのものが不徹底であったことに由来する。つまり農地は解放されたものの、二三一五町歩におよぶ山林が解放されなかったからである。この事實は七戸町の戦後の政治・経済の発展を阻害した一つの理由なのである。何故なら戦前の地主経済が完全に消滅せず、一定の資産があるためそれを維持することになったのである。したがって戦前の秩序は多少変形したものの継続され、旧地主層による社会秩序が維持された。また過去の遺産を食いつぶすという保守的経済がいともまれ、新たな産業の芽がうまれてこなかったのである。

第二に占領軍による「農民解放指令」において指摘された農業構造の病根のうち、小作制度の抑制については成果をおさめたものの、農業経営の零細性を解消することはできなかったのである。改革後の昭和二五年（一九五〇）において、一ヘクタール以下の零細農家は全体の五七・一パーセントと半数以上を超えており、二ヘクタール以上の適正経営中堅農家は二〇・九パーセントにすぎない。当時、独自の経営のできる水田面積二町歩以上と言われていたが、当町においては二町歩以上の農家は二七三戸にすぎず、かつこのなかには畑作農家も多く含まれているのである。このことから農地改革は零細化を阻止することができなかったどころか、敗戦による引揚者、復員者、都市戦災者の帰農によって人口が増大し、農家は零細規模のなかで過剰人口をかかえる結果となったのである。

第一二四表 経営耕地面積広狭別農家数（昭和二五年）

第四章 農地改革と地主制の解体

二 農民の疲弊

戦後の経済復興への具体策は昭和二一年末以降、傾斜生産方式という経済政策によっておこなわれた。この方式は産業発展の基礎となる石炭・鉄鋼・電力などの基幹産業に、資金、資材、労働力を重点的に投入するということであった。

このような産業復興のためには資金の裏づけが必要であり、そのためにつくられたのが復興金融金庫であり、

区 分	農 家 数			経営耕地面積(町)
	総 数	一〇	経営耕地	
総 数	一、三〇五	一〇〇%		一、五〇五・一五一九
三 反 未 満	三〇五	二三・四		四一・六一〇四
三 反	一七三	一三・三		六四・二五二五
五 反	一一九	九・一		六八・〇三〇四
七 反	一四八	一一・三		一二二・〇七二六
一 町	一五八	一二・一		一九五・一八二七
一・五町	一二九	九・九		二二一・八八〇三
二 町 以 上	二七三	二〇・九		七九二・一一〇〇
その他の農業事業体	総 数	一〇	経営耕地	四三四・六〇〇〇

復金債を発行し、資金調達をおこなったのであるが、復金債は大部分日銀引受けによって消化されたため、日銀券の増発をまねき、それがインフレを誘発させる結果となった。

激発するインフレのもとで、昭和二四年占領軍の経済財政顧問であったドッジ公使は、このインフレを終息させるために超均衡財政政策を強行したのである。

いわゆるドッジ・ラインの農業へ与えたインパクトは低米価政策であった。当時食糧不足の状況下で、我国は輸入食糧に大きく依存していたため、輸入食糧価格は国内産政府買入価格を大巾に上回っており、膨大な輸入食糧価格差補給金が支出されていた。このドッジ・ラインでは、国内産米麦の政府買入価格を引き上げると、それに反比例して輸入食糧補給金が減少するため、この輸入補給金だけを残すという政策がとられた。したがって農民に対して輸入米麦価格よりも低い価格で買い入れを行ったのである。

米価決定に際してパリティ方式がとられたのであるが、このパリティ米価はもとも低米価＝低賃金という構造でなりたち、それにドッジ・ラインが加えられ農家の再生産量をまったく無視した低米価が強行されたのである。

例えば、二四年産米の生産者価格決定に際して、米価審議会は石当たり四七〇〇円と決定し、政府に答申したが、政府はパリティ指数を一五六・四三と想定し、基本米価石当たり四二五〇円、俵代一〇九円、等級格差四四円として生産者基本価格を四四〇三円と決定した。これに対して昭和二四年における石当たりの生産費は青森県において、五〇七一円であり、いかに米価が低くおさえられていたかが理解できよう。

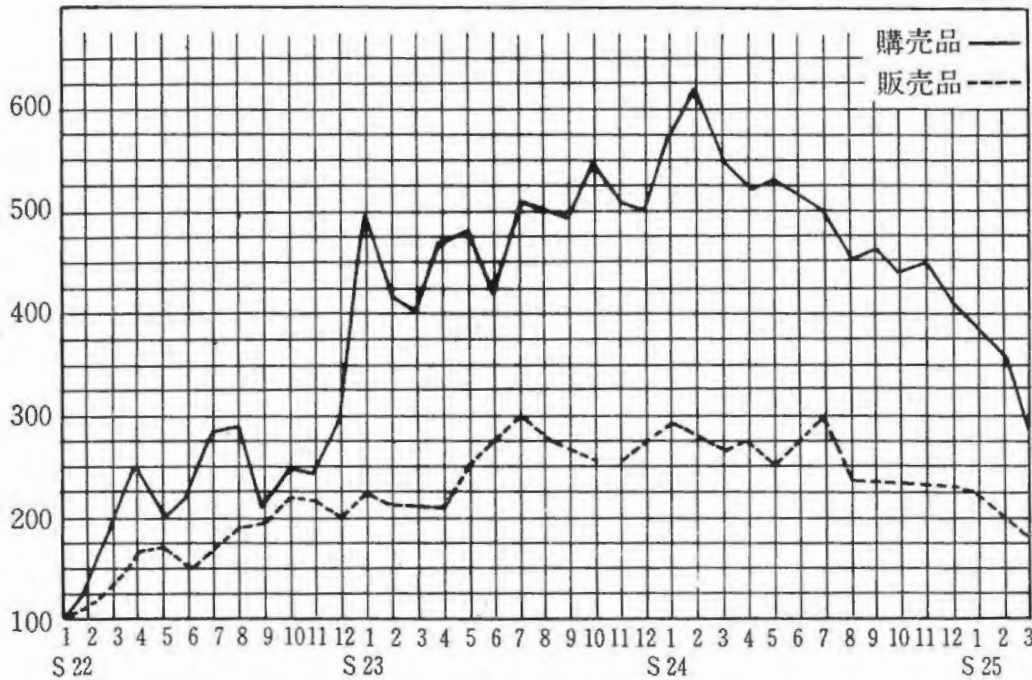
次に農家への課税の強化をみてみよう。ドッジは昭和二四年予算編成にあたり、税収の増大とさまざまな補助金の削減をおこなうことによって均衡財政を編成したのであるが、農業に対する課税は特に強化された。昭和三年と二四年の農業課税はそれぞれ三九一億円と四二二億円で、所得税総額に占める割合は一九・四パーセントと一四・一パーセントとなっており、農業への課税率がいかに高いかがわかる。また農業所得に占める割合も一五・四パーセントと一四・五パーセントで非常に高く、いかに農家経済を圧迫しているかが推測できる。

第一二五表 農業への重税

	昭和二三年	昭和二四年	昭和二五年	昭和二六年
所得 税 総 額 (1)	二、〇一八億円	二、九九三億円	二、一五七億円	二、七九七億円
申告所得税中農業分 (2)	三九一	四二二	一六三	四六
(2) / (1)	一九・四%	一四・一%	七・六%	一・六%
(2) / 農業所得	一五・四	一四・五	七・三	四・一

このような農業への重税を基礎にして工業部門の発展が生じたのである。低米価、さらに農業への重税という農民収奪を基礎にして、戦後の工業部門を中心とした経済復興が強行されたのである。

また、敗戦直後の食糧危機に対処して、一方で占領軍による「援助物資」の「恩恵」的な放出が行われるとともに、戦時体制下でのとくに食糧管理法（昭和一七年）によって、食糧の生産から消費にいたる全面的管理・直



第9図 青森県農村物価指数（昭和22年1月～25年3月）

（『東奥年鑑』昭和25年版）

接統制がそのまま継がれた。この食糧の国家管理は、農民への作付統制、供出の事前割当、警察力や占領軍のジープまで動員した強権発動などによって、むしろ一層強化されたものとなり、農民の自家飯米部分にまで喰い込む、裸供出、根こそぎ供出が強行されたのである。もっとも供出米の全体の量や総生産量に対する比率は、戦後最高の昭和二年、二四年で五〇パーセントであり、戦時末期の六〇パーセントより低下し、またそれだけやみ市場に参加する量も多くあったのである。しかし、それにもかかわらず、それがいぜんとして根こそぎ供出であったのは、一部地主・富農の側にやみ米給源をつくりだしながら、それによってかえっていつそう広範な中・貧農層に極度な飯米不足を常態とする裸供出を強行実現したことになるのである。

このような重税・強制供出・低米価という状況下において、農家の売るものと買うものとの間のシェーレ現象が拡大したのである。昭和二年一月から二五年三月までの青

森県における農村物価指数をみると（第九図参照）、昭和二三年までは価格差がそれほど大きくないが、昭和三年になると三倍以上の価格差が生じ、それが二四年までつづくのである。このような激しいシェーレ現象のなかで農家経済は急激に苦境に立たざるをえなくなってゆくのである。

以上みてきたように、農地改革によって半封建的土地所有関係が解体され、大量の自作農が創出されたものの、農家の経済基盤の弱体性は改善されず、自立したものの、零細農家の地位に止まるものが多数存在した。当町においても全く同様の傾向が見られ、さらに厳しい自然条件が加わり、前途多難なスタートになったのである。

第五章 戦後民主化のなかの町政

第一節 民主化政策

一 概 観

昭和二〇年（一九四五）八月一四日、日本は連合軍側に対してポツダム宣言受諾を通告した。これによって昭和一二年の日中戦争以来満八年におよんだ戦争は終わりを告げ、日本帝国主義は崩壊をとげたのであった。ついで八月二八日にはアメリカの先遣隊が日本占領のため厚木に到着し、九月二日には東京港上のアメリカ戦艦ミズ

ーリ号上で降伏文書の調印が行われた。同時に、連合軍総司令部が設置され、昭和二七年四月講和条約の発効まで、日本は占領軍の管理下におかれることとなった。

占領軍の中心をなしたのはいうまでもなくアメリカであったが、日本占領当初のアメリカ政府の対日政策の基本目標は、日本の非軍事化および民主化におかれていた。そしてこの場合、いうまでもなく、非軍事化と民主化とは別個のものとして考えられていたのではない。日本の長期にわたる対外戦争は、軍閥や「封建的」支配階級によってもたらされたものだと考えていた連合軍にあっては民主化こそ日本の非軍事化の決定的条件だとされていたのであった。

アメリカの占領当初の政策の方向を明らかにするものとしては、二〇年八月二九日にアメリカ政府がマッカーサーに伝達した「降伏後における合衆国の初期対日政策」と一一月三日の「日本の占領および管理のための連合国最高司令官に対する降伏後初期の基本的指令」があげられるが、「基本的指令」のうちの「日本に対する軍事的占領の基本的目的」の項には「日本にたいする連合国の窮極的目的は、日本が再び世界の平和および安全に対する脅威とならないことを最大限に保障するとき、また日本が結局は責任ある且つ平和的な一員として国際社会に参加しうるごとき諸条件を育成することである」と述べられており、その方策として「統治制度、経済制度、社会制度について民主的な傾向と過程とを強化すること、日本における自由主義的な政治的傾向を奨励、支持すること」があげられている。

占領政策は、ここに示めされた方針にしたがって、総司令部によって実施にうつされていった。まず非軍事化

に関して言えば、日本の陸海空軍の武装解除とすべての軍事機構の廃止からはじまり、戦争犯罪容疑者の逮捕指令がこれにつづいた。ついで二一年一月には極東軍事法廷設置の指令が発せられ、戦犯の追求がはじめられた。なお、日本の「軍事力の経済的基盤の破壊」という点からは、財閥の解体と経済界の指導者の追放がおこなわれた。

こうした非軍事化政策が進むのと歩調をあわせて、「民主化」政策も活発に進められた。それはまず言論の自由の拡大からはじまっており、九月には早くも「新聞通信の自由に対する制限除去の指令」が発せられた。ついで一〇月には「政治的、市民的、宗教的自由に対する制限除去の指令」が出され、治安維持法、治安警察法などの治安立法の廃止、共産党の合法化、思想犯の釈放が行われた。また、人権確保を目的とした五大改革、男女同権、労働組合結成の奨励、経済機構の民主主義化、教育の民主化などの指令が発せられた。

二 政治・行政の民主化

昭和二〇年一〇月九日、幣原内閣が成立し、前記の五大改革の指令をうけて選挙法の改正に着手した。それは婦人に選挙権と被選挙権を与え選挙権年令を二五歳から二〇歳に、被選挙権年令を三〇歳から二五歳に引き下げするなど画期的内容をもったものであった。一二月一五日にそれが議会を通過し、翼賛議会が解散され、二一年四月に総選挙が実施された。

憲法改正についてみると、内閣および与野党のさまざまな新憲法草案が出されたものの、総司令部は不適当と

し、総司令部が作成した新憲法草案を政府に手渡した。政府は総司令部の意向を大部分とりいれた「憲法改正草案」を作成し、第一次吉田内閣の手で、第九〇臨時議會に提出した。一〇月七日に成立し、十一月三日に公布され、翌年二年五月三日から施行されることになった。これによって、いままでの天皇制中心の明治憲法は破棄され、国民主權主義、基本的人權の尊重、平和主義の三つを基本原理とした今日の日本國憲法が生まれたわけである。

この新憲法の実施にともなつて、國家機構、行政組織、地方自治制度、司法制度等についても「民主的」な改革がつぎつぎと行われていった。このために、内閣法、行政官庁法、國會法、裁判所法、地方自治法、さらには教育基本法や学校教育法など、多くの新法律が制定された。

地方自治法の制定による地方制度の改革は、これまでの政府の出先機関たる性格の強かつた都道府県を市町村とならんで地方自治体とすることによつて、地方行政組織を一変せしめた。この法律によつて地方議會の権限が拡張され、國の都道府県に対する監督權は強く制限され、公共団体の自治が尊重されるようになった。こうした改革は地方自治をもつて民主主義の基礎と考える古典的思想の影響を受けたものであるが、その後、しだいに矛盾を露呈してくるようになった。とくに、地方公共団体が財政的基礎を確保しえないことが決定的な障害をなしたのである。

第二節 新憲法下の町政

一 戦後初の総選挙

昭和二〇年当時、青森県における政治情勢は各政党がこぞって、その再建の道をあゆんでいた。まず社会党は昭和二〇年一月一日に青森市蓮華寺において日本社会党県支部連合結党式を挙行し、大沢久明を執行委員長に選出した。自由党県支部は二〇年一月二三日に八戸国民学校において結党大会を行い、小笠原八十美を支部長に指名している。また進歩党県本部は二〇年一月二五日に結党式を挙行し、津島文治が支部長となった。このような県レベルにおける各党の再建にもなつて七戸地方においても戦後政治の再編が進んでいった。

当時の七戸地方の社会党は、米内山義一郎・田中忠一によって指導され、組織化がおこなわれていった。後に田中忠一は七戸共産党を組織し、分裂していった。自由党は中原秀太郎・浜中幾治郎の両氏の勢力が伯仲しており、それを基礎にして七戸自由党が組織された。一方進歩党は元老中野吉太郎、総裁小原平右衛門、顧問盛田文造の三頭政治のごとくみえたが小原平右衛門は公職追放となつてからは、表面的には中野氏と盛田氏の均衡の上に進歩党が組織化された。これらの三つの政党はそれぞれ七戸地方において党勢の拡大をはかるため努力していたものの、七戸町においては進歩党が町政の中心であり、大きな勢力を有していたのである。

このような情勢下にあつて、昭和二一年四月一日に全国一斉に総選挙が実施された。これは有権者の年齢低

下と女子参政という普通選挙であったため立候補する者も、選挙する者も相当の変動があった。青森県における開票結果は次の通りである。

当選者	五八、八〇一票	笹森順造（中立新）
	四七、五二二票	小笠原八十美（自由前）
	三九、四七五票	夏堀源三郎（自由新）
	三七、四八六票	山崎岩男（進歩新）
	三五、八六二票	大沢喜代一（社会党新）
	三二、七五一票	津島文治（進歩新）
	三一、九〇八票	苫米地義三（進歩新）
次点	三〇、三四〇票	工藤鉄男

この選挙において七戸町の進歩党系は前代議士森田重次郎の後継者として苫米地義三を応援し、自由党系は小笠原八十美、社会党は大沢喜代一を応援した。この選挙において、特に大沢氏が当選したことは当時の時代背景を反映したものと言えよう。

二 戦後初の町長選

昭和二二年（一九四七）四月五日、新憲法の施行（五月三日）をめざして、戦後初の県知事市町村長の選挙が

実施されることになった。知事選挙にあっては民主党（進歩党から改名）から津島文治、自由党から小笠原八十美、社会党から大沢喜代一、無所属より白瀬潤次郎がそれぞれ立候補した。

一方、七戸町長選にあっては民主党から盛田文造、社会党から工藤四一、無所属より福士進が立候補した。

さて、県知事選の結果は津島文治が八万一一四二票で当選し、次点は小笠原八十美となった。七戸地方では小笠原氏が地元であるため優勢となった。

七戸町長選においては民主党候補者盛田文造が第一声をあげた。七戸民主党は七戸町の旧地主勢力によって組織されており、戦前より強固な地盤をきざっていた。つまり七戸政治の主役であった。

他方、七戸社会党は七戸農民組合を主体として戦後勢力をのびた組織であった。特にこの団体の名声を世に知らしめることになったのは、終戦直後の奥羽種馬牧場用地の一部払下問題であった。これで多勢の農民を指導し、ついに払下に成功したのであった。工藤四一は社会党とこの農民組合に公認され立候補した。そして、さらに無所属として福士進が立候補したのである。

かくして、三人による三つ巴の選挙戦がくりひろげられることとなったのである。そこで三候補の当時、町民に発表された施政の概要をみると、つぎの通りである。

(一) 盛田文造氏の政見

教育文化の町、明るい民主七戸を再建

。有畜農業の拡充

主産業たる農業は、更に一層力をそそぎ家畜を主として有畜機械化農業として多角的経営を為すべきである。

。商工業の振興

経済基盤の狭小な当町としては、商業の大なる発展は望み薄しの感があるが生活必需品の需給調整を計り地方の中心地として振興を期すべきだ。

。交通

交通は物の再生産である。交通なくして、経済生活・精神生活なし、道路の改善、国道・県道・町道・林道・バス・トラック・馬車道——と算えれば改善すべき、為すべき事のあまりに多く、吾人の為し得る事の甚だ少なきに驚くのである。町民諸氏の御高教を待つ。

。衛生の町、火防の改善

明朗健康な町の再建を致すべきだ。ここにも為し得ること少なきに驚く。明朗化運動は必然也。

。民主的自由討議による町政革新

七戸町民主制度の確立日本の再建は民主制度の確立からで、七戸も之以外ではないが、民主々義だとして自分勝手な言動をしては民主々義は成り立たない。ある事の定まる前大いに自説を主張し言論万出し、激論を戦わす事は元より歓迎すべき事であるが、一旦の決定した以上はたとえ自説に反する事でも之に協力するだけの雅量、協同性がなければならない。

。教育文化の町

一、科学教育の尊重 二、小供の民主々義訓練 三、小国民文化運動 四、小学校父兄会 五、宗教神社の再認識 六、文化運動 七、公民館運動 八、健全娯楽 九、体育スポーツ 一〇、緑化運動
公園

。むすび

七戸は一つの地方中心の都市として、農業を主体とする文化の町教育中心地たらしむべく政治経済とともに日本の再建の意気に燃えて民主化に進むべきだ。斗争に非ず競争による農村民主化の徹底を期するべきのみ農業の在り方、文化運動、教育問題、政治経済の諸問題、之は一町長、町役場の問題でない。町民一般協力努力によってのみ実現せらるるものである。公職にあるものは、社会の公僕町の奉仕者と申すべきだ。七戸は農民だけの町でない。商工人だけの町でない。勤労者文化人だけの町でもない。男の町・女の町でもない。地主・小作人の町でもない。七戸は七戸人の町である。

と論断している。

(二) 工藤四一氏の政見

。立候補の理由

町政担当者は労働者農民の代表でなければならない。然かるが故に地主代表者である盛田文造氏に対

して反対の立場に立たざるをえない。

。農業都市七戸建設

七戸町の施策として根幹になることは七戸が農業都市であることだ。工業もいだろうが喰えぬ農家五〇〇戸に対して、一刻も早く土地を与え生活を安定してやらなければならぬ将来の七戸は農業都市としての発展を考えなければならない。

。加工工業

農業加工工業と農村工業を発展させたい。

。職域代表有識者を以て町政審議会を作る。

七戸町の発展のために各職域代表と各有識者を以って町政審議会をつくり町長の最高顧問としたい。
参議院の様なものである。

。農業復興主義

農業復興会議を組織し農民生活の向上を研究し農業都市としての七戸をけん全に育てて行きたい。

。教育

農学校の整備拡充、職業指導学校の建設。

。青壮年の総力結集

。むすび

衰えゆく七戸現在七戸町は正に危急存亡の秋にある。交通は乱れ政治の中心は移動しようとし、経済他村に分散し教育は又他町に奪われてしまった。この日々衰えゆく七戸の姿引いては日本の姿なのである。生活の安定後の経済復興でなければならぬ働く農民、働く労働者の生活を安定せしめなければならぬ。

(三) 福士進氏の政見

。現実を直視せよ

現在の日本は敗戦のため独立を失っているから国政も自治体も日本人の欲する処を意の如く実行できない。したがって、臨機応変に対処し、遠い希望をもちながら衣食住の問題から出発しなければならぬ。

。虚脱精神に入魂

混乱不統一の精神を自治の上に統一し愛町と協力による自治体を再建するの精神を確立させることが重大な急務である。

。まづ行を以て範を示せ

まづ役場の窓口から精神の切替をやって範を示す。公僕たるの実行をする事である。

。部落と市街地の人心の和をはかる。

七戸町の経済は農業をその基盤としている。従って農民部落の力を無視して町の発展は不可能である。したがって部落住民と市街住民との精神的・物的共和協力が必要であり、指導者は其の間の楔となつて礎定させる事ではない。

。適作の選定

まづその地味と気候人の習性とに適合せる産物を作ることに努力しなければならない。

。交通

七戸町営バスの設置

。教育

中央の政策と同流

。むすび

凡ての事は此の混乱時に際し、町議会と協力して民意にそむかぬよう善処する。要は誠意を以て其の職に尽す。これは私の使命とする処であります。

以上、三者三様の主張が表明されているが、当時の町内における階層性からみれば盛田氏は旧地主の代表、工藤氏は新興勢力である農民の代表、富士氏は中間派ということになる。

町長選の投票結果は次の通りである。

総有権者数 五、八三四

有効投票数 四、七八六

当選 二、一四〇票 盛田 文造

次点 一、七六五票 工藤 四一

七〇九票 福士 進

棄権数 一、〇四八

かくして、戦後初の町民総意による公選町長は盛田文造が選出されることになったのである。盛田町長は「上北タイムス」に次のような当選の挨拶を公表している。

当選の挨拶 町民の公僕として

盛田 文造

本日五千有余の有権者各位の自由な意志により七戸町長の重を担うことになり光栄と存じます。全町民の公僕たる社会の奉仕者として七戸町の発展に尽したいと思ひます。政戦九日間三〇数回の演説会、二回の立会演説会において特に参政権に目ざめた婦人の姿に接し教育文化のために非常に力強く感じた次第であります。町政に対しては先に発明した政見の実行に邁進したいと思ひております。町民の皆様には常に私に対する卒直な指導と御鞭撻をお願い致します。

三 町議会選挙

昭和二二年四月二三日町議会議員選挙が告示され、地方政治の方向を決めることとなった。七戸町において立

候補した人々は次の通りである。

盛田信一（無）	立石健二（国協）	作田清造（無）	山本正治（無）	作田勇（社）
橋本芳男（無）	工藤新八（民）	盛田正太郎（無）	内山由太郎（無）	米内山正（無）
大池源治（無）	山本勝治（無）	小原数栄（無）	菩提寺市五郎（無）	山谷吉雄（自由）
石田次郎（無）	大池市松（中立）	盛田信（無）	玉山堅治（中立）	盛田重兵衛（無）
成田喜三郎（無）	工藤与左エ門（無）	石田武志（無）	浜中太郎（無）	岡村清志（国協）
山本七五郎（無）	沢目新三（無）	中野清志	中野吉十郎	小林幸三
和田ますゑ	橋本仙太郎			

各候補は言論に文書に、それぞれ意見を發表したが、そのなかで最も中心となった政策は交通機関の問題であった。戦前から七戸地方には国鉄が通らず陸の孤島となっていたのである。特に敗戦直後は物不足であったため、物の交流や交換のために最も必要とされていたのは交通機関であった。当時唯一の交通機関は十和田市にある十和田鉄道株式会社独占によるバスだけであった。そのバスは七戸―沼崎、七戸―乙供、七戸―三本木線を行行しているだけであった。そのため町民にとって新たな交通機関の設置は最も重要な課題となっていた。したがって、各候補の政見もこの交通問題を中心に論戦がくりひろげられた。

かくして選挙の結果、左記の人々が当選し、七戸町議会は成立した。

議長 岡村清志 副議長 山本七五郎 内山由太郎 玉山堅治 成田福高 小原数栄 和田ますゑ



盛田文造

三上定吉 工藤新八 盛田信一 金見房五郎 盛田正太郎 中野吉十郎 大池市松 作田勇
石田治郎 山本正治 浦田半左エ門 山谷吉雄 盛田重兵衛 菩提寺市五郎 立石健二 石
田武志 作田清造 浜中太郎 工藤与左エ門
議員定数二六人のうち町長派二〇人、反対派五人、中立一人となっていたが問題によっては多少の変動があつたものの、町長派は絶対多数を占めるにいたつたのである。

四 盛田町政と文化都市建設

町長に就任した盛田文造は「文化都市の建設」を構想し、それを目標に諸施策を実行することとなった。氏は何故文化都市構想をかかげたのか、氏は当時の七戸町にとって最も重要な課題を農村の民主化として捉え、農村の伝統的・封建的要素を根絶するためには文化の向上こそ最も重要な手段と考えたのである。文化の昂揚は文化施設の充実、また文化講座・読書会・文化団体の精神的活動の発展が促進されなければならない。さらに、文化を支える経済的基盤を作りあげてゆかなければならない。盛田氏は文化発展の経済的基礎を「有畜農業」に求めたのである。

盛田氏是有畜農業振興の理由を次のように述べている。

農村の民主化とは、小作農を自作農にする農地改革が行はるればよいというものではない。機械力の利用も出来ず、畜力の利用も少く、すぎ、

くわ等、原始的な農具によって、大地に汗と脂を注ぎこむ、所謂精農篤農の尊い労働をやってみても、やつと生活をたてているというのでは、農村民主化ということはできない。農地改革によって農地の所有関係を適正に打立て、交換分合により、農業経営の協同化を計り、機械化、有畜化により、労働力の合理化を為し、余裕ある農村労働力を以て、農村工業の振興を為すべきである。畜力の活用、機械化によって、脱穀粃摺機や除草機の使用、馬耕による能率化などによって労働力は生産性を高め、早く、よく作業を完了するところができるから、適当な休息の時間、修養の余暇を持つことが出来、文化を向上し、引て農村の民主化の実現に一步步と進むことが出来るのである。然らば農村の民主化とは、農業の有畜化からと申しても過言ではないと思う。

と有畜農業振興の重要性を主張するのである。

盛田文造は、町民の階層的観点からみれば旧地主の代表である。しかし、当時の時代背景を敏感に察知し、近代的センスを身につけた町長であった。氏のこのような近代的センスは「文化都市建設」構想のなかに象徴的に表現されていると言えよう。

氏の有畜農業論は今日の荒廃しきった農業から見た場合、大いに再評価されるべき意義をもつものと言える。氏は有畜農業論を次のように把えている。

農業経営の究極の目的は、経営の改善、機械化、畜力化によって農地の生産性を高めるにあると考える。然して地力の維持増進のためには何んとしても厩肥の施用に優するものはない。土地の生産物たる穀物、穀物

のから、食草、わらなどを一旦家畜の腹中を通して、厩肥として土地に還元し、天地の間に家畜を中軸として、（土地Ⅱ穀物などⅡ家畜Ⅱ土地）とぐるぐると循環しているのである。かくの如く、地中より生産されたものは、人類と動物の生命を養いつつ、再び土地に返し、金肥等の合理的施用より、相互に其の効力を發揮増大して、よく農業の生産性を高めることが出来るのである。

現在の農業は機械化、専作化、化学肥料や農薬の多投によって荒廃しているのである。今日においてこそ盛田氏の「有畜農業」論が再考されるべきであろう。さらに、氏の所論の意義は有畜農業と文化生活を結びつけるところにある。なぜなら、都市化された現在の農村においては、人間と自然の斗いのなかから生まれる風土・文化というものが崩壊しているからである。

さて、有畜農業の振興は具体的に、どのように推進されるのか、氏は八つの施策を考えた。①毎戸に家畜の導入をはかる、②家畜増産のための飼料の増産、③家畜の改良増殖、④畜産に関する機械、技術の普及宣伝、⑤有畜農業は文化生活の基本、⑥家畜の飼養、畑作・稲作を導入し多角経営の推進、⑦農業改良の普及宣伝、⑧農村工業の振興。このような具体策を実行し、有畜農業を確立し、さらにそれを基礎として文化都市、七戸を建設しようとしたのである。

しかし、盛田文造は、この構想実現なかばにして交通事故により他界されたのである。

五 工藤町政と地域開発



工藤正六

公務中交通事故死去された盛田文造のあとをついだのは、工藤轍郎翁の孫、工藤正六であった。昭和二五年（一九五〇）一月一日、工藤氏は町民の圧倒的支援により当選し、七代目町長として就任した。当時の七戸は終戦による混乱、動揺が終息し、一定の秩序回復がみられた。しかし、戦前のような繁栄を復活することはできず、多くの町民がこの沈滞からの脱却を願っていたのである。このような町民の感情に支えられて登場したのが青年町長工藤正六であった。

昭和二六年九月に開催された町制施行五〇周年記念に当たって、次のような所信を述べている。

町制五十年を追想する七戸町建設の英雄たちを想う。過去の七戸文明の建設者たちの業績と精神を想像する。彼らは社会科学の言葉を以て表現するならば、高利貸的地主であり、地主的商人であり高利貸的商人であった。しかも彼らは、単なる高利貸でも、地主でも、商人でもなかった。第一に、彼らは後輩を育てる師表であった。現在中年以上の所謂政治家、実業家で七戸町建設の英雄たちの弟子でなかったものはない。生き残っているこれらの政経人は今も尚、この英雄たちのことを驚嘆と感謝をもって語るではないか。第二に、彼らは産業建設者であった。農業を指導した。技術を改良した。開墾した。あらゆる商工業を振興した。彼らは経国済民の人であった。見よ開田を、牧場を、森林を、電力会社を、先人苦斗の遺蹟を見るではないか。第三に、彼らは自分が関係ある、大衆の生活に責任をもった。旅から流れてくるものは止めて職を与え生活に破れた人々は救済した。彼らは原始的民生委員であり、社会保障家であった。興隆期日本と期を共に

して、伸長してゆく七戸の姿は、この七戸建設の英雄たちをめぐる社会の姿であった。しかし興隆期日本のつまづきが始まると同時に、七戸の指導者たちの性格も変ってきた。その後輩育成の師表的性格や、産業建設の経営者の性格を失い、残ったものは無気力なる利子生活者の性格であった。七戸建設の英雄たちは、チャームで大衆を支配した。英雄たちの二代目三代目は、伝統と家柄で支配しようとした。大衆は次第に離反してゆく、七戸社会に分裂と混乱が始まる。今の七戸の姿は、利子生活者の辛じて維持する伝統的支配的地位と、それからの転落と、新しい英雄（建設者）たちの芽生の欠除とではないだろうか。私は五十周年記念の意味を、七戸第二の青春新生七戸、復活七戸と規定する。利子生活者七戸から、正に近代的な商人の七戸、真に近代的産業人の七戸、正に近代的な独立自営農民の七戸へと転換するときであると思う。私は天を仰ぎ、七戸町第二の青春にふさわしき英雄たちの出てくるのを、期待し、祈る。

この所信表明によってみれば、青年町長は鋭い時代認識によって七戸町の課題を適切に分析している。このような現状分析に立って「七戸第二の青春新生七戸」を構想したのである。ここに開拓王工藤轍郎のフロンティア精神の血が脈々と流れているのを見ることができる。

氏は「新生七戸」を復活させてゆく経済的基盤を農業に求め、それを「酪農振興」構想として計画したのである。酪農振興構想は次のようなものであった。

一、資金関係

(a) 乳牛購入資金中農家負担額の限度

二、技術指導

- (b) 乳牛購入農家の酪農経営基礎諸施設に要する資金
- (c) 上記諸経費助成の場合の貸付資金回収年限
- (d) 乳牛購入農家に対する技術指導講習会経費

(a) 乳牛購入農家一戸一名に対して県有畜農業指導所において短期講習を行う

(b) 講習会を毎年実施

(c) 町において専門技術員をおく

三、乳牛導入農家の選定方針

(a) 集団的選定

(b) 経済的余裕のある農家であること

(c) 選定を急務とする

(d) 畑地耕作面積の大きい農家

(e) 採草地を有する農家

四、酪農経営指導指針

- (a) 酪農経営を契機として経営改善、生活改善を行うことを一つの主要目的とする
- (b) 従来 of 農業経営方式を大きく変革しないこと

(c) 最初より高水準の経営を目指さぬこと

(d) 農業の経営共同化を図ること

(e) 乳牛は役畜として利用せしめないこと

(f) 粗飼料は主として野草に依存せしめる

五、協同組合の強化

以上のような酪農振興構想は、のちに積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法による「七戸町農業振興計画」のなか
に結実してゆき、さらに昭和二九年に十和田草原地域（七戸町を含む）が集約酪農地帯に指定されることにより
ジャージー種牛の導入というかたちで具体化したのである。

七戸の再生における他の構想は以下のようなものである。

一、町建設の費用をつくるため町基本財産の調査、造成、計画の樹立

二、都市計画の樹立

三、公民館の建設

四、七戸中学校の校舎建設、小・中学校の整備のための長期の日録作成

五、国道の舗装、南部鉄道建設のための運動、県市町村道の整備

六、土地改良

七、役場事務の分権化とその責任制確立

特にこの中で南部鉄道の建設に注目する必要がある。鉄道建設問題は戦前からの大きな課題であり、建設運動は何度も挫折してきた。したがって当地方にとって鉄道開通は大なる願いであった。この問題に正面から取り組み、実現に導いたのはなんといっても工藤正六の手腕におうところが大である。まず、氏は郡町村会を母体として建設運動をくりひろげ、資金的には株式応募方式をとり住民による住民のための鉄道建設を推進していった。昭和二七年（一九五二）七月には、ついに南部縦貫鉄道株式会社期成同盟会を結成するまでにいたり、昭和二八年一二月には正式に株式会社を設立し、工藤氏も町長退任後、同会社の専務として開通まで多大の努力をはらっていたのである。その後、紆余曲折があったものの昭和三七年一〇月に、七戸地方の人々の長年の夢をついに現実のものとしたのである。従来、誰もが夢みながら実現できなかった鉄道建設を開通までこぎつけたのは、工藤正六の最大の功績であると言っても過言ではない。ここにも轍郎翁以来の不屈なるフロンティア精神をみることが出来る。

第六章 南部縦貫鉄道と地域開発

第一節 戦前における鉄道敷設問題

一 東北本線の敷設問題

現在、東北本線とよばれているものは明治三十九年（一九〇六）三月に成立した「鉄道国有法」に基づき、明治四十二年一月一二日に「東北本線」と名称をかえたものであるが、それ以前は私設の日本鉄道株式会社が経営していたので「日本線」とよばれていた。

東北地方に、鉄道を敷設しようという構想は、すでに明治五年より出ていたのであるが、それが明治九年に至り、華士族へ金禄公債を下付し、それを有利に運転する事業として、一方では銀行設立や、他方では鉄道敷設への投資を行わせた。明治一四年に華族団体が中心となり、東京・青森間に鉄道建設の実施計画が立てられることになった。元老院議員兼工部大輔吉井友義を社長とする資本金二〇〇〇万円の日本鉄道株式会社が誕生したのである。

線路敷設工事は五区に分割施行される。青森県内分は盛岡——青森間が五区にあたり、明治二一年に起工され明治二四年に開通し、こうして東京——青森間、およそ七三二キロメートルが全通したのである。

しかし全通するまでいくつかの問題があった。特に鉄道路線ルートである。一つは軍部からの注文で、国防上の理由から、海岸線をさけ、内陸部を通るというものであった。つまり青森——盛岡間は、盛岡——一戸——浄法寺——新町——大館——弘前——青森のルートが主張された。もう一つは一般民衆からの反対であった。これらの反対は、大別すると、(1)市民の迷信ないし後進性 (2)土地買収の困難 (3)経済状態の悪化 (4)交通業者の反対というものであった。にもかかわらず現在のような海岸線を通ったのは何故だろうか。この点について小原第

吉は「七戸政界五十年」（『七戸評論』所収）という評論に次のような注目すべき事実を指摘している。

明治拾八、九年に亘り日本鉄道株式会社の事業として、鉄道布設工事を開始するに当り、之れが事務所を東郡大湊（マヅ）に設置し、その監督として鉄道局より技監小川之玄、事務官崑山某を派遣するあり、所謂地方の大帳場所在地なるを以って同地に向つて鉄道線路を野辺地より七戸經由国道筋に引上げの運動として工藤、上崎、高橋氏等、時の唯一の交通機関たる二人挽の人力車を飛ばして陳情、請願する事数回に及びたるも、遂に其の效果なかりしは遺憾の極みなるが、此の間已むを得ざる事情伏在せるものありき、曰く該工事は日鉄会社の経営なるが故に、当地方の株式応募僅少なると一面日鉄の重役にして肥料の大問屋東京深川に家号奥三と称せる奥三郎兵ヱ氏が、八戸の大嘉商店を手先として、北浜の漁粕を一手に取扱ある關係上、我田引水的に現在の如き海岸に近き迂回線を造成せられたる次第なり。

つまり、小原第吉によれば、現在の東北本線が海岸よりになったのは一人の重役の私的利益のためになったということである。このような事実は現在の国鉄路線ルートを決める上でもよく見られることであり、これが真であるとするれば、あたかも公共の利益のごとく粉飾されながら、その実態は個人的利益のためであったということである。しかし、このような個人的利害による路線決定が、のちの七戸町の発展に大いなる阻害要因となったのである。南部地方の内陸部は冬になると陸の孤島と化し、さらに産業の発展にも大いなる支障をきたしていたのである。したがって七戸の町民は、戦前から鉄道敷設のため多大な費用と多くの時間をかけてきた。にもかかわらず、この願いが実現したのは戦後も三〇年代の後半に入ってからのことであった。

二 「南部鉄道」建設問題

大正初期の頃、本県にあっては私設鉄道ブームがあった。特に水力電気の開発から電気鉄道の計画に関心が集まった時期であった。つまり水力電気株式会社が売電のために計画したものが多かったのである。

これに対して「南部鉄道」については、鉄道院において、尻内——五戸——藤坂——三本木——七戸——千曳にいたる予定線を決定し、鉄道網に編入していたのであった。しかしこの計画は実現しなかった。さらに大正七年（一九一八）になると「南部鉄道」建設計画が県議会でとりあげられ、満場一致により政府へ建議書提出となつたのである。

このような県議の動きと連動し、工藤轍郎は大正九年に、請願書（二九七ページ参照）を両院議長に提出し「南部鉄道」の実現を要望している。この請願書によると、南部鉄道は三戸より五戸、三本木、七戸の三町を経て千曳駅に至る事実上南部地方を縦断する計画であった。また、鉄道開通が、当地方の産業発展にとって、いかに重要な意義があるかが強調されている。

さらに大正十一年には、当時上北郡会議長藤島謫は内務大臣水野錬太郎に「三戸ヨリ七戸ヲ経テ千曳ニ至ル鉄道速成ニ関スル意見書」を提出し、鉄道建設の急務なることを要望している。意見書は次の通りである。

三戸ヨリ七戸ヲ
経テ千曳ニ至ル 鉄道速成ニ関スル意見書

県上北郡会議長藤島謫謹テ

内務大臣水野錬太郎閣下ニ左記意見ヲ呈ス

一、東北本線三戸ヨリ七戸ヲ經テ千曳ニ至ルノ国道沿線ニ鉄道敷設ノ急務ナルハ夙ニ政府ノ認ムル所ニシテ本年三月第四十五議會ニ於テ兩院ヲ通過セル鉄道敷設法改正法律ニ拠ル予定鉄道路線路中ニ明示セラル而シテ是ガ速成ヲ期スルノ切ナルガ故ニ第四十四議會ニ於テ該速成請願ハ貴衆兩院ノ採択トナリ次テ建議案モ衆議院ニ於テ満場一致ノ通過ヲ見更ニ本年第四十五議會ニ於テハ前記鉄道敷設法改正法律案ト共ニ該速成建議案ハ貴衆兩院ノ通過ヲ見ルニ至レリ

二、三戸ヨリ七戸ヲ經テ千曳ニ至ルノ道路ハ古来ヨリノ国道ニシテ沿道七戸町、三本木町、五戸町等十五ヶ町村ヨリ成リ人口拾数万其広袤百五十方里ニ及ブ而シテ十和田湖ヲ水源トスル奥入瀬川ヲ始メ多数ノ河川其間ヲ流ルゝガ故ニ物質水量共ニ豊富ニシテ既設事業及将来勃興シ得ヘキ事業多ク追年発達底止スル所ヲ知ラズ

三、三戸ヨリ七戸ヲ經テ千曳ニ至ルノ国道沿線ハ盛岡以北青森以南ニ於ケル第一位ノ米穀産地ニシテ他ニ移出スル穀類年額数十万俵ニ達シ是カ搬出ハ人肩馬背ニ依ルノ一大不便ニ遭遇シツゝアリ

四、此地方ハ所謂我國ノ驢北ニシテ畜産事業極メテ殷盛ニシテ七戸、三本木、五戸ノ三町ニ各産牛馬組合アリ年々産出スル所ノ牛馬老万頭ヲ下ラス秋季二ヶ月間に涉リ牛馬市場ヲ開始シ南ハ九州四国中国北陸関東地方ヨリ北ハ北海道ニ至ル全国ノ買客蟬集シ鉄道ノ設ケナキガ故ニ牛馬運搬等ニ深甚ナル不便ヲ感シツゝアリ

五、原野ニ於テ水田老万数千町歩ヲ開拓スルニ足ルモノアリ又山林ノ如キ面積極メテ広大ニシテ国有林野ニ

於テハ無尽蔵ノ樹木鬱蒼タルモノアリ殊ニ十和田ノ大深林ノ如キ千古斧鉞ヲ加ヘサル良材巨木十数万町歩ニ亘リ其立木総材積九千万石ニ及ブ而シテ此地方ハ造林盛ニシテ至ル所ノ広原ハ青々タル美林ト化シツムアルヲ以テ将来ノ生産ハ計リ知ル可カラザルモノアラン

猶近年価格上騰の結果松杉栗等ノ優良ナル用材盛ニ移出セラレ又木炭ノ生産逐年盛ニシテ沿道産額数万俵ニ及ビ居ルモ交通不便ノ為メ多大ノ不利ヲ受ケツムアリ

六、養蚕業養鶏業及養豚業ハ近年ノ発達著シキモノアリ殊ニ養蚕業ハ最モ此地方ニ適シ収繭年額数万貫ニ及ビ逐年倍加シ来レリ沿道製糸会社ノ設立アリ将来一大養蚕地タルニ至ルベシ

七、政府事業トシテ現ニ三本木、七戸ニ於ケル各軍馬補充部支部七戸ニ於ケル奥羽種馬牧場ノ如キ其規模ノ大ナル其経営ノ盛ナル実ニ刮目ニ値スルモノアリ

八、郡内烏帽子岳、八幡岳、八甲田山、赤倉岳、十和田山ヲ経テ戸来岳ニ至ルノ大山岳ハ満山鉱脈ニシテ金銀銅鉄及石炭等ノ鉱物ニ富ミ現ニ之カ試験ノ許可ヲ得タルモノ数百ノ多キニ達シ其鉱物ノ豊富ナル他ニ多ク其比ヲ見ズ

九、十和田湖ハ海拔二千尺ノ山上ニアリテ周囲拾六里其風光ノ明媚水態ノ絶佳ナル奥入瀬川溪谷ノ幽邃ト相俟ッテ實ニ我国ノ稀ナル所タルノミナラズ之ヲ世界有名ノ観賞地ニ比較スルモ敢テ遜色ナキヲ信ズ現ニ政府モ亦之ヲ認め国立公園ノ候補地ニ選定セラレタリ

十、昨年畏クモ 秩父宮高松宮両皇子殿下十和田御観賞以来内外朝野ノ貴顕紳士ヲ始め一般遊覧客ノ觀光ス

ルモノ俄ニ激增シテ十和田發展史上一新紀元ヲ画シタルノ感アリ随ツテ沿道町村ノ發達著シキモノアリ十一、又十和田湖水ヲ利用セバ数万馬力ノ電氣ヲ数ヶ所ニ起シ得ルニ足り之ガ効力ヲ發揮セバ我東北工業ノ策源地タルニ至ルベシ現ニ著名ノ実業家等其動力を出願シ既ニ其許可ヲ得タルヲ以テ近キ将来ニ於テ一

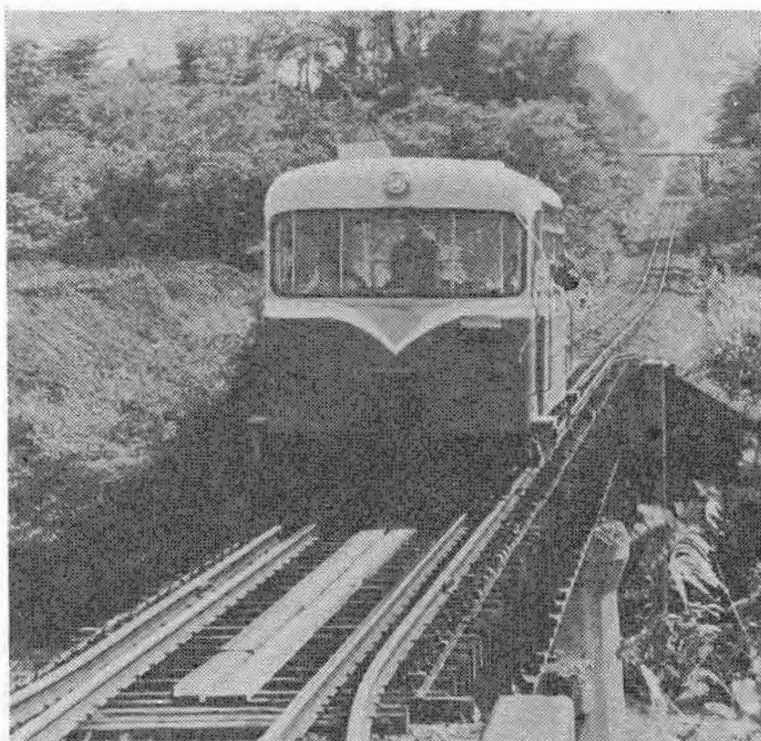
大水力電氣会社ノ實現ヲ見ルニ至ルベシ

以上如斯帝国ノ一大富源地ニシテ且東北振興ノ策源地タル地方ニシテ尚未タ鐵道ノ敷設ナキヲ以テ其物資ヲ運搬スルニハ人肩馬背ニ依ラサルベカラザルガ故ニ其勞働ト時間ヲ空費スルコト多大ナルノ結果万事不經濟ニ陥リ豊富ナル物資モ天賦ノ資源モ之ヲ利用スル能ハザル状態ニアリ思フニ東北ノ不振ハ識者ノ憂フル所ニシテ今ヤ東北振興ノ声ハ朝野ニ滿チ其実行ニ汲々タルモノ、如シ而モ之ヲ実行セント欲セバ我地方則チ三戸ヨリ七戸ヲ經テ千曳ニ至ルノ地ニ鐵道ヲ速成スルヨリ急且切ナルモノナカルベシ苟モ之ヲ速成センカ政府事業ハ勿論民業ニ於テハ電氣事業及鉦山業ノ發達ヲ誘致シ農工業ノ振興駸々乎トシテ進歩ノ域ニ達スベシ是独リ地方ノ富源開發ニ於テ得策タルノミナラズ将来帝国ノ国富ヲ増進スルニ必要避クヘカラサルモノト云ハザルヲ得ズ

不肖謫恐疎ヲ願ミズ意見ヲ呈スル所以ノモノハ真ニ地方ノ發達ト国家ノ福利ヲ増進セント欲スレバナリ希クハ大臣閣下幸ニ明察ヲ垂レ速ニ鐵道敷設可相成様御詮議アラントコトヲ

茲ニ郡制第三十二条ニ依リ本郡会滿場一致ノ決議ヲ經謹而意見書呈出候也

大正十一年七月廿一日



南部縦貫鉄道、レールバス。

内務大臣 水野錬太郎 殿

このように「南部鉄道」計画は、七戸地方の人々にとってだけでなく、今や県下全体の運動になった。しかし、この計画は戦前において実現されることなく、戦後に至ったのである。

青森県上北郡会議長 藤嶋 藹

三 鉱山開発と南部縦貫鉄道

長い間七戸地方の人々が待望した鉄道が戦後になって始めて建設されることになった。南部縦貫鉄道が開通したのは、昭和三七年（一九六二）一〇月二〇日であった。しかし南部縦貫鉄道期成同盟会が結成されたのは一〇年前の昭和二七年七月であり、株式会社設立も昭和二八年一二月であった。この鉄道の開通は地域住民の長年の夢であった。というのは東北本線は太平洋岸をはしっており、上北地方の内陸部は全く交通の便が悪かったのである。また二〇年代後半には砂鉄開発が脚光を浴び、当地方における膨大な地下資源を利用するうえで、鉄道開通が重要な意味をもつ

たからにほかならない。

当初の計画によると、南部縦貫鉄道の区間は東北本線千曳駅から三本木にいたる、まさに南部地方を縦貫するものであった。その計画は次のようなものであった。

南部縦貫鉄道建設計画

建設概要

区間

千曳～三本木間 将来五戸まで延長もしくは他社に於て建設した三本木～五戸間鉄道に

接続

建設料程

二七籽 単線

軌道設延長

約三〇籽

軌間

一米〇六七

最急勾配

千分の二五

曲線最小半径

三〇〇米

施工基面

四米

用地面積

(本線、停車場、踏切、川道付) 四、三五四アール

停車場数

六ヶ所(千曳、坪、天間林、七戸、大深内、三本木)

橋梁延長

一八九米五八(六ヶ所)

溝橋	一一ヶ所
動力	内燃動力Ⅱディーゼル機関車 二両 ディーゼル客車 四両
建物	停車場 一五七坪五合 諸建物 一六五坪（鉄道部、倉庫機関車庫）
旅客及貨物ホーム	延長 四九〇米
通信線路延長	二七杆
通票開閉器	一〇台
建設費総額	三七八、〇〇〇、〇〇〇円

このような計画を実施する上で、その資金調達はどのように行われたか。民営の株式会社であるから、まず第一は関係町村が一定額を出資した。七戸町は昭和二八年九月の定例町議会で、町有林を処分することにより一〇〇〇万円の出資を行った。また関連地域住民に対して株を発行して、出資してもらうという方式がとられた。いわゆる、今日でいう「第三セクター方式」である。また東北開発公社などから融資をしてもらったのである。この結果、昭和三一年七月までに資本金六〇〇〇万円に達し、そのうちの四七〇〇万円が七戸地方から集められたものであった。このことは、この鉄道が地域住民にとって、いかに待望のものであったかのあらわれであろう。

昭和三〇年一月八日第一期工事千曳——坪間の起工式を行い着工した。しかしその後資金難におちいり工事を

中止せざるをえなくなった。昭和三年一二月になると北海道東北開発公庫および青森銀行より三〇〇〇万円の協調融資を得て工事が再会されることになった。三四年頃になると再び資金難におちいり工事中止となったものの昭和三六年二月には東北開発株式会社より六五〇〇万円の出資を受けることとなり、三七年一〇月に二期工事分の坪——七戸間の路線も完成することとなったのである。ついに昭和三七年一〇月二〇日、会社設立から一〇年後、南部縦貫鉄道は開通したのである。しかし当初の計画と異なり、開通したのは千曳——七戸間一五・六キロメートルであり、また会社設立から開業まで一〇年近い歳月を要しているのは、たびかさなる資金不足からであつた。にもかかわらず実現したのは、苦米地義三社長ならびに工藤正六専務の昼夜を忘れた努力と長年にわたる地域住民の熱望によつたものであつた。

昭和三七年一〇月二〇日、開通式にあたって工藤正六は次のような挨拶を行っている。

鉄道開通に当って

南部縦貫鉄道（株）社長 工藤 正 六

昭和三七年一〇月二〇日南部縦貫鉄道は開通いたします。みなさまに喜んでいただきたいと思ひます。その前にこんなにおくれたことをおわび申しあげます。二八年一二月会社をつくってから、もう九年もたつてしまいました。これはみなわたしの無力のためです。

鉄道を会社でやろうと考えてから一〇年、苦勞は覚悟の上で着手したのですから当然であります。この間に、沢山の方々から、本当に涙の出るようなご協力をいただきました。ここで一つ一つ報告したいのです。

があんまり多いのです。わたしは鉄道ととりくんで、一つの教訓をもつことができたことを一番喜んでいます。人はみな誰でも「よい人、善意の人」ばかりだということです。

開通を前にして、わたしは不安でいっぱいです。七戸町民の方々が乗ってくれるだろうか。貨物の運搬に利用してくれるだろうかということです。町内をとおして七戸停車場までくるバスを、運輸省へお願いしていますが、まだお許しをいただけないでいます。大量に貨物を運ぶ人には、線路の側に、倉庫をたてる敷地をお貸ししたいと考えています。みなさまの鉄道でありますから、あそこが悪いここをこうしろとご注意下さい。直します。

鉄道だけでなく、もっと沢山、この地方の発展になる仕事をやりたいと思っています。しかし、もう七戸の人がやっている仕事は、なるべくやらないつもりです。

町民の方は一番よく知っていることですが、わたしは、もうけ仕事か、ヘタです。そういう商売の上手な人を、ご紹介下さい。不安なこと、考えなければならぬこと、いろいろありますが、きょうは、ただもう喜んでいただきたいと思っています。

たびかさなる資金不足にもかかわらず、また開通後旅客運賃だけでは採算はとれないという見込みがあったにもかかわらず開通した背景には、当時脚光をあびていた砂鉄開発との関連があったのである。

戦後の地域開発計画の出発点は昭和二五年に制定され、「国土総合開発法」によって始まった。同法は「国土の自然条件を考慮して、経済・社会・文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発およ

び保全、ならびに産業立地の適正化をはかり、併せて社会福祉の向上に資する」ことを目的として成立した。この国総法計画は、全国総合開発計画、地方総合開発計画、都道府県総合開発計画および特定地域総合開発計画の四種からなるが、全国的規模での開発は高度成長をまたねばならなかった。

しかし、特定地域総合開発計画は、国総法の打ち出した最も有効な計画として、生かされていった。昭和三二年には、いわゆる東北開発三法（北海道東北開発公庫法、東北開発促進法、東北開発株式会社法）が制定され、北奥羽地域が特定地域総合開発計画に指定されるにいたった。この開発方式は地域開発であり、地域の資源を総合的に開発するとともに、その地域の総合的な保全を図るという総合的な面開発方式、いわゆるTVA方式が採用されたのである。この開発計画は、その後の「旧全総」や「新全総」と異なつて、海外資源に依存するのではなく、国内資源を充分に活用しようとする考えを前提としていた。もちろん、これは当時我国が外貨不足にあるという経済状況にあったからにはかならない。

このような背景のなかに七戸地方の砂鉄開発が脚光をあびていたのである。七戸地方には多くの砂鉄が埋蔵しており、砂鉄調査によれば、天間林、七戸地区の第三紀層は南北に一四キロメートルの層をなしている。栗ノ木沢Ⅱ底田には七三〇万トン、同地区南部には五九〇万トン、一ノ坂には五〇〇万トンとなっている。このような大量の砂鉄鉱量を前提として、底田や一ノ坂において砂鉄開発が行われたのである。

底田鉱山は、天間林村底田部落に位置しており、ここで砂鉄が掘られたのは戦前にさかのぼる。たしかな記録はないが、太平洋戦争の始まる前、ここに前川工業という会社が入り、砂鉄を掘り、馬車とトラックで七戸に運

んでいたという。この前川工業は三、四年で退去し、敗戦までそのまま放置されていた。昭和二七年東北電化株式会社が入山し操業を開始した。しかし、翌年には東北砂鉄株式会社にかわり、底田鉱山は東北砂鉄天間林鉱業所とよばれるようになった。東北砂鉄は地元の人々を雇い、さらに山形の油戸炭鉱、北海道の夕張炭鉱から技術者、人夫を集め、採掘を始めた。

生産目標をたてられるようになったのは、昭和三〇年頃であるが、最初は主として粗鉱を掘っていた。ピーク時には地元や北海道などから四〇〇人ほどの人夫を集め、日産七、八〇〇トンの砂鉄を掘り、洗って大湊や八戸市の東北砂鉄精錬所へ運搬した。鉱山から七戸まではトラックで、南部縦貫鉄道が開通してからは鉄道を利用した。

昭和三二年になると三菱鋼業が東北砂鉄の株の大半を買収し、系列下におき電気銑月二万トンを生産する計画をたてた。東北砂鉄は従来、資本金二億円で電気銑の生産は月三〇〇〇〜五〇〇〇トンだったが、資本金を三億円に増資し、砂鉄鉱区を大規模に開発して電気銑の生産量を月二万トンに引き上げるようになったのである。

もともと三菱が砂鉄に着目した理由は、三菱造船や三菱重工業の重要な造機部門の原材料として欠くことのできない砂鉄鋼のもつ、優秀性にあった。

当時、南部縦貫鉄道は資金難にあえぎ、東北開発株式会社に多額の出資を要望していた。昭和三六年に、ようやく東北開発株式会社は六五〇〇万円の出資を決定した。これは南部縦貫鉄道が七戸地方の砂鉄開発の一翼を担うことが前提にあった。事実、縦貫鉄道は東北砂鉄との間で月一万トンの託送を契約していたのである。

東北開発株式会社から出資を得た南部縦貫鉄道は全線にわたり工事を再開し、昭和三七年、七戸地方の人々の長年の夢であった鉄道開通が実現したのである。しかし、営業を開始して三年後の昭和四〇年四月、突如「むつ製鉄」は解散することになり、むつ製鉄実現による年間十数万トンの砂鉄輸送計画を立てた南部縦貫鉄道は挫折せざるをえなくなり、翌年五月会社更生法による更生手続開始申立を青森地方裁判所民事部に申し立てざるをえなくなったのである。このむつ製鉄の空中分解は南部縦貫鉄道だけでなく、七戸地方の砂鉄開発にも大きな衝撃を与える結果となり、底田鉾山も四〇年九月に事実上閉山している。

豊富な砂鉄資源を利用して、製鉄製鋼を行おうとした「むつ製鉄」は昭和四〇年四月二三日の閣議で事業断念と決定された。その理由は経済構造の変動によって採算が成り立たないというものであった。この突然の解散は七戸地方の人々に大きなショックを与え、政治への不信感を一層強める結果となったのである。何故なら、地域住民は、戦後七戸の再興を砂鉄開発と南部縦貫鉄道にかけていたからにはかならない。

このむつ製鉄事業成立の経緯は、青森県が昭和三三年八月に『青森県下北工業地区への砂鉄利用工業誘致に関する意見書』を県議会で可決、砂鉄利用工業の誘致促進ならびに早期建設促進に乗り出したことにさかのぼる。翌年一月、政府もこれを認可、三三年度砂鉄事業準備調査として一億円の事業認可が東北開発会社にあった。以後三五年まで五億円の予算が計上され砂鉄鉾山の買収をはじめ製錬技術の海外調査、工場立地の調査など、経営全般にわたって企業化のための準備がすすめられ、三六年にむつ市に鉄鋼一貫工場を建設することが決まり、用地の測量、地耐力調査など工場建設のための準備が進められた。

さらに三七年には三菱グループとの提携が成立し、三菱製鋼株式会社、三菱鋼材、三菱鋼業、東北砂鉄の四会社による三菱グループの資本参加が実現したのである。三八年には砂鉄事業の企業体を「むつ製鉄」と命名し、正式に認可された。しかし、この頃八幡製鉄の木更津計画が発表され、これによって三菱グループの態度は消極的なものになり、三九年の衆院予算委員会で宮沢経企庁長官は「むつ製鉄の事業認可は今となっては疑問」と発表した。

その後紆余曲折を経ながら、ついに経企庁はむつ製鉄の断念を決定、四〇年四月二三日の閣議に報告し、閣議了解事項となった。このように企業、ならびに政府の一方的な決定によるむつ製鉄の空中分解は県経済に大きな打撃を与えるものとなり、また特に七戸地方の人々にとっては、先述したごとく、地域発展の夢を打ちくたせたととなったのである。

なお、南部縦貫鉄道株式会社設立から現在に至るまでの経過は次の通りである。

昭和二十七年 七月一〇日	南部縦貫鉄道株式会社期成同盟会結成	会長工藤正六氏
二八年 一月二二日	南部縦貫鉄道株式会社発起人会設立	代表苔米地義三氏
二八年 八月三一日	創立事務所長	中野吉十郎氏
	千曳ノ三本木間二七キロの地方鉄道敷設免許さる	

二八年一二月二三日	南部縦貫鉄道株式会社設立登記
	社長 苦米地義三氏
	専務 工藤正六氏
三〇年一月	資本金 三、〇〇〇万円
三〇年二月	千曳く坪間（五キロ）路盤竣工
三三年一二月二三日	資金難により工事中止
三四年一月	北海道東北開発公庫及び青森銀行より三、〇〇〇万円の協調融資を得て工事再開
三六年 二月一五日	資金難により工事中止
三七年一〇月	東北開発株式会社により六、五〇〇万円の出資を得て資金の見通しがつき全線に亘り工事再開
三七年一〇月二〇日	千曳く七戸間一五・六キロ工事完成
三八年 三月	開通式挙行営業開始
四〇年 四月	地方鉄道軌道整備法第三条第一号の認定を得る
四二年 三月	むつ製鉄解散
	会社更生計画認可
	①債務三億七、八〇〇余万円のうち二億五、〇〇〇万円を免除残一億二、八〇〇万円を二〇年間で 弁済
	②資本金一億九、〇〇〇万円を一〇分の一に減資

第六章 南部縦貫鉄道と地域開発

昭和四三年 五月	③新株三、〇〇〇万円を発行し、四、九〇〇万円とす
四三年 八月	④代表取締役遠藤正雄氏を選任す
四四年 一月	十勝沖地震により全線不通
五二年 二月	復旧とともに千曳ノ野辺地間新線完成 会社更生計画変更が認可となる（地震による資金難のため） 大株主の東北開発株式会社が当社経営より離れるため、地元町村主体の経営計画をたて更生計画の変更を再度申請し認可となる

現在、南部縦貫鉄道は、その事業内容を鉄道だけでなく、旅客及貨物自動車運送業、倉庫業、ホテル遊園地その他の娯楽機関の経営、不動産事業、保険代理業、土木建築業、清掃管理事業、食品加工管理事業等々に拡大できようになっていく。資本金は四一五〇万円、株主七戸町、青森県、青森カイハツ、天間林村、東北町、野辺地町、東北砂鉄、京成電鉄、工藤正六等々である。

以上みてきたように七戸の人々の長年の夢であった鉄道は実現したものの、砂鉄開発の後退という国策の変更により、それ以後、苦悩の道を歩まざるをえなかったのである。これは丁度、七戸町勢の戦後の不振の一つの象徴といえるだろう。

第七章 高度経済成長と七戸

第一節 高度経済成長と地域経済

一 高度経済成長

昭和三〇年以降の、いわゆる高度成長は日本経済を文字通り飛躍的に成長させてきたのである。たとえば国民総生産（GNP）をみると、昭和三〇年を一〇〇としたその指数は、一〇年後の四〇年には三三八、一五年後の四五年には六七二で、一〇年間に三倍、一五年間には、実に七倍の成長を達成しているのである。またこの成長率をみると、昭和三〇年から四〇年までの一〇年間で年平均成長率はアメリカ四・四パーセント、西ドイツ五・〇パーセント、イギリス二・五パーセントであるのに対して、我国は一一・九パーセントであり、いかに猛烈な速度で経済が拡大してきたかがわかる。

しかし、この経済成長は鉄鋼、船舶、機械、石油化学、化学肥料等の重化学工業が中心であり、鉄鋼の生産高は、一〇年間（昭和三〇年～四〇年）で四倍、機械工業は六倍、化学工業は三・三倍となり、いわゆる高度工業化社会に突入することになったのである。さらにこれらの産業を支える鉄や石油等の資源は海外から輸入し、海

外依存度は石油九九・七パーセント、アルミ一〇〇パーセント、ニッケル一〇〇パーセント、鉄鋼八八パーセント、銅七六パーセント、と輸入資源大量消費型の産業を我国に定着させたのである。

この成長の要因はいろいろあるが、それらを集約的に述べれば、昭和三〇年代の成長は民間企業の設備投資主導型で、いわゆる「投資が投資を呼ぶ」といわれるように、激しい技術改新の波のなかで各企業は競い合って投資を拡大し、それがまた新たな投資を呼んだのであった。しかし、この設備投資競争は三〇年代で一応完了し、各企業は過剰生産基調へ転換してゆくのである。昭和四〇年代に入ると、オリンピック不況といわれる一時的不況ののち、この過剰資本の処理を輸出の拡大という方向で解決することになる。すなわち四〇年以降の成長要因は輸出主導型によるのである。このことは工業製品の輸出の見返りとして安価な資源、食糧の輸入を一層拡大することになるのである。

輸出主導型の経済は当然、我国の経済を解放化へ進ませてゆくことにより、貿易の自由化、資本の自由化が行した。このような解放体制に対する対応として、産業の再編成が寡占経済の強化、確立というかたちであらわれた。寡占体制の確立は企業間の価格競争が停止され、いわゆる管理価格による価格の人為的操作が行われることを意味する。これにかわり宣伝競争や製品の差別化といった戦略がとられ、さらに大量の下請企業群を形成、支配することによるコスト競争が行われてゆくのである。

一方流通面においては、従来の零細でかつ無数のパイプによって結びつけられていた生産と消費を、大量生産に対応した流通過程の改革が必要となった。この流通革命の先兵として登場したのが大型スーパー・マーケット

であり、これにより大量生産と大量消費は太いパイプで結合することとなり、いわゆる大衆消費時代が登場したのである。しかし、流通のパイプが太くなることは、総合商社や巨大資本による寡占的支配を可能ならしめ、流通過程の寡占化が成立したのである。

このような経済の繁栄と急成長は、一方において物質生活を豊にしたものの、同時に他方ではインフレ、公害、過密、過疎、二重構造の拡大、生産と生活のアンバランス等々さまざまな矛盾を露呈することとなった。つまり高度成長という強力な資本蓄積過程は同時に矛盾の蓄積過程でもあった。

二 高度成長と七戸経済

ここでは、このような急速な経済成長が七戸の地域経済にどのような影響を与えたかを検討してみよう。まず人口の動向を対前回増加率でみると、昭和一五年にはマイナス〇・一パーセントと減少しているが、これは戦争による徴兵等による流出であろう。しかし二二年になると敗戦による引揚者、帰農者等によって大巾に増加し二・二パーセントの増加になっている。このことにより七戸町においても過剰人口をかかえることになったのである。これは敗戦による矛盾を農村に転嫁させることを意味し、失業対策、食糧対策として実施された戦後緊急開拓事業は、まさにその一つの手段であった。

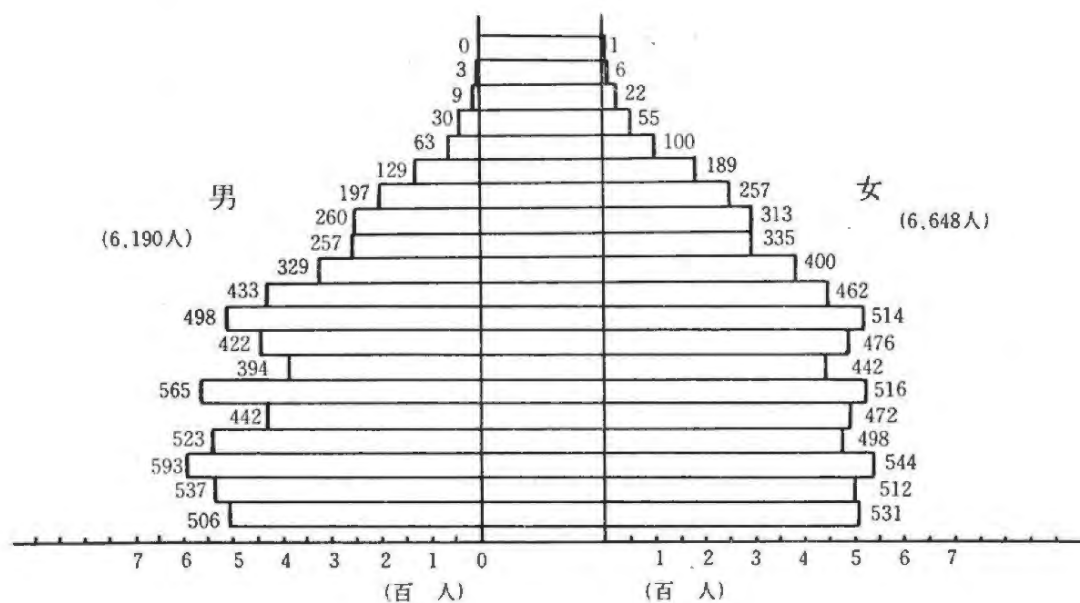
しかし、三〇年代になると太平洋ベルト地帯を中心とした経済成長により、農村の過剰人口が吸収されてゆき、さらに成長が進むにつれて逆に過疎化現象がおきてきたのである。七戸町においても、昭和四〇年にはマイナス

第七章 高度経済成長と七戸

第126表 国勢調査人口、世帯数

調査年次	世帯数 (戸)	人 口			対前回増加率		人口密度 1 ㎢当り (人)
		総 数 (人)	男 (人)	女 (人)	世 帯 (%)	人 口 (%)	
大正 9 年	1,430	8,400	4,078	4,322	—	—	61.4
14	1,561	9,019	4,369	4,650	9.2	7.4	65.9
昭和 5 年	1,664	9,592	—	—	6.6	6.4	70.1
10	1,787	10,385	5,006	5,379	7.4	8.3	75.9
15	1,767	10,377	4,865	5,512	△ 1.1	△ 0.1	75.8
22	2,238	12,685	6,036	6,649	26.7	22.2	92.7
25	2,236	13,207	6,423	6,784	△ 0.1	4.1	96.5
30	2,421	13,908	6,713	7,195	8.3	5.3	102.2
35	2,719	14,069	6,727	7,342	12.3	1.2	103.4
40	2,890	13,161	6,182	6,979	6.3	△ 6.5	96.7
45	3,157	12,946	6,046	6,900	9.2	△ 1.6	95.1
50	3,275	12,795	6,250	6,545	3.7	△ 1.2	94.0

註 但し、昭和25年以前の人口密度は総面積136.85㎢により算出。
50年国勢調査人口は、20%抽出による推計値。



第10図 七戸町人口構成図 (51年1月1日)

第127表 年令3区分国勢調査人口

年 次	幼少年令人口 (0才～14才)		生産年令人口 (15才～64才)		老 令 人 口 (65才以上)		備 考
	総 数	うち男	総 数	うち男	総 数	うち男	
昭和25年	(39.4) 5,204	2,649	(56.3) 7,441	3,540	(4.2) 560	232	不明2
30	(39.6) 5,507	2,761	(55.5) 7,720	3,667	(4.9) 681	285	
35	(37.4) 5,256	2,639	(57.4) 8,074	3,776	(5.3) 739	312	
40	(32.6) 4,290	2,145	(61.7) 8,116	3,718	(5.7) 755	319	
45	(27.7) 3,592	1,825	(65.3) 8,451	3,849	(7.0) 903	372	
50	(26.5) 3,385	1,735	(65.4) 8,370	4,040	(8.1) 1,040	480	20%抽出

註 () は割合。

六・五パーセントと大巾な減少を示し、その後も減少傾向にある。また、その特徴は男女とも若年層の減少率が高いのである。そのことは必然的に高令化を促進することにより、昭和二五年における六五歳以上の老令化率をみると、四・二パーセントにすぎなかったものが二五年後の五〇年には八・一パーセントとほぼ倍の増加となっている。以上のような人口減少と高令化は高度経済成長の影響のあらわれの一つとみることができよう。

次に産業別就業人口の動向をみると、昭和二五年では第一次産業就業率は六〇・九パーセントと圧倒的割合を占めていたものが、五〇年になると三五・八パーセントと、約三分の二に減少している。これに対して第二次産業はほとんど変化なく、昭和五〇年においても一五・七パーセントにすぎない。したがって、一次産業が減少しただけ、逆に増加したのは、第三次産業であり昭和二五年に二八・九パーセントであったものが、五〇年には約二倍の四八・三パーセントと激増したのである。三次産業のなかでも激増した分野は卸売、小売業とサービス業である。

以上のような就業構造の変化は一体何を意味しているのであろうか。結論から言うと七戸経済が消費経済化していることを意味し、地域経済そのものが域外に大きく依存していることにほかならない。つまり七戸経済を支えてきた農業は馬産・養蚕の衰退により大きく後退し、逆に域外より多くの移入品を導入しなければならなくなったことをあらわしているのである。そのことが、第一次産業の後退と三次産業の肥大化となっているのである。また第二次産業のなかでは、特に目立つのは建設業の増大である。これは主として財政投資に依存するもので、農業関連土木、公共投資等の財政投下によるものである。つまり二次産業においても国からの外部資金の投入に依存することになる。結論的に言えば、二次産業、三次産業とも域外に大きく従属しているのであり、それだけ地域経済の自立性が崩壊している結果なのである。それゆえ今後の地域経済の振興方向は、いかに自立性を確立してゆくかが最も重要な課題となろう。

いずれにせよ、地域経済の消費経済化、従属的構造は高度経済成長期につくられた地域の現状である。経済成長が首都圏、太平洋ベルト地帯といった中心部において激しく進行し、農村部は、その中心部に対する周辺部として、労働力供給地、商品市場としてしか位置づけられず、常に中心部に依存しなければならなかったような経済構造が形成されてきたのである。七戸町もその例外ではないということであらう。

三 農業の後退

(一) 農基法農政と農業

就 業 者 数

(国勢調査)

昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
総 数	男	総 数	男	総 数	男	総 数	男
6,106	3,476	5,791	3,210	6,453	3,426	5,975	3,515
3,123 63 2	1,380 54 1	2,826 28 5	1,315 24 5	2,666 41 16	1,190 32 16	2,090 45 10	1,030 30 10
179 305 284	176 288 248	13 335 298	12 292 222	4 570 442	4 495 240	0 540 400	0 480 185
914 69 183 27 778 179 0	507 59 141 24 442 156 0	890 91 225 30 866 183 1	441 62 183 27 472 154 1	1,015 98 242 21 1,145 187 6	462 62 191 18 562 152 2	1,095 115 285 10 1,040 265 75	590 75 255 5 605 225 35

農業就業人口は、全国で昭和三五年に一一九六万人であったものが昭和五〇年には五八九万人となり、五〇・九パーセントの激減となった。高度成長期における労働力供給源は、主として東北地方の農村部であり、成長の前期（三〇年代）では東北南部での人口流出が激しく、それが経済の成長とともに東北中部、北部へと拡大していったのである。さらに、農村における、単なる労働力流出にとどまらず、農家経営の兼業化を押し進めていったのである。昭和三五年における第二種兼業農家率が三三・三パーセントであったものが、昭和五〇年には六二・二パーセントまで拡大している。このことは農家所得の推移にも明確にあらわれており、一五年間（昭和三五年～五〇年）で農業所得が五・一倍になったのに対し、農外所得は一二・三倍にはねあがっている。

他方耕地面積はこの一五年間で約五〇万ヘクタール減少した。この耕地減少は高度成長が生みだした旺盛なる土地

第128表 産 業 別

産 業		昭和25年		昭和30年	
		総 数	男	総 数	男
総 数		5,646	3,234	5,862	3,340
第一産業	農林漁業、水産、養殖業	3,358 77 2	1,583 69 2	3,373 51 3	1,581 45 3
第二産業	鉱建製 設 造 業	1 250 324	0 246 297	18 252 333	17 245 271
第三産業	卸売・小売・金融・運輸・電気・ガス・通信・郵便・娯楽・サービス・不動産・その他	537 41 {207 564 281 4	284 29 {164 311 246 3	665 43 {204 732 187 1	386 34 {167 420 170 1

註 昭和50年国勢調査は20%抽出による推計値。

産調整と農地法の改変による総合農政へと転換されてゆき、一貫して高度経済成長に適応した農政がたらぬかれ
たと言える。また成長下の農業の変貌を見る上で無視できないことは地域開発計画との関連である。昭和三十七年

需要によるものであり、非農用地として造成されていたのである。これにより農地価格はインフレのなかで一五年間に一四倍にもはねあがったのである。また、農業用水においても、都市化、工業化の進展にともない工業廃水や下水の河川排出によって、農業用水の汚染が拡大したのである。

現在、農村は一見すると都市現象のなかで豊かになったようにみえるが、労働力、土地、水といった農業の生産諸条件は崩壊する寸前であると言っても過言ではない。

次に高度成長期における農政を検証してみよう。昭和三十五年以降になると急速な経済の発展に対応して、つぎつぎに農業に対する新たな施策がこころじられた。戦後の農業をもっとも基本的な規定したのが昭和三六年の農業基本法であり、これ以後構造改善事業が実施され、いわゆる構造農政の展開となった。さらに四五年になると米過剰による生

六月には全国総合開発計画、さらに七月には新産業都市建設法が公布され、また昭和四四年には新全国総合開発計画がうちだされ、昭和四六年には農村地域工業導入促進法が成立した。

農業の憲法といわれる農基法の目的は、二〇年代から三〇年代前半に顕著にあらわれてきた農業と他産業との生産性の格差、ならびに従事者の生活水準格差を是正するところにある、そのため(一)大圃区画の土地基盤整備、大型機械体系の導入による農業の近代化をテコにした大規模な「自立経営」を創出すること。(二)農産物の消費構造の変化に対応して、従来の穀物中心の生産から畜産、果樹、野菜等の選択的拡大を行うというものであった。

しかし、この農政は、

数	単位：戸			
1.5～ 2.0	2.0～ 2.5	2.5～ 3.0	3.0～ 5.0	5.0ha 以上
158	122	86	99	5
136	122	80	103	8
121	95	86	135	20
129	101	86	119	25
133	92	94	114	25
123	96	84	127	26
121	103	80	122	23
117	110	78	118	23

農業センサス農業基本調査

単位：戸				
第二種兼業農家				
計	雇用兼業農家			自営兼業農家
	恒常的 勤務	日雇 臨時雇	出かせぎ	
530	195	88	日雇に含 む	247
596	252	104	77	163
539	232	100	52	155
618	319	42	98	159
578	274	62	94	148
652	317	58	129	148
599	282	55	134	128
669	325	93	109	142

農業センサス農業基本調査

むしろ生産性が低くて、自立できない農家を脱農業化させることになり、工業中心の経済成長へ安価な労働力を供給することになった。また選択的拡大はアメリカの過剰農産物に競合しない農産物の生産ということを意味

第七章 高度経済成長と七戸

第129表 経営規模別農家

区分 年次	農家 総数	例 規	外 定	0.3ha 未満	0.3~ 0.5	0.5~ 0.7	0.7~ 1.0	1.0~ 1.5
昭和35年	1,323	—	—	226	146	132	148	201
40	1,267	—	—	183	155	130	159	191
45	1,274	—	—	188	165	151	136	177
46	1,264	—	—	173	185	147	129	170
47	1,238	—	—	167	163	140	136	174
48	1,214	—	—	150	159	145	137	167
49	1,200	—	—	158	155	126	142	170
50	1,235	1	—	200	145	145	144	154

第130表 専兼別農家

区分 年次	総農 家数	専業 農家	第一種兼業農家				
			計	雇用兼業農家			自営兼 業農家
				恒常的 勤務	日雇 臨時雇	出かせぎ	
昭和35年	1,323	332	461	149	178	日雇に含 む	134
40	1,267	250	421	107	181	61	72
45	1,274	263	472	144	157	142	29
46	1,264	209	437	140	98	161	38
47	1,238	198	462	127	122	175	38
48	1,214	182	380	121	113	125	21
49	1,200	195	406	138	115	118	35
50	1,235	178	388	119	140	100	29

し、穀類を中心とした農産物輸入の拡大によって、畑作地帯は大きな打撃をこうむることになるのである。したがって、農基法農政とは、安価な労働力や水、土地を工業へおくり出すという高度成長に適合した農政であったと言えるだろう。

さらに、昭和四五年になると米の過剰問題を契機に総合農政への転換がおこなわれた。この農政は米の生産調政と農地法の改変という二つの柱か

らなっており、特に生産調整、いわゆる減反政策と自主流通米制の導入は、農民の生産意欲を大いに減退させることとなり、農業生産力の破壊となったのである。農地法の改変は農地の取得資格の下限を引き上げ、上限をなくし、耕作権保護を後退させ、借地関係に対する規制を緩和させ、農地の流動化をはかろうとした。しかし、農地の拡大という方向へは進まず、逆に当時出された一連の工業を中心とした地域開発計画により非農地への転用が促進されたのである。

(二) 七戸の農業

員数		単位：人		
自家農以外にのみ従事		なにも仕事をしない		備 考
男	女	男	女	
383	122	248	513	
313	148	231	379	
255	139	213	335	
540	324	333	570	
520	259	387	678	
495	238	373	595	
540	250	364	621	
305	169	245	490	

農業センサス農業基本調査

積		単位：アール	
耕地 総面積	山林	採草 放牧地	土地 総面積
166,309	127,926	14,843	309,078
164,862	128,308	8,095	301,265
176,218	178,567	4,585	359,370
171,350	171,628	16,287	359,265
177,940	174,793	20,382	373,115
175,789	162,942	5,502	344,233
172,072	161,393	7,249	340,714
170,878	174,252	7,030	352,160

農業センサス農業基本調査

戦前の七戸にとって農業は、水田・畑作・養蚕・馬産と非常に重要な役割を果たし、繁栄を大きく支えていたのである。戦後は養蚕と馬産が消滅してゆき、それにかわって肉用牛、乳用牛等が導入されていった。しかし、戦前のように、七戸

第七章 高度経済成長と七戸

第131表 16歳以上就業状態別世帯

区分 年次	総 数	自営農にのみ従事		自営農及び兼業に従事			
				主として自家農		主として兼業	
		男	女	男	女	男	女
昭和35年	5,318	958	2,021	160	19	737	157
40	4,860	789	1,739	239	107	700	215
45	4,835	807	1,632	161	116	856	321
46	4,828	667	1,300	297	181	418	198
47	4,674	616	1,255	281	136	361	181
48	4,504	468	1,175	213	150	576	221
49	4,374	462	1,061	240	172	469	195
50	4,429	505	1,240	240	114	815	306

第132表 経 営 土 地 面

土地 区分 年次	経 営 耕 地 面 積					
	田	畑				樹 園 地
		普 通 畑	牧 草 専 用 地	そ の 他 畑	計	
昭和35年	67,894	89,761	—	919	90,680	7,735
40	71,502	88,023	—	562	88,585	4,775
45	111,958	52,474	6,133	2,880	61,487	2,773
46	107,238	49,070	10,934	1,122	61,126	2,986
47	110,779	54,076	9,836	609	64,521	2,640
48	109,039	51,518	11,416	1,111	64,045	2,705
49	111,927	47,113	9,252	1,163	57,528	2,617
50	111,010	42,579	10,068	3,455	56,102	3,766

経済を支える柱ではなく
なりつつある。高度成長
期に七戸農業がどのよう
に変化してきたかを検証
してみよう。

第一に農家の経営規模
の推移をみると、一ヘク
タール以下の零細農は昭
和二五年では四九・三パ
ーセントであるのが、五
〇年に五一・三パーセン
トに増加している。一ヘ
クタールの中層農は
二七・一パーセントから
二四・一パーセントに減
少、二ヘクタール以上の

・産業中分類別調

(商業統計)

店 数			常時従 業者数 (人)	年 間 販 売 額 (万円)	修 理 料 サ ー ビ ス 料 仲 立 手 数 料 (万円)	商 品 手持額 (万円)	売 場 面 積 (㎡)
規 模 別							
人 10～19	人 20～29	30人 以上					
10			647	115,967	263	14,947	7,883
—	—	—	591	156,400	407	18,077	6,571
11	2	1	933	213,007	1,776	29,026	9,181
5	5		865	299,704	1,111	43,371	14,125
11	3	1	932	350,464	2,070	51,774	12,184
11	1	1	920	409,383	3,288	64,080	21,281
10		3	874	538,323	4,416	77,748	18,401
10		1	77	136,043	120	11,854	—
		1	77	136,043	120	11,854	—
							—
		2	797	402,280	4,296	65,894	18,401
		1	126	71,827	105	23,816	4,172
	6		264	127,203		10,006	6,284
	2		143	20,404	—	—	—
			10	4,695	1,230	1,775	353
	1		67	57,490	1,494	11,405	2,429
	1	1	187	120,661	1,467	18,892	5,163

上層農は二三・六パーセントから二六・六パーセントへ増加している。このことは一〇二ヘクタールの中層農が減少し、それが、より下降するものと上昇するものに分解したことをあらわしており、いわゆる両極分解化傾向

がみられるのである。これは高度成長期の特徴で、中層農は完全に脱農化もできず、かといって農業でも自立できないため、分解せざるをえなかったのである。ただ七戸の場合他の地域と比較すると、下層農の増加率が少ない所に特徴があるといえる。

次に専業別をみると、専業農家は大中に減少してゆき、昭和五〇年では、わずか一四・四パーセントにすぎない。これに対して第二種兼業農家は増大してゆき、五〇年には五四・二パーセントと、過半数をこえて

第133表 商業調査年次別

年次 産業分類	項 目	商 店 数			商 従 業 者		
		法人・個人別			従 業 者		
		計	法人	個人	人 1～2	人 3～4	人 5～9
昭和 37 年		222	16	206	189		23
	39	200	—	—	—	—	—
	41	268	26	242	161	58	35
	43	250	29	221	141	59	40
	45	276	35	241	156	60	45
	47	282	36	246	160	70	39
	49	259	39	220	145	64	37
昭和 49 年	卸 売 業 計	10	4	6	2		7
	一般卸売業	10	4	6	2		7
	代理商・仲立業計	249	35	214	143	64	30
	小売業計						
	各種商品小売業						
	繊維・時物・身のまわり品小売業	29	7	22	10	13	5
	飲食料品小売業	95	6	89	66	18	5
	飲食店	59	4	55	41	12	4
	自動車、自転車小売業	5	1	4	2	1	2
	家具・建具、什器小売業	13	7	6	3	4	5
	その他の小売業	48	10	38	21	16	9

いるのである。このことは農業では自律できないため、他産業への就業を高めた結果なのである。

労働力の流出形態をみると、一兼農家では日雇・臨時雇・出稼ぎといった比較的農業依存の強い流出が多いのに対して、二兼農家の場合は恒常的勤務という農業依存の弱い流出形態が多い。これを就労の安定度でみれば前者は不安定であるのに対して後者は安定度が高いことになる。

ただ、当町の場合、他の地域と比較してみると自営兼業農家の割合が高いのは、七戸が農村内商業都市という性格から商業との兼業が高く、また林業との兼業もあることによる

ものと思われる。

第三に農家労働力の動向をみると、農家戸数はさほど減少しないのに対して、労働力は大巾に減少し、二五年間で八八九人の減となっている。また農業労働力の男女構成比をみると女性の割合が高く、二倍強となっている。つまり、このことは農業労働力の減少と女性化、さらには高齢化を意味することになり、労働力弱体化傾向が著しいのである。

第四に土地利用の状況をみると水田が最も大きい割合を占めている。年次別にみると昭和四〇年から四五五年にかけて大巾に水田面積が増えているが、当時青森県は開田ブームにあり、土地改良事業の推進もあって大巾に増大した。特に南部地方は旧米畑作面積の割合が高かったものの、穀類を中心とした農産物輸入の拡大により不振をつづけていた。そのため上北地区では、時にはジャージー種牛の導入や、フジ製糖の誘致によるビートの作付などが行われたものの、いずれも定着せず、結局農家は最も安定している稲作に依存せざるをえなくなり、それが開田ブームとしてあらわれたのである。しかし、そのことが、今度は過剰米問題をひき起こすことになり、昭和四五年の減反政策となったのである。このことは七戸の農家にも大きなショックを与えることとなり、この時期に専業農家率も減少し、水田面積も縮小することとなったのである。つまり、農家はそれだけ依存を弱めることになり、他産業への就業を増大することになったのである。しかし、安定的就労機会の少ない当地方においては、出稼ぎや日雇、臨時雇といった不安定な就労をせざるをえないのであり、あるいは町内や近隣の都市の主として三次産業に就労することになるのである。

四 零細な商業

七戸町は農村内商業都市として基本的に規定することができ、特に戦前においては近隣の農村からの農産物の集散地でもあり、たびたび市場が開催されていた。しかし、戦後になると、町勢そのものが後退してゆくなかで商業そのものの活動も沈滞していった。特にモータリゼーションが進行するなかで、買回品等は十和田市、八戸市、青森市商圈に依存する傾向が強くなり、七戸商業をとりまく条件は極めて厳しいものとなっている。

商店そのものも、さほど増加しておらず、大部分が従業者一人〓二人の零細な個人経営である。また小売店の業種をみると、食料品、飲食店という最寄品的性格が強く、買回品の小売店は非常に少ない。したがって消費者の町外流出へつながってゆくのである。また卸売業の集積が極めて少ないことは、町外からの商品の流入に大きく依存していることを意味し、それだけ七戸商業の地盤を沈下させている原因となっているのである。

第二節 農村の都市化

一 市町村合併問題

昭和二八年（一九五三）一〇月一日、町村合併促進法が施行され、それにより県内においても一六三市町村であつたものが六八市町村に減少したのである。

このような町村合併が促進するなかで、七戸町は青森県町村合併計画案に対して次のような意見書を提出して

いる。

青森県町村合併計画案に対する意見書

地方自治法第八条の二第二項により別紙青森県市町村合併案に対する意見を提するものとする。

七戸町の意見

七戸町、大深内村、天間林村、浦野館村の一町三ヶ村の合併が適当である

昭和二九年八月三〇日提出

上北郡七戸町 工藤正六

県の合併計画案は七戸町に隣接した大深内村を三本木町へ合併するというものであった。しかし大深内村においては賛成派、反対派があい対立することになった。特に大深内大字大沢田字北野のほか五部落は、三本木町との合併は反対であり、産業上及び社会的見地から、七戸町との合併が合理的である旨、次のような請願書で県に提出した。

三本木市大字大沢田字北野外五部落を

七戸町に編入、地域境界変更促進方請願

趣旨

一、地域

元大深内村字北野、大沢田、芋久保、下町、五十貫田、豊良の六部落は、七戸町より一・五軒の地域に

あって、交通は、南北に開通する隣接の地であります。

一、水利関係

荒屋平土地改良区水利について最も多く、その灌漑面積は、四〇町歩で耕作面積の一〇％にあたり、七戸町とは、不可分の関係があります。

一、産業経済

農業経営に最も大切な牛馬等に関しては、七戸町畜産農業協同組合を初め、七戸地区養蚕農業協同組合等に殆んどが依存している状態であり、外に七戸地区商工会を利用する住民は、年々多くなり、日常の家計生活にも大きな関係を持って居ります。

一、教育

古来より、部落住民は、七戸小学校を母校としてその恩恵に浴し、近年においては、七戸中学校及び県立七戸高等学校に、多数の子弟を進学させております。

一、風俗習慣

部落は、姻せきにおいて七戸町住民との婚姻が多く、七戸町に多くの知友を有し、且つ血縁関係は絶対の繋りと同一の風俗習慣をもっており、菩提として、七戸町の瑞竜寺、金剛寺の檀徒であります。

一、民生・消防

民生においては、七戸町外一市三カ村隔離病舎は勿論のこと、青森県厚生農業協同組合連合会七戸病院

等の利用が多く、また一朝有事の水火災等に至っては、常備消防の設置されております七戸町消防団の利用は地理的条件からして、その応援を得ること多大であります。

一、結論

以上最も関係の深い点を申し述べ細部については、別表を添付いたしました。第一に地形的に七戸町へ近接であること。第二に産業の面において、専業農家多数が耕作面積を七戸町近接に保有し、生産物の交換も、七戸町市日を利用する等日常生活を通じて、産業取引欠くことのできない関係にあること。第三は水利関係において、荒屋平土地改良区を通じて、夫々密接な関係を持っている以上一層緊密な連繋の下に、その適切な運用を計らなければならないこと。第四に教育の面においては、益々その進展を計る必要に迫られていること。第五は風俗習慣等であります。古くから最も関係の深い七戸町とは、社会的には勿論のこと地形、土地の自然的条件に適合している。

以上、私達住民は、私心にとられず現状及び将来を勘案いたしまして、部落住民は挙げて七戸町へ編入の措置を下さるよう念願して居ります。

何卒、御賢明な御処置を以て、七戸町への編入を実現させて下さるようお願いいたします。

昭和三十一年 月 日

北野部落代表

三本木市大字大沢田字北野

大沢田部落代表

三本木市大字大沢田字大沢田

築場末三
佐々木清蔵
水尻勇助

芋久保部落代表

三本木市大字大沢田字芋久保

築場佐次郎
築場太郎助
築場与三郎

下町部落代表

三本木市大字馬洗場字下町

小田影春
山田鶴松

坪定則
芋田三太

五十貫田部落代表

三本木市大字洞内字五十貫田

小笠原 重之助

小笠原 兼 吉

豊良部落代表

三本木市大字洞内字豊良

中 野 孫太郎

このような動きに対して七戸町も県に対して次のような意見書を提出している。

青森県市町村合併計画案のうちに、

三本木町と大深内村とを合併する計画があるが、その計画中大深内村の、七戸町近接地域をも三本木町に合併することは、適当ではない。

大深内村が、解消する場合で、七戸町近接地域で、その住民の多数が、七戸町に合併する意志を有する時は、七戸町はその地域を編入する用意がある。

その理由

1、この近接部落は、地理的にも、七戸町に近い。

七戸中学校に、入学している生徒を多数出している部落さえある。

2、部落民は、部落民の集会などを通し、現状維持、然らずんば、七戸町合併の意志を表示している。

県はこの意志を無視している。

3、七戸地域の土地を耕作し、七戸町の水利組合に入り七戸町商人と交易し、七戸町店舗、銀行などを利用し、七戸町の寺院の宗徒であるなどの、経済、宗教、文化の伝統を県は考慮していない。

大深内村では賛成、反対、意見のみだれるなかで、昭和三〇年一月一八日の臨時村議会において反対派欠席のまま、合併案を確定した。その後、この議決をめぐって対立が激化したが、県はこの議決を有効としたのである。当時の町村合併が住民の意思や地域の歴史、文化を無視して強行されたところに、多くの矛盾を内包させる原因にもなった。

七戸町は戦前から経済的にも、文化的にも大深内村、天間林村、浦野館村と深い結びつきをもっていた。しかし今回の町村合併において、合併を実現できなかったことは、その後の町発展の一つの阻害要因となったと言える。

二 広域行政と都市化

(一) 広域生活圈と広域行政

高度成長は多くの矛盾を露呈した。公害の発生、土地利用の混乱、生活施設の不足、過密・過疎の発生等、地域社会に大きな混乱を生みだしたのである。

そこで、昭和四四年（一九六九）には高度成長前半期の行詰りを打開するものとして「新全国総合開発計画」が登場した。先の旧全総が工業開発をテコとする経済開発であるのに対し、新全総は工業開発に社会開発的側面を加え、国民の全生活過程をも開発整備の対象としたのである。

新全総では工業開発と矛盾しないような地域社会、つまり工業開発に適応した地域社会の再編が課題となった。そのためには地域社会における外部経済の集積が必要であり、それは一般に行政、文化、商業、金融、通信、情報などの都市機能を意味していた。これらの具体的施策は広域生活圏の形成となってあらわれた。

新全総における広域生活圏構想は、自治省の「広域市町村圏」や、建設省の「地方生活圏」として具体化されていった。

新全総によれば「地域開発の圏域としては、生活圏がその基本となる」、「現在わが国土は、四〇〇〇五〇〇の生活圏によって構成」されており、将来においては、モータリゼーションの普及にともない生活圏が広域化するので、この広域生活圏を一次圏として国土を再編し、「一次圏を地域開発のための基礎単位と考え、一次圏ごとに、それぞれの特性にもとづいて、自主的な地域開発計画を策定する」ことが必要だとしている。

また、自治省の「広域市町村圏振興整備要綱」によれば、広域市町村圏は「市町村が共同して、道路、消防救急、医療、清掃、教育文化、社会福祉等の日常生活に必要な行政サービスの整備」を目的とするもので、さらに「地方都市およびその周辺の農山漁村地域を一体として形成されつつある日常社会生活圏を行政の場として、市町村の広域行政を一体的総合的に行う」ことによって行政の広域化、効率化、すなわち合理化を推進しようとい

うものである。これによって「公共施設の整備が図られ住民サービスが向上するとともに、国土の均衡ある発展と過密・過疎問題の解決にも資することになる」というものである。

先に述べたように、この生活圏構想は工業の地方分散を前提とした、地域の再編であり、近代化である。そのため多くの問題を残すものとなったのである。第一に、上からの生活圏づくりであり、政府の人為的集権的な行政区域の再編として行われた。このため、地域が長い歴史のなかで作り上げてきた生産と生活の場としての地域社会を全く無視してしまうことになった。第二に、生活圏の広域化そのものが、住民にとって不便を増すものになっており、日常生活圏のなかで生活が充足されなくなってしまった。第三に病院や学校を統廃合して社会資本の合理化を行うということであるが、これは、もっぱら財政の効率から考えられており、社会資本本来の意味からすれば従来の居住圏内に充実すべきであろう。

(二) 広域行政と中部上北広域事業組合

七戸町が加入している広域事務組合は、郡市の区域以内に限り当町に事務局を置くものを挙げると、教育・福祉さらに医療・衛生・防災・産業・土木など広範な公の施設を管理運営するものであって、その組織体には、一三市町村にわたるものと四町村で行うものと二つの事務組合に統括されている。すなわち上北地方教育・福祉事務組合と中部上北広域事業組合がこれである。

昭和四七年（一九七二）四月一日より、中部上北広域事務組合と名称を変更し、新たに発足したのであるが、これは公の施設を多様に設置し管理する組合である。この組合が管理するものは中部上北清掃センター、八幡岳

放牧場、公立七戸病院隔離病棟、公立七戸病院、公立七戸火葬場、松風荘（特別養護老人ホーム）、学校給食共同調理場、教育委員会指導室、公立七戸消防署、公立天間林碎石場、と多様である。

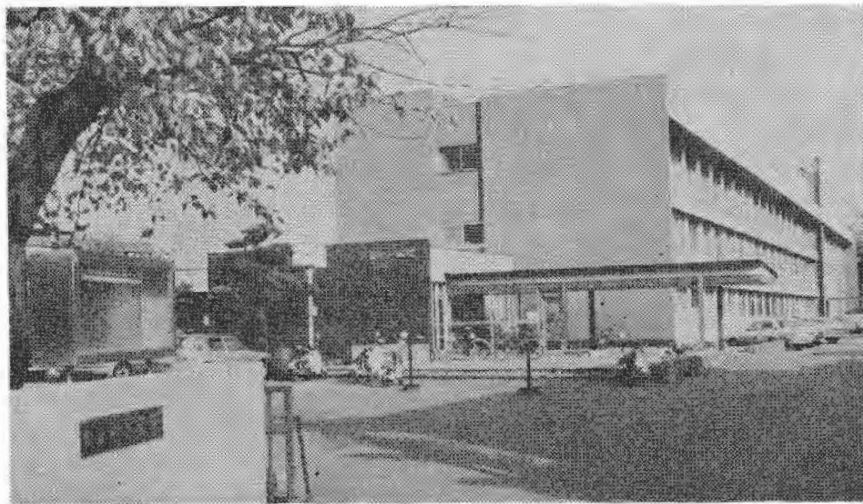
この組合の内容をみると、第一は、民生部門である。特別養護老人ホームを運営し老人福祉事業を行っている



公立七戸消防署



事 務 局



公立七戸病院

る。その規模は、一一〇人を収容でき、敷地は一万八五〇〇平方メートルあり、職員四九人が奉仕している。第二は衛生部門で伝染病隔離病舎、病院、火葬場等が設置され運営を行っている。第三は消防部門で七戸消防署には職員二人、司令車一台、自動車ポンプ三台、救急車一台を置いている。その他天間林分署、上北分署、東北分署があり、それぞれ一人の職員を配置し、自動車ポンプ二台ずつをおいている。第四は、教育部門で、教育指導室を設け、学校給食センター、栄養指導センター及び青年の家に関する運営を行っている。第五に、土木部門であるが、碎石場があり、一日三〇〇立方メートルの碎石を生産し、関係町村の道路補修用その他の骨材に供給している。またモーターグレーダー一台を備え道路の補修や冬期間の除雪の役割を果たしている。

上北地方教育・福祉事務組合は、昭和四一年一月一日に発足し、上北郡全市町村の事務組合となっている。初め精神薄弱児の収容を行い、施設の規模は一〇〇人を収容でき、敷地は二万六二三〇平方メートルで、専任職員三人、嘱託その他九人が奉仕して来たが、その後に視聴覚ライブラリーと青年の家の移管があり、さらに精神薄弱者収容施設二つを新しく加えている。なお、中部上北広域事業組合の沿革は次のとおりである。

第一三四表 組合の沿革とその施設

年 月 日	官 公 記 事 と 説 明
昭和二年 六月二〇日	指令第六五〇六号で青森県知事の許可があり、かねて次の町村長が協議して案を各町村会に付議してあった七戸町外三カ村隔離病舎組合規約の施行を見た。 青森県上北郡七戸町・天間林村・浦野館村・大深内村

同 一三年 二月 四日	組合会が開催された。			
	町村長 四名			
	町村会議員 九名			
	七戸町三名	浦野館村二名	天間林村二名	大深内村二名
同 一三年 七月二九日	仙台簡易保険局から隔離病舎新築のため起債二万円許可された。			
同 一三年 一二月三〇日	隔離病舎落成。その規模は後で増築された分を含めて三二床三六二坪の木造平屋建を持つに至った。			
	当初の経費収支は次のとおりであった。			
	経 費		収 入	
	建築費 二三、六二〇円		起 債 二〇、〇〇〇円	
	設計費 五〇八		県補助 三、九三六	
	その他 七二八		町村負担 九二〇	
	計 二四、八五六		二四、八五六	
同 二八年 三月	組合に上北郡甲地村が新たに加入した。			
同 三一年 三月	大深内村が十和田市となって本組合を脱退。			
同 三九年 四月	隔離病舎を永久建築とする議決を見た。			
同 四〇年 三月	建築落成 二七床 一七四坪			
	ブロック鉄筋造一部二階建			

同 四 一 年 四 月 一 日		
経費		
建築費	一三、五〇〇、〇〇〇円	
設計費	四〇〇、〇〇〇円	
備品費	六一一、〇〇〇	
その他	三〇〇、〇〇〇	
計	一四、八一、〇〇〇	
収入		
起債(国民年金)	六、〇〇〇、〇〇〇円	
県補助	六、六六八、六六六	
町村負担	二、一四二、三三四	
計	一四、八一、〇〇〇	
規約変更が許可されて七戸町外三カ町村病院組合となり構成町村の名称の変更などを整理すれば次のとおりである。		
七戸町 天間林村 上北町(旧浦野館村) 東北町(旧甲地村)		
隔離病舎の管理の外病院(公立七戸病院規模鉄筋コンクリート造三階建)管理経営をすることになった。		
一般病床	一三六床	
結核	四一	

同 四七年 四月 一日

計 一七七

二、〇九六坪

中部上北広域事業組合という名称の変更があった。規約変更手続後の構成町村は従前のとおり七戸町、天間林村、上北町、東北町の四カ町村で、病院、隔離病舎、消防署及び分署三（上北町上野地内一、東北町乙供地内一、天間林村天間館地内一）計三分署（広域消防を目的とする事業を加え、更に老人福祉事業、教育事業等を共同運営するところの幅広い事務組合となった。事業を公の施設所在地名称

特別養護老人ホーム・松風荘 東北町乙供

公立七戸病院 七戸町影津内地内

隔離病舎 七戸町影津内地内

火葬場 七戸町太田山

碎石場 天間林村白石地内

消防署 本部七戸町影津内

学校給食センター 天間林村道上地内

栄養指導センター 天間林村道上地内

青年の家 小川原湖青年の家 上北町ぼだいじ地内

上の規模は特別養護老人ホームは現在五〇人収容施設を倍にするため、目下建築進行中である。一〇〇名の特養老人ホームの実現も春ともにある。学校給食は一万食の給食能力施設である。なお、乳肉増産のため共同牧場三〇〇ヘクタールをこの町村の組合で共同管理する予定。

第三節 農村の工業化

一 農村地域工業導入促進法の成立とその背景

昭和四六年（一九七一）六月、「農村地域工業導入促進法」が「農村地域への工業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従って、その導入される工業に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資する」（「農村地域工業導入促進法」第一章）ことを目的として制定された。

これは農業振興地域、過疎村を対象として①税制上の優遇措置、②金融上の措置、③施設の整備、④職業紹介の充実、⑤農業構造改善の促進、⑥農地法による処分についての配慮等の措置を講ずることによって成長性の高い工業を導入しようとするものである。

「農村地域工業導入促進法」（以下「農工法」と略す）が成立してきた背景を戦後の地域開発計画との関連で述べてみよう。戦後の地域開発の本格化は昭和二五年（一九五〇）五月に制定された「国土総合開発法」に始まる。この「国総法」は「国土の自然条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発し、及び保全し、並びに産業立地の適正化を図り、あわせて社会福祉の向上に資する」

ことを目的とし、具体的には全国を九ブロックに分け、首都圏、近畿圏、中部圏については、人口および産業の過度集中に対し、圏域内を広域的に整備しようとするものであり、それ以外のブロックにおいては資源の総合的な開発を進めようとするものであった。

それぞれの開発計画は昭和二五年から四一年までの間に、つぎつぎと打ち出され、最後に「全国総合開発計画」が登場するのである。この計画は昭和三六年の「所得倍增計画」を基礎として生まれ、いわゆる「拠点開発方式」によって都市の過大化を防止し、地域間格差を是正しようというものであった。その具体化は「低開発地域工業開発促進法」（昭和三六年）、「新産業都市建設法」（昭和三七年）、さらに、この新産都市を補充するものとしての「工業整備特別地域整備促進法」（昭和三九年）の制定によって実施された。しかし、これらの計画実施の結果は公害の発生、土地利用の混乱、生活施設の不足、過密・過疎の発生を招き、地域社会に混乱を起すものとなった。

さらに、昭和四四年には高度経済成長前半期の行詰りを打開する役割を担って「新全国総合開発計画」が登場した。先の「旧全総」が工業開発をテコとする経済開発であるのに対して、「新全総」ではそれらに加えて社会開発的な側面が盛りこまれており、国民の全生活過程をも開発整備の対象としたものと言える。

しかし、その手段は依然として拠点開発方式であり、より一層改良充実する方向で考えられている。すなわち「中枢管理機能の集積と物的流通との機構とを体系化するための全国的なネット・ワークを整備し、各地域の特性を生かした自主的、効率的な産業開発プロジェクトの計画・実施によって全国土の利用を均衡のとれたものに

する」とともに、さらに「生活環境の国民的標準を確保するための広域生活圏」を設定することが謳われた。

「旧全総」、「新全総」において共通しているものは、従来の農林漁業にかわって、工業開発を優先させ、日本列島を工業基地化させるところにあった。「旧全総」では拠点開発方式による重化学工業化をねらったものであるが、地域社会と工業化との間にさまざまな矛盾が生じてきた。したがって「新全総」では矛盾が生じないように工業開発に適応した地域社会の再編が課題となった。そのためには地域社会における外部経済の集積が重要であり、それらは一般に行政、文化、商業、金融、通信、情報などの都市機能を意味するのである。そして工業開発に適した地域社会の再編として考え出されたのが「広域生活圏」の形成であった。

この広域生活圏構想を具体化したものが自治省の「広域市町村圏」であり、かつ建設省の「地方生活圏」の構想であった。「新全総」によれば、「地域開発の圏域としては、生活圏がその基本となる」、「現在、わが国土は、四〇〇〇～五〇〇〇の生活圏によって構成」されているが、将来においては、モータリゼーションの普及により、生活圏が広域化するので、この広域生活圏を一次圏として国土を再編し、「一次圏を地域開発のための基礎単位と考え、一次圏ごとに、それぞれの特性にもとづいて、自主的な地域開発計画を策定する」ことが必要だとしている。

また、自治省の「広域市町村圏振興整備要綱」（昭和四五年）によれば、広域市町村圏は「市町村が共同して道路、消防救急、医療、清掃、教育文化、社会福祉等の日常生活に必要な行政サービスの整備」を目的とするものであり、さらに「地方都市および周辺の農山漁村地域を一体として形成されつつある日常社会生活圏を行政の

場として、市町村の広域行政を一体的総合的に行なう」ことによって行政の広域化、効率化、すなわち合理化を推進しようというものであり、これによって「公共施設の整備が図られ住民サービスが向上するとともに、国土の均衡ある発展と過疎・過密問題の解決に資することになる」というものである。

このような生活圏構想は、先に見たように工業の地方分散のための前提条件として、地域の再編、地域の近代化というなかで考えられたものと言える。

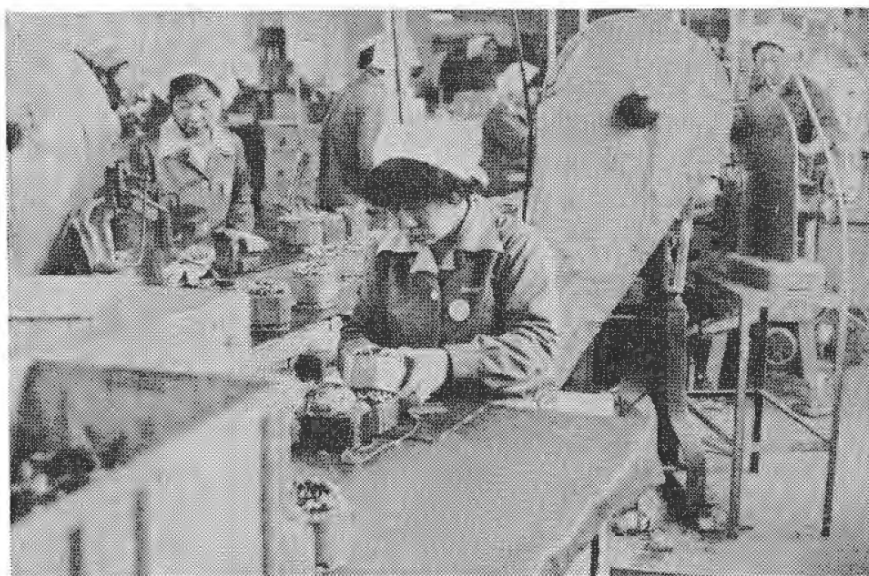
以上、見てきたごとく、「新全総」における広域生活圏構想は都市型工業の分散のために、地域を都市型工業の成立にとって最低必要な都市的機能（外部経済の蓄積）を整備する意味をもっていた。このような受け皿の整備にもなつて、都市型工業の地方分散を推進する手段が昭和四六年に制定された「農工法」なのである。「農工法」は工場をきめ細かく農村地域、過疎地域に導入し、同時に「広域生活圏」構想によって農村の近代化をおしすすめようとするものである。

このような一連の地域開発の背景に流れている発想は、過密・過疎問題、都市・農村問題という地域の社会開発的側面を工業配置政策とからめて処理するところにあり、地域の再編成、近代的整備が工業配置推進の前提条件であり、また工業再配置の実現によって地域の近代化が実現するものとなっているのである。すなわち、一方が他方を手段としながら相互補完的に機能するしくみになっている。

以上のような意味をもつ「農工法」は、昭和五〇年度を目標年次として実施計画が策定されたが、昭和五二年には、さらに昭和五五年度を目標として新たな基本計画が定められた。

二 七戸町工業導入実施計画

「農工法」の制定により、七戸町は昭和四八年に「七戸工業地区農村地域工業導入実施計画書」を策定した。これによると、七戸町の現状をつぎのように把握している。①米作においては生産調整と価格の停滞的推移により、



青森ゼネラル機七戸工場



サンヨーソーイング機青森工場

農業所得の伸びが鈍化してきている。②むつ小川原開発計画等によって地価の高騰をまねき、農業経営の規模拡大が進まぬこと。③以上のことにより農家の農外所得依存度が強まってきていること。このような現状においては所得の向上を農業内部だけで解決することは難しいため、工業を導入することにより就業機会を創出し、出稼ぎの解消、学卒者の地元定着化を推進してゆくものであると述べてい

る。また、農業との関係においては「農工一体化」論を前提にし、工業は農業構造改善によって派生する余剰労働力を吸収し、終局的には離農転職が進む。その結果、労働力移動の円滑化がはかられ、農地等の流動化も促進され、規模拡大及び自立農家の育成が助長されると述べている。

このような意図のもとに、七戸町字荒熊内に普通畑一二万五一四八平方メートル、山林六万九八五二平方メートル、合計一九万五〇〇〇平方メートルを工業用地として造成したのである。同地区には、すでに大島電子工業株式会社が昭和四二年に誘致されており、トランジスター・ラジオ用コイルを製造している。また同地区は国道4号線の沿線にあり交通条件が比較的恵まれており、天間林村にも近接しているところから労働力の円滑な吸引が可能であるなどの利点がある。

「実施計画書」によると、導入すべき工業の業種と規模は付加価値が高く、将来とも安定成長が見込まれる業種で、また中高年齢層の適応部門をもちえるものと規定している。具体的に食料品製造業、衣服その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業、電気機械器具製造業、精密機械器具製造業等のなかから選択するとしている。また導入すべき工業の規模は次の通りである。

- (1) 用地面積 一九五、〇〇〇 m^2
- (2) 雇用期待従業員数 一、〇〇〇人(男四〇〇人 女六〇〇人)、このうち五三％は農業従事者から
- (3) 導入企業による工業出荷額(昭和五〇年度 七、五〇〇百万円)

また、同計画によると工業導入と相まって促進すべき農業構造の改善目標を次のように掲げ、その目標年次を

昭和五〇年といた。

目 標 営 農 類 型

類 型	経営農用地等面積		労働力構成		資 本 装 備		農 業 所 得		備 考
	現 況	目 標	現況	目標	現 況	目 標	現況	目標	
水 稻 専 業 経 営	ha 頭 水 田 2.5	ha 頭 水 田 4.0	人 2.5	人 基幹 2.0	トラクター 防除機 脱穀機	大型トラクター一式、自走式コンバイン、育苗施設、田植機、動力防除機、ライスセンター	千円 1,298	千円 2,077	S47価格 $\frac{540kg}{10a}$ 148円/kg 所得率 65%
酪 農 専 業 経 営	畑 2.0 草 地 4.0 乳 牛 10	畑 3.0 草 地 7.0 乳 牛 20	2.5	基幹 2.0	畜舎、サイロ ミルカー トラクター	畜舎（スタンション方式） 大型トラクター 飼料生産調整用機械一式	1,139	2,279	S47価格 $\frac{4,500kg}{頭}$ 50円/kg 所得率 45% (仔牛)
水 稻 乳 牛 複 合 経 営	水 田 1.5 畑 0.4 草 地 0.6 乳 牛 5	水 田 2.0 畑 0.6 草 地 1.2 乳 牛 10	2.5	基幹 2.0	水稻専業及び酪農専業経営と同じ	水稻専業及び酪農専業経営と同じ	1,348	2,153	同 上

水稻、肉牛（肥育）複合経営	水 田 1.5 畑 0.2 草 地 0.5 肉 牛 5	水 田 2.0 畑 0.4 草 地 1.0 肉 牛 2.0	人 2.5	人 基幹 2.0	水稻は專業経営と同じ 牛舎（踏込）	水稻は專業経営と同じ 牛舎（コンクリート床）	千円 1,144	円千 2,136	$\frac{550kg}{\text{生体量}}$ 歩留 50% $\frac{700円}{kg}$ 所得率 38%
水稻、肉牛（繁殖）複合経営	水 田 1.5 畑 0.4 草 地 0.6 肉 牛 3	水 田 2.2 畑 0.8 草 地 1.2 肉 牛 12	人 2.5	人 基幹 2.0	水稻は專業経営と同じ 牛舎（踏込） 種雄牛（共同）	水稻は專業経営と同じ 牛舎（コンクリート床） 人工授精	千円 1,019	円千 2,102	$\frac{120千円}{\text{♀}}$ $\frac{80千円}{\text{♂}}$ 所得率 80%
水稻、肉豚複合経営	水 田 1.5 畑 0.2 肉 豚 25 (常時)	水 田 2.0 畑 0.3 肉 豚 100 (常時)	人 2.5	人 基幹 2.0	水稻は專業経営と同じ 木造豚舎	水稻は專業経営と同じ 軽量鉄筋、ブロック豚舎、糞尿処理施設 バキュームカー	千円 1,054	円千 2,138	回転率 2.5回 事故率 0.03% 歩留り 56.7% $\frac{400円}{kg}$ 所得率 20%
水稻、繁殖豚複合経営	水 田 1.5 畑 0.2 繁殖豚 5 (常時)	水 田 2.0 畑 0.3 繁殖豚 12 (常時)	人 2.5	人 基幹 2.0	同 上	同 上 人工授精	千円 1,211	円千 2,075	$\frac{18頭}{\text{繁殖豚}}$ $\frac{8,000円}{\text{仔豚}}$ 所得率 60%

水稲、やさい (長いも)複合 経営	水 田 1.0 畑 0.5 (長いも 0.2)	水 田 1.0 畑 1.0 (長いも 1.0)	2.5	基幹 2.0	水稲は専業経営 と同じ トレンチャー 洗滌機	水稲は専業経営 と同じ トレンチャー 集荷洗滌選別貯 蔵施設	1,023	2,283	$\frac{2.8t}{10a}$ $\frac{150円}{kg}$ 所得率 60%
水稲、りんご複 合経営	水 田 1.5 りんご 0.3	水 田 1.0 りんご 1.0	2.5	基幹 2.0	水稲は専業経営 と同じ SS 収納舎	水稲は専業経営 と同じ SS 集出荷共撰施設	1,217	2,274	$\frac{3.0t}{10a}$ $\frac{75:90円}{kg}$ 所得率 65%
水稲、養蚕複合 経営	水 田 2.0 桑 園 0.5	水 田 2.5 桑 園 1.5	2.5	基幹 2.0	水稲は専業経営 と同じ 壮蚕飼育室廻転 簇	水稲は専業経営 と同じ 壮蚕共同飼育所、 糸桑刈取機、給 桑機	1,385	2,108	$\frac{9kg}{10a}$ $\frac{1,100円}{kg}$ 所得率 70%
水稲、葉たばこ 複合経営	水 田 2.0 畑 0.3 (葉たばこ)	水 田 2.5 畑 0.6 (葉たばこ)	2.5	基幹 2.0	水稲は専業経営 と同じ 乾燥舎	水稲は専業経営 と同じ 共同育苗施設	1,445	2,111	$\frac{280kg}{10a}$ $\frac{576円}{kg}$ 所得率 84%

つまり農業の機械化や規模拡大を図ることによって余剰労働力を創出し、それを導入企業に振り向けるとい
うものである。

三 工業導入の実態——アンケート調査を中心に

現在、農工団地内で操業を行っている企業はサンヨーソーイング株式会社、青森ゼネラル株式会社、共進エレクトロン等があるが、これらの企業に対して、誘致企業が農業・農村にどのような影響を与えているかを調べるためにアンケート調査を実施した。

(一) サンプル特性

アンケート回答者は全体で九六人。企業別でみるとゼネラル電気二八人、サンヨーソーイング五三人、共進エレクトロン一五人である。男女別では男一五パーセント、女八五・四パーセントで、電気部品、衣服の製造といった業種内容からみて女性の割合が圧倒的に高い。年齢別では二四歳以下の若年層が五三・一パーセントと最も多く、つづいて二五歳から三四歳が二五・〇パーセントを占めており、比較的若い労働力が雇用されており、高齢者の吸収力はほとんどない。農家世帯内での続柄別でみると、若年女子という特性からもわかるように「娘」が四四パーセントで最も多く、つづいて「世帯主の配偶者」(一五パーセント)、「後継者の配偶者」(一四パーセント)、「後継者」(七パーセント)、「世帯主」(七パーセント)の順である。

(二) 導入企業への就業の状態

勤務年数をみると、一～四年が六二・四パーセントを占め、比較的勤務年数の浅い者が多い。勤務形態では「常勤」が八六・四パーセントと最も多く、「臨時・パートタイマー」は一〇・四パーセントにすぎない。

(三) 就業以前の状態

現在の工場に勤める以前に、農業以外の仕事に従事していた者は五四・二パーセントにのぼり、すでに脱農化が進んでいることをあらわしている。その場合勤務場所は四四・二パーセントが東京を中心とした首都圏で、残りは近隣の地方都市である。また職種をみると、その他の給食センター、病院、設計事務所、加工工場などが多く三二・六パーセントを占め、商店やサービス業が二一・一パーセントとなっている。その勤務形態は「恒常的勤務」が四八パーセントで、その他の者は「日雇い、臨時雇」といった不定期の就労であった。以上のことから言えることは、誘致企業に就業する者の多くは、すでに脱農し、何らかの仕事に従事しているものの、就労形態が不安定であるため、就業する者が多いことが判明した。なお出稼者が就労したのは皆無であり、誘致企業は出稼とは、必ずしも結びついていないことがわかる。

(四) 農業経営・農作業へのかかわり

次に、就業以前と就業以後では、農業へのかかわりが、どのように変化したかみてみよう。まず農業経営へのかかわりの変化をみると、経営の中心であった者は就業後も中心的役割を果たしており、相談程度の者も変化はない。しかし、まったく農業に関与しなかった者のうち一九パーセントの者は、就業後、多少農業にかかわるようになってきている。

第二に農作業従事の変化をみると、就業前従事していた者のうち、勤めることによって全く従事しなくなった者はわずか九・一パーセントにすぎない。これに対して全く従事していなかった者のうち、従事するようになったのは五〇パーセントにのぼっている。

第135表 現在の工場への就業前と就業後(現在)
の農業経営へのかかわりの変化

就業前 \ 就業後(現在)	計	自分を中心とな って方針などを 決めている	相談にはあ ずかるが中 心ではない	経営につい ては関与し ない	無回答
計	96人 100.0%	3人 3.1%	36人 37.5%	51人 53.1%	6人 6.3%
自分を中心とな って方針などを決 めている	2人 100.0%	2人 100.0%			
相談にはあずかる が中心ではない	28人 100.0%		25人 89.3%	3人 10.7%	
経営については関 与しない	58人 100.0%		11人 19%	47人 81%	
無 回 答	8人 100.0%	1人 12.5%		1人 12.5%	6人 75%

第136表 農 作 業 従 事 の 変 化

就業前 \ 就業後(現在)	計	全く従事し ない	従事してい る	無 回 答
計	96人 100.0%	22人 22.9%	69人 71.9%	5人 5.2%
全く従事していな かった	34人 100.0%	16人 47.1%	17人 50%	1人 2.9%
従 事 し て い た	55人 100.0%	5人 9.1%	50人 90.9%	
無 回 答	7人 100.0%	1人 14.3%	2人 28.6%	4人 57.1%

第三に、農作業従事の程度の変化をみると、就業前に中心的作業者であったもののうち、五〇パーセントの人が就業後には農繁期だけ作業するようになった。もともと補助的作業者であった者は就業後も同様の役割を果たしている。以上のことから言えることは、サンプル特性(回答者の四割は就業前学生であった)によるものではあるが、就業後、むしろ農業へのかかわりが増えていることがわかった。しかし作業の内容を

第137表 農作業従事の程度の変化

就業後(現在) 就業前	計	中心的作 業者であ る	農繁期の み従事し ている	補助的に 従事して いる	無 回 答
計	72人 100.0%	3人 4.2%	32人 44.4%	32人 44.4%	5人 7%
中心的作業 者であ った	4人 100.0%	2人 50%	2人 50%		
農繁期の み従事し ていた	27人 100.0%	1人 3.7%	23人 85.2%	1人 3.7%	2人 7.4%
補助的に 従事して いた	24人 100.0%		1人 4.2%	20人 83.3%	3人 12.5%
無 回 答	17人 100.0%		6人 35.3%	11人 64.7%	

みると、作業程度はより浅くなっているのである。

(五) 農業経営の変化

就業者の農家の経営規模は平均で一戸当たり八二・四アールである。工場就業後の経営面積の増減はほとんどみられなかった。しかし、経営作目においては多少の変化がみられ、その大部分は減産または生産中止である。いくつかの事例をあげると次の通りである。

- 。養豚（生産中止）割にあわない
- 。長いも（生産中止）省力耕作がむずかしい
- 。たばこ（減産）労働力が不足
- 。野菜（減産）労働力が不足
- 。畜産（減産）労働力が不足
- 。稲作（減産）労働力が不足

誘致企業へ就業することは、農業経営にとって労働力の不足をまねき、必然的に減産、生産中止が多くみられる。農業経営において構造改善事業の推進により、かなり省力化が進んだものの、やはり誘致企業と農業への労働力配分がうまく行われない。特に、省力化がむずか

しい農業分野においては、労働力不足のため減産や生産中止におこまれている。つまり、農工一体化を目ざした農工法は、実態的には両善にはなりえず、むしろ農業の後退を促進するものと言える。しかし、誘致企業へ就業することによって経済的に自立できるかと言えば、賃金水準そのものが低いため賃金労働者とし独立しえないのが現状である。

(六) 誘致企業と農家

現在、県内の多くの市町村では誘致企業の導入を積極的に推進している。企業誘致の背景は農業だけでは経済的に自立できず、兼業化を進めてゆくものの、地域内に就労機会が少ないため、出稼ぎや日雇、臨時雇いといった不安定な就労形態に依存せざるをえないのである。そのため出稼よりは、賃金が低くとも地域内に就業したいという希望が強いのである。したがって、出稼解消策として企業の誘致がはかられるのである。しかし、誘致される企業の大多数は、いわゆる都市型企業であり、農村との結びつきは安価な労働力や土地の供給源としてだけである。事実、導入される企業の大部分は寡占体制下における親企業に対する子会社、孫会社であり、生産工程のうち労働集約的な部分を切り離なして農村へ進出させるのである。つまり、あくまでも低賃金を前提にしており、多くのものは部品組立や衣服の製造である。

農工法が目したように、企業の導入→農業の省力化→経営規模の拡大といった図式には、現実には進展せず、むしろ逆に非自立勤労者と非自立的農民を拡大再生産しているのが現実である。つまり、農業でも自立できず、企業に就業しても勤労者としても自立できず、零細兼業農家を維持固定化しているのである。また企業も零

細農家の再生産というものを前提に進出しているのである。

企業の誘致は、たしかに就労機会の拡大を生む。しかし、労働力と土地を除いては企業と農村とは結びつかないのが現実である。したがって企業誘致という安易な道ではなく、農業・農村と深く結びつく産業おこしが重要なのであり、七戸の先人達も、従来地域資源利用型、地域経済密着型の産業おこしに努力をかたむけてきたのであり、我々はその歴史を再度評価しなおす必要があるだろう。

後記

早いもので、我々が七戸町史の執筆依頼を受けてから六年の月日が流れた。この間、ややもすると様々な困難と諸事情により停滞しがちであった作業も、ようやくここに結実することになった。

本巻は、明治以降今日に至るまでの、いわゆる近・現代史篇である。取り扱う時代の関係上、町民各位にとっては最も親しみのある、身近な巻ともなるであろう。

執筆にあたって最も配慮したのは、しばしば多くの郷土史に見うけられる「お国自慢」をさけることであつた。すなわち、明治以降の百余年の七戸町の町民の歩みを、出来る限り客観的に把握、さらにその歩みが、日本全体の近・現代の歩みとどのように関わるのかを検証することであつた。それともう一つは、七戸町の百余年の歴史を支えてきた人物、大きな貢献をなした人物などを個人的にとりあげるのではなく、むしろ個々の事件や歴史的展開の中でその個人に言及すること、また集団としての町民の歩みに可能な限り言及すること、を充分に考えて執筆したつもりである。執筆にあたってみると、資史料の残存と収集には大きなムラがあり、そのため七戸町の全体像を十分に明らかにしたとは言い切れない。特に明治期の経済・商業資料、大正期の資料などが、最後まで十分には収集出来ず、そのため記述にややムラがあることは残念である。いずれさらにその欠を補うべきであらう。歴史書を編纂することは、一つの区切りであると同時に新しい歴史への第一歩である。町民各位が本書を読まれ、七戸町の新しい歴史を切り拓かれんことを祈念して止まないものである。

(末永 洋一)

七戸町史刊行委員会

[illegible]

工	藤	田	福	(故)	(故)	和	工	米	福	福	天	田	末
藤	賀	中	田	田	藤	田	田	田	士	間	高	永	
佑	慶	七	正	四		省	正			勝	昭	洋	
子	二	郎	郎	郎	祐	三	郎	忠	也	二	一		

七戸町史

昭和六十年三月二十五日印刷
昭和六十年三月三十日発行

編集 七戸町史刊行委員会
発行 七戸町

印刷 盛岡市本町通り二丁目十三の八
川口印刷工業株式会社